



農業経営支援策 活用カタログ 2025

MAFF
農林水産省

カタログ利用の手引き

本カタログでは農業を営まれる方の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

中項目番号：
項目毎に番号をつけています。

対象者タブ①：
支援対象（個人、法人、サービス事業者、集落営農、地域）に応じて色をつけています。

対象者タブ②：認定農業者、認定新規就農者が支援対象や採択のポイントアップ対象になっている場合に色をつけています。

大項目名：
課題テーマ毎に分けています。

中項目名：
活用できる場面を記載しています。

支援方法タブ：
支援方法（補助金等、出融資、税制、その他）に応じて色をつけています。

お問い合わせ先：
事業担当の連絡先です。
ご不明なことがあればこちらにお問い合わせください。

「人と農地の問題」の解決

1 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農地中間管理機構（農地バンク）は地域計画を実現するために、農地の集積・集約化を行います。

【事業名：農地中間管理事業】

対象となる方

農業者等（農地を貸したい方、農地を借りた方）

支援内容

地域計画を実現するため、農地バンクは、農地を貸したい人から借り受け、地域計画に位置付けた受け手に対して貸付けを行います。

特徴

農地バンクに貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返却されます。期間満了後に再度貸付けを行うことも可能です。

農地中間管理機構（農地バンク）の仕組み

農地を貸したい方 → 農地中間管理機構（農地バンク） → 農地を借りた方

公的機関から安心して貸せます。

ニーズに合わせて、さまざまな使いやすさの農地が借りられます。

地域計画に基づいた農地の集積・集約化

担い手ごとに集約化した農地利用

農地中間管理機構（農地バンク）には、以下の関連対策があります。

- ◆ 機構集積協力金交付事業 → 2 番 3 ページへ
→ 農地バンクを活用して、農地集積・集約化に取り組む地域や、農地の出し手を支援
- ◆ 遊休農地解消対策事業 → 3 番 10 ページへ
→ 市町村や農地バンクが行う、農地バンクが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費を支援
- ◆ 農地耕作条件改善事業 → 4 番 11 ページへ
→ 農地バンク等による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードソフトを組み合わせ支援します。
- ◆ 農地中間管理機構関連農地整備事業 → 5 番 12 ページへ
→ 農地バンクが借り入れている又は所有している農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が土壌基盤整備を支援
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち
 - 果樹農業生産力増強総合対策 → 43 番 68,70,71 ページへ
→ 果樹の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品種・品種への改種・新植等の取組のほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。
 - 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 → 49 番 75 ページへ
→ 産地の戦略に基づく茶園の新植や改種、有機栽培や輸出向け栽培への転換、簡易な園地整備、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局または、
・農林水産省担当課：
経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-6744-2151）

関連事業：
関連する施策がある場合に紹介しています。

ご利用に当たっての留意事項

本カタログの内容は、2025年度予算を中心として、2025年4月時点の内容を紹介しているものです。

今後、内容に変更がある得ることや事業によっては募集を終了しているものがあることをあらかじめご了承ください。

事業内容や利用方法の詳細については、各施策ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認をお願いします。

本カタログの掲載先

>> https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html



目次

項目 番号	中項目名	該当 ページ	事業・制度等の名称
「人と農地の問題」の解決			
1	地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい	P. 1	農地中間管理事業
		P. 2	機構集積協力金交付事業
		P. 3	多面的機能支払交付金
			中山間地域等直接支払交付金
			農地耕作条件改善事業
			農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型）
2	荒廃農地を活用したい	P. 4	農地中間管理機構関連農地整備事業
			中山間地域農業農村総合整備事業
			農業競争力強化農地整備事業
			農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）
		P. 5	水利施設整備事業
			畑地帯総合整備事業
			農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）
		P. 6	農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）
		P. 7	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち中山間地域飼料増産活性化対策
		P. 8	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）
		P. 9	遊休農地解消対策事業
3	耕作条件を改善したい	P.10	農地耕作条件改善事業
		P.11 P.12	農山漁村地域整備交付金
			農業競争力強化農地整備事業
			農地中間管理機構関連農地整備事業
			水利施設整備事業
			畑地帯総合整備事業
			農地耕作条件改善事業
			中山間地域農業農村総合整備事業
			農業水路等長寿命化・防災減災事業
			畑作等促進整備事業
			農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）
5	基盤整備に伴う費用負担を減らしたい	P.13	農家負担金軽減支援対策事業
			経営体育成促進事業
人材を育成・確保			
6	新たに農業を始めたい	P.14	新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業
			農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち経営・就農サポート事業
		P.15	新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金
		P.16	新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金
		P.17	新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業
		P.18	青年等就農資金
7	新たな人材を確保したい	P.19	雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）
		P.20	雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）
		P.21	雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（産地間連携推進タイプ）
		P.22	新規就農者育成総合対策のうち 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
		P.23	新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業
		P.24	雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（就労条件改善タイプ）
8	経営体の魅力を発信したい	P.25	農業の「働き方改革」実行宣言
9	農福連携に取り組みたい	P.26	農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
経営継承を支援			
10	経営継承した後の経営を発展させたい	P.27	経営継承・発展等支援事業
11	経営を継承する人材を確保・育成したい	P.28	雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）
12	経営を継承して新規就農したい	p.29	新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ） 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）
13	地域の経営資源を継承して新規就農したい	P.30	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
14	農業の生産基盤強化のため、後継者のいないハウス、樹園地、農業機械の継承に取り組みたい	P.31	産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策
15	経営継承する際に活用できる支援策を知りたい	P.32	事業承継・M&A補助金
		P.33	経営継承円滑化法による遺留分に関する民法の特例
		P.34	中小企業事業再編投資損失準備金
16	経営継承のためのアドバイスを受けたい	P.35	農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業経営・就農サポート事業 農業の経営継承に関する手引き、農業経営未来ノート
17	経営資産を後継者に引き継ぎたい（個人向け）	P.36	農地の贈与・相続に係る特例措置 個人版事業承継税制
18	株式を後継者に引き継ぎたい（法人向け）	P.37	法人版事業承継税制
19	地方自治体と連携して、経営継承に取り組みたい	P.38	事業承継等人材マッチング支援事業
経営発展に向けた取組			
20	認定農業者になりたい	P.39	認定農業者制度
21	集落営農の活性化を図りたい	P.40	集落営農連携促進等事業
22	農業経営のためのアドバイスを受けたい	P.41	農業経営・就農サポート推進事業
23	経営管理能力を高めたい	P.42	経営発展・就農促進委託事業
24	スマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直したい	P.43	新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業
25	中山間地域の所得向上を図りたい	P.44	中山間地域所得確保推進事業
26	青色申告制度のメリットについて知りたい	P.45	青色申告制度
資金の確保			
27	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	P.46	スーパー L 資金 経営体育成強化資金 農業改良資金 農林漁業施設資金 農業近代化資金
			スーパー L 資金 農業近代化資金
			担い手経営発展支援金融対策事業 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 農業信用保証保険支援総合事業のうち 農業近代化資金保証料助成金交付事業
		P.47	
28	資金繰りのための短期運転資金を借りたい	P.48	スーパー S 資金
29	農業法人の経営強化の取組に対して資金の出資を受けたい	P.48	農林漁業法人等投資育成制度
機械・施設の導入			
30	経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい	P.49	農地利用効率化等支援交付金
31	産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしたい	P.50	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策
32	カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい	P.51	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
		P.52	新基本計画実装・農業構造転換支援事業
33	輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設を整備したい	P.53	農産物等輸出拡大施設整備事業のうち輸出対応型施設の整備
34	海外や加工・業務用等の新市場への対応に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい	P.54	産地生産基盤パワーアップ事業のうち 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化
35	安定的な生産・供給の実現に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい	P.55	強い農業づくり総合支援交付金のうち食料システム構築支援タイプ
36	機械設備やシステムを導入する場合に活用できる補助金について知りたい	P.56	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
37	ITツールを導入する場合に活用できる補助金について知りたい	P.57	IT導入補助金
38	機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい	P.58	中小企業経営強化税制
			先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置
			中小企業投資促進税制
		P.59	農業経営基盤強化準備金制度

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
安定した農畜産物の生産			
39	米、麦、大豆などを安定的に生産したい	P.60	経営所得安定対策
		P.61	水田活用の直接支払交付金
		P.62	畑地化促進事業
		P.63	畑作物産地形成促進事業
		P.64	コメ新市場開拓等促進事業
		P.65	小麦・大豆の国産化の推進
40	水田で高収益作物や子実用とうもろこしを生産したい	P.66	水田農業の高収益化の推進
41	野菜を安定的に生産したい	P.67	野菜価格安定対策事業
42	国内資源を活用した肥料を生産・活用したい	P.68	国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業 国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業
43	堆肥を実証的に活用する土づくりに取り組みたい	P.69	産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策（全国的な土づくりの展開）
44	果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備の導入をしたい	P.70	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
		P.71	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）
45	果樹の大幅な省力化等に向けた実証に取り組みたい	P.72	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
46	果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい	P.73	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
47	施設園芸及び茶について燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換に取り組み、経営の安定を図りたい	P.74	施設園芸等燃料価格高騰対策
48	新しく園芸産地をつくりたい	P.75	持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
49	野菜等の施設栽培の生産性を高めたい	P.76	データ駆動型農業の実践・展開支援事業のうちデータ駆動型農業の実践体制づくり支援 強い農業づくり総合支援交付金うち重点政策推進枠（スマート農業の推進）
50	茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい	P.77	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
		P.78	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）
51	花き生産や流通の効率化に取り組みたい	P.79	持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進
52	畜産・酪農の収益力を高めたい	P.80	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
		P.81	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業
		P.82	畜産経営体質強化支援資金融通事業 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業
53	畜産・酪農経営に安定して取り組みたい	P.83	加工原料乳生産者補給金 加工原料乳生産者経営安定対策事業
		P.84	バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業
		P.85	酪農経営支援総合対策事業
		P.86	肉用子牛生産者補給金 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン） 肉用牛経営安定対策補完事業
		P.87	肉豚経営安定交付金（豚マルキン） 養豚経営安定対策補完事業
		P.88	鶏卵生産者経営安定対策事業
54	国産チーズの競争力を強化したい	P.89	国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業
55	国産飼料の生産・利用を拡大したい	P.90	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業
		P.91	飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業 草地畜産基盤整備事業＜公共＞ 強い農業づくり総合支援交付金 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
安定した農畜産物の生産			
56	養蜂を振興したい	P.92	持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進
57	持続的な畜産物生産に取り組みたい	P.93	持続的生産強化対策事業のうち飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援
			畜産高度化支援リース事業
		P.94	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうちICT化等機械装置等導入事業
		P.95	畜産生産力・生産体制強化対策事業
58	GAPに取り組みたい、GAP認証を取得したい	P.96	乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
			国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業
			グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業
			持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業
高付加価値化・輸出の取組			
59	農林水産物等を活用し、付加価値を創出するために必要となる加工・販売施設等を整備したい	P.98	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型）
		P.99	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型）
60	多様な地域資源を活用した新商品・サービスを開発したい	P.100	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち創出支援型）
61	農林水産物・食品を輸出したい	P.101	グローバル産地づくり推進事業のうち コミュニティ形成等支援事業
		P.102	グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業
		P.103	戦略的輸出拡大サポート事業の戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、ジェトロによる事業者サポート
		P.104	戦略的輸出拡大サポート事業の戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、J F O O D O によるプロモーション
			輸出環境整備推進事業のうち輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業（残留農薬基準値等調査事業）
		P.105	輸出環境整備推進事業のうち輸出先国規制対応支援事業
		P.106	原発事故に伴う輸出証明書を発行してほしい
	P.107	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	
環境への取組			
62	環境にやさしい農業を行いたい	P.108	環境負荷低減のクロスコンプライアンス
63	みどり認定を受けたい	P.109	みどりの食料システム法に基づく生産者認定制度
64	未利用資源等を有効活用してバイオ燃料を製造したい	P.110	農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業
65	環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい	P.111	環境保全型農業直接支払交付金
		P.112	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業推進総合対策事業のうち有機農業新規参入促進事業
			グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業
		P.113	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業
			みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機転換推進事業
		P.114	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちSDGs対応型施設園芸確立
66	地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい	P.114	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策のうち施設園芸エネルギー転換枠
		P.115	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちグリーンな栽培体系加速化事業
67	野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利活用を推進したい	P.116	多面的機能支払交付金
		P.117	中山間地域等直接支払交付金
68	再生可能エネルギーに取り組みたい	P.118	鳥獣被害防止総合対策交付金
69	農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい	P.119	地域資源活用展開支援事業（相談窓口の設置） 営農型太陽光発電取組支援ガイドブック
70	化学肥料や化学農薬の使用低減に役立つ機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい	P.120	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消
71	環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売や有機農産物等を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設を取得したい	P.121	みどりの食料システム法に基づく税制特例（みどり投資促進税制）
72	生産段階の環境負荷低減の取組に必要な機械・施設を取得したい	P.122	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）
		P.123	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備

項目 番号	中項目名	該当 ページ	事業・制度等の名称
自然災害、収入減少への備え			
73	農業経営の様々なリスクに備えたい	P.124	収入保険
74	自然災害による農業用ハウスの損害に備えたい	P.126	園芸施設共済
75	農業用ハウスの防災、減災対策を行いたい	P.127	園芸産地における事業継続強化対策
76	自然災害による収穫量等の減少に備えたい	P.128	農作物共済
			果樹共済
			畑作物共済
			家畜共済
77	自然災害等による被害が生じてても事業を継続できるように備えたい	P.129	自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP
その他の支援			
78	老後資金の充実を図りたい	P.130	農業者年金事業
79	インボイス制度に対応するために活用可能な支援制度について知りたい	P.131	インボイス制度
		P.132	IT導入補助金（インボイス対応類型）
80	退職金制度を整備するために活用可能な制度について知りたい	P.133	小規模企業共済
			中小企業退職金共済制度
81	農泊をはじめたい	P.134	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型）
82	研究成果や研究者の情報を手軽に入手したい	P.135	農業研究見える化システム：アグリサーチャー（まるみえアグリ（農林水産「見える化」シリーズ））
83	中山間地の特色を活かした経営を展開したい	P.136	中山間地農業ルネッサンス事業
84	農業経営に関する情報をタイムリーに知りたい	P.137	Facebookページ「農水省・農業経営者net」 農業担い手メールマガジン
85	全国の農地情報を見たい	P.138	eMAFF農地ナビ
86	農作業の受託や機械のシェアリング（共同利用）等の農業支援サービス事業を新たに立ち上げたい	P.139	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
農政に関する現場でのご相談先【地方参事官】			
87	農政に関する相談や、事業や制度についての質問がしたい	P.140	農林水産省 地方参事官ホットライン

1 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

農地中間管理機構（農地バンク）は地域計画を実現するために、農地の集積・集約化を行います。

【事業名：農地中間管理事業】

対象となる方

農業者等（農地を貸したい方、農地を借りたい方）

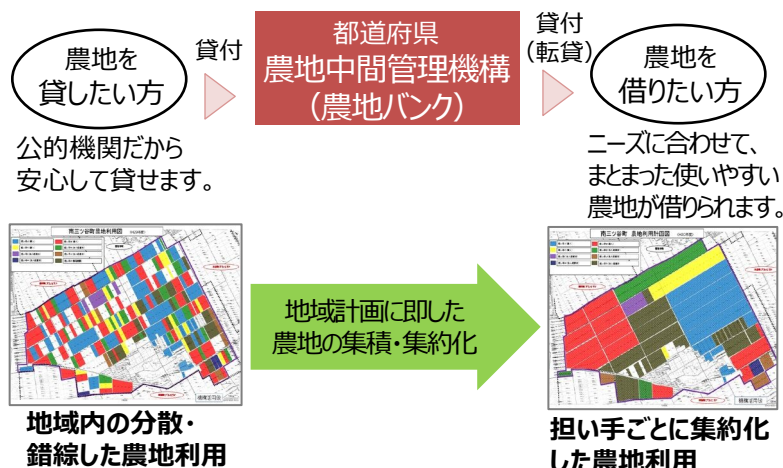
支援内容

地域計画を実現するため、農地バンクは、農地を貸したい人から借り受け、地域計画に位置付けた受け手に対して貸付けを行います。

特徴

農地バンクに貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返却されます。期間満了後に再度貸付けを行うことも可能です。

農地中間管理機構（農地バンク）の仕組み



農地中間管理機構（農地バンク）には、以下の関連対策があります。

◆機構集積協力金交付事業

➡ 1 番 2 ページへ

→ 農地バンクを活用して、農地集積・集約化に取り組む地域や、農地の出し手を支援

◆遊休農地解消対策事業

➡ 2 番 9 ページへ

→ 市町村や農地バンクが行う、農地バンクが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費を支援

◆農地耕作条件改善事業

➡ 3 番 10 ページへ

→ 農地バンク等による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

◆農地中間管理機構関連農地整備事業

➡ 4 番 11 ページへ

→ 農地バンクが借り入れている又は所有している農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が行う基盤整備を支援

◆持続的生産強化対策事業のうち

○果樹農業生産力増強総合対策

➡ 44~46 番 70~73 ページへ

→ 果樹の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上に資する省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の取組のほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。

○茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

➡ 50 番 77 ページへ

→ 産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、有機栽培や輸出向け栽培への転換、簡易な園地整備、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局または、
・農林水産省担当課：
経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-6744-2151）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

農地バンクを活用して、農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

【事業名：機構集積協力金交付事業】

支援内容

地域計画の策定地域において、農地バンクを活用して農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。交付金の使途は、地域の話合いにより自ら決めることができ、受け手の支援にも活用できます。

1. 地域集積協力金

まとまった農地を農地バンクに貸し付けた地域に協力金を交付します。

(交付要件)

- 以下のいずれかを満たすことが必要です。
 - 交付対象農地の1割以上が新たに担い手に集積されること。
 - 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。
- 農地バンクへの貸付総面積及び農地バンクの農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域にあっては0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること。

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
区分2		80%超	3.4万円/10a

※ 農地バンクの活用率は、対象地域の農地面積に占める機構への貸付等総面積の割合。

※ 中山間地域の活用率要件を緩和し、中山間地域での取組を重点的に支援します。

※ 農地バンクを通じた農作業委託に取り組む場合は、1/2の交付単価になります。

2. 集約化奨励金

農地バンクの再配分等により、農地の集約化に取り組む地域に奨励金を交付します。

(交付要件)

地域の農地面積に占める次に掲げる農地による団地面積が目標年度までに10ポイント【区分2】又は20ポイント【区分2】以上増加することが必要です。

既に団地面積の割合が30%以上の地域においては、1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること【区分2】でも活用が可能です。

- 同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上）の団地面積
- 地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

※ 地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地化に取り組む場合、同一の耕作者が耕作する農地の団地化と一体的に取り組む必要があります。

目標年度とは、事業実施年度の翌々年度となります。

なお、地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地面積の増加に取り組む場合には、事業実施年度の3年度後までに団地化するとともに、当該団地を同一の耕作者や隣接の耕作者に貸し付ける必要があります。

	交付単価
区分1	1.0万円/10a
区分2	3.0万円/10a

※ 農地バンクを通じた農作業受託に取り組む場合は、1/2の交付単価になります。

※ 地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地により新たに団地化した場合は、1/2の交付単価になります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
・農林水産省担当課：
経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3591-1389）

2 荒廃農地を活用したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

①地域・集落の共同活動による荒廃農地の発生防止・解消の取組を支援します。

【事業名：多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金】

◆多面的機能支払交付金

➡ 66番 116ページへ

→ 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

◆中山間地域等直接支払交付金

➡ 66番 117ページへ

→ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

②簡易な基盤整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

◆農地耕作条件改善事業

➡ 3番 10ページへ

→ 農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

③既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な整備と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型）】

◆地域資源活用価値創出対策（定住促進・交流対策型）

➡ 59番 99ページへ

→ 農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向けて、農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

④農地整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）】

対象となる方

都道府県、市町村等

支援内容

1 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産性の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化や汎用化などの農地整備を推進

2 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらずに実施する基盤整備を推進

3 中山間地域農業農村総合整備事業（補助率：55%等）

地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農の確立を支援するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を総合的に実施

4 農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）（補助率：1/2等）

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：1,2 農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL:03-6744-2208）

3 農村振興局地域整備課集落基盤整備再編班（TEL：03-6744-2200）

4 農村振興局地域整備課農村整備企画班（TEL：03-6744-2200）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

⑤農業用排水施設整備と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：水利施設整備事業、畑地帯総合整備事業
農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）】

◆水利施設整備事業

➡➡ 4番 11ページへ

→ 農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利用の高度化、水管理の省力化を推進します。

◆畑地帯総合整備事業

➡➡ 4番 11ページへ

→ 畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

対象となる方

都道府県、市町村等

支援内容

- 1 農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）（補助率：1/2等）
水田及び畑地帯における基幹的な農業用排水施設の整備等を支援

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局水資源課水利施設強靱化班（TEL：03-3502-6246）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

⑥荒廃農地を解消して公共施設用地や市民農園等を整備する取組を支援します。

【事業名：農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）】

対象となる方

都道府県、市町村

支援内容

- 1 農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）（補助率：1/2等）
農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に支援

特徴

中山間地域総合整備型は、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業と併せて一体的に実施する必要がある。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域整備課集落基盤整備再編班（TEL：03-6744-2200）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

⑦中山間地域における飼料増産活動を支援します。

【事業名：国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち中山間地域飼料増産活性化対策】

対象となる方

農業者3戸以上からなる農業者集団、農協、農事組合法人、特定農業団体（集落営農組織）、公社など

支援内容

- 1 飼料増産活性化計画の作成等（補助率：定額）
地域における飼料増産のあり方や具体的な活動内容を整理した「飼料増産活性化計画」の作成に必要な専門家の招へい、現地調査、検討会議の開催等に係る経費を支援します。
- 2 飼料増産活動の実施（補助率：1/2以内（補助上限：10aあたり25千円））
荒廃農地等を利活用して行う草地の整備、飼料作物の生産、家畜の放牧等に係る経費を支援します。
- 3 飼料増産活性化機械の導入（補助率：1/2以内）
飼料増産活動に必要な農業用機械の購入経費を支援します。

支援対象となる活動事例	補助対象経費
耕作放棄地等を牧草地や飼料畑に転換する取組	植生調査費、施工費、除草剤日、土壌改良資材費、肥料費、種子費など
農地や役務の提供など共同で取り組む青刈りとうもろこしの栽培	農機具（コーンplanter等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費など
試験場の指導を受けて取り組むソルガム新品種を活用したロールベールサイレージの生産	農機具（ロールベラー等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費、飼料調製資材（ラップフィルム）費等
地域住民の協力の下、集落周辺の点在する休耕地を活用して取り組む黒毛和種繁殖牛の放牧	電気牧柵、給水設備、移動式スタンション、アブトラップ等の設置費、牧草の追播経費、放牧牛の疾病検査費など
飼料畑に獣害防止柵を設置する取組	獣害防止柵の設置費
上記活動に必要な農業用機械の購入	＜補助対象機器＞ ブロードキャスター、コーンplanter、フォーレージハーベスター、ロールベラー、ラッピングマシンなど

特徴

地域振興5法等の指定地域において、傾斜地や30a未満の小区地を含む荒廃農地などを利活用して行う飼料増産活動が支援対象となります。

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等畜産担当課
- ・農林水産省担当課：畜産局飼料課草地整備事業班（TEL：03-6744-2399）

「人と農地の問題」の解決

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

⑧中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）】

対象となる方

都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

支援内容

○最適土地利用総合対策（補助率：定額、5.5/10等）

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【土地利用構想の概定】



【地域ぐるみでの話し合い】



【先進地視察】



【体制整備】



長大法面の芝生化



放牧



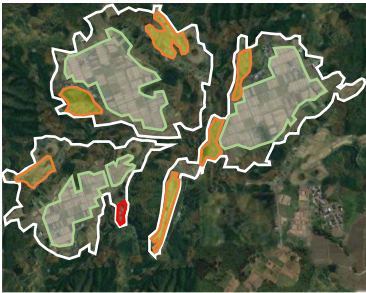
省力化機械の導入

【農用地保全の実証的な取組】

【農用地保全等推進員の措置】
多様な農用地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート（ソフト：上限250万円/年）
※ 活性化計画を作成、又は作成することが確実である場合。

Step 1
3年以内に地域における土地利用構想を策定
▶ ①ソフト：上限1,000万円/年

Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



伐根・整地
【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整備
【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



粗放的な利用による農業生産
上限10,000円/10a/年



農業生産の再開が容易な土地利用等
上限5,000円/10a/年



【計画的な植林】

Step 2
▶ ② 農用地保全のための基盤整備、農業環境整備（農業用ハウス、簡易トイレ等）：ハード定率（5.5/10等 上限2,000万円/年）
▶ ③ 粗放的利用支援
ソフト：上限10,000円/10a
又は 上限5,000円/10a
※ 営農定着のための支援として最大3年間

特徴

- ・対象となる地域は中山間地域等における複数集落
- ・事業実施は、2年以上5年以内
- ・農用地の粗放的利用の取組（放牧、蜜源作物、省力作物、景観作物等の作付け、緩衝帯整備、計画的な植林など）を1つ以上行うこと

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課荒廃農地活用推進班（TEL：03-6744-2665）

8

「人と農地の問題」の解決

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

⑨市町村や農地バンクが遊休農地を解消し、担い手に集積・集約化する取り組みを支援します。

【事業名：遊休農地解消対策事業】

対象となる方

市町村、農地バンク

〔 遊休農地の所有者（市町村や農地バンクが遊休農地を解消します）
農業者等（農地バンクを通じて解消した遊休農地を借りることができます） 〕

支援内容

1 遊休農地解消対策事業（補助率：定額等）

市町村や農地バンクによる簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。



<事業の流れ>



特徴

<対象となる遊休農地のイメージ>

交付単価：10a当たり**43,000円**（上限）

交付対象農地：地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち
簡易な整備で解消可能な遊休農地

補助対象経費：遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費を支援します。

① 草刈り ② 除礫 ③ 抜根（※） ④ 耕起・整地

⑤ その他必要と認められる経費

※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は除きます。

交付要件：遊休農地の所有者は10年以上農地バンクに農地を貸し付けること



お問い合わせ先

・最寄りの農政局、農地中間管理機構

・農林水産省担当課：農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3591-1389）

3 耕作条件を改善したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

対象となる方

地域計画の策定区域等で事業実施主体が計画する整備区域内の農業者 等
(事業実施主体) 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合 等

支援内容

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2人以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施 等

① 農地集積促進 担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援

- (ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、用排水路や農作業道等の更新整備（定額）
農業用排水施設、区画整理、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定率）等
(ソフト) 集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※1（定額）、
導入作物に応じた品質向上支援（定率）等

※1 単年度あたり300万円迄を支援



畦畔除去

② 高収益作物転換 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援

実施要件：受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

- (ハード) 高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）等
(ソフト) 高収益作物への転換支援※2、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、
高収益作物導入支援（定率）等

※2 単年度あたり300～500万円迄を支援



高付加価値農業施設の設置

③ スマート農業導入 スマート農業に必要なGNSS基準局の設置等を支援

- (ハード) スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、GNSS基準局の整備（定率）等
(ソフト) トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入（定率）等



GNSS基地局設置

④ 病害虫対策 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援

事業実施区域：植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

- (ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等
(ソフト) 土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援

事業実施区域：流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

- (ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置（定額）等
(ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整、堰板購入等の条件改善（定額）等



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた整備等を支援

事業実施区域：地域計画の策定区域等及びその周辺農地

- (ハード) 粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等
(ソフト) 交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等



粗放的な農地利用

特徴

- **事業実施年度に入ってから**の採択申請が可能（随時受付）
- 必要なハードとソフトを組み合わせ、**最大5年**

お問い合わせ先

・最寄りの農政局、都道府県、市町村
・農林水産省担当課：

農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL：03-3502-6277）

4 基盤整備を行いたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

基盤整備に係る事業費を補助することにより、事業の実施を支援します。

【事業名：農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設整備事業・畑地帯総合整備事業、農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、畑作等促進整備事業、農山漁村地域整備交付金、中山間地域農業農村総合整備事業、農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）】

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等）

主な支援内容

1. 農地の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農地の大区画化や排水対策等により、生産コストの削減や農業の高付加価値化を支援。



暗渠排水



農道整備



畦畔除去



土層改良

（主な特徴）

- 農地の集積・集約化率に応じて、受益者の負担軽減が可能
- 農地中間管理機構が借り入れている一定規模以上の農地等では、受益者負担なしで整備が可能
- 畦畔除去等の簡易な整備も支援

2. 農業水利施設等の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、汎用化・畑地化や水管理の省力化等に向けた整備を支援。



パイプライン化



排水路



暗渠排水



老朽化した水路



自動給水栓



畑地かんがい施設



耐震照査

水利用の効率化・水管理の省力化に向けた整備

畑地の総合的な整備や高収益作物の導入に向けた整備

農業水路等のきめ細かな長寿命化・防災減災対策

（主な特徴）

- 農地の集積・集約化や高収益作物の作付面積の増加割合に応じて、受益者の負担軽減が可能

3. 情報通信環境の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附属設備の整備を支援。



お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：

- 1：農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL：03-6744-2208）
- 2：農村振興局水資源課水利施設強靱化班（TEL：03-3502-6246）
- 1,2：農村振興局地域整備課集落基盤整備再編班（TEL：03-6744-2200）
- 3：農村振興局地域整備課農村資源利活用推進班（TEL：03-6744-2209）

5 基盤整備に伴う費用負担を減らしたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

基盤整備に係る農家負担金の軽減を支援します。

【事業名：農家負担金軽減支援対策事業、経営体育成促進事業】

対象となる方

基盤整備事業による費用を負担する農業者等

農家負担金軽減支援対策事業：土地改良区、市町村 等

経営体育成促進事業：土地改良区、農業協同組合 等

支援内容

①農家負担金軽減支援対策事業

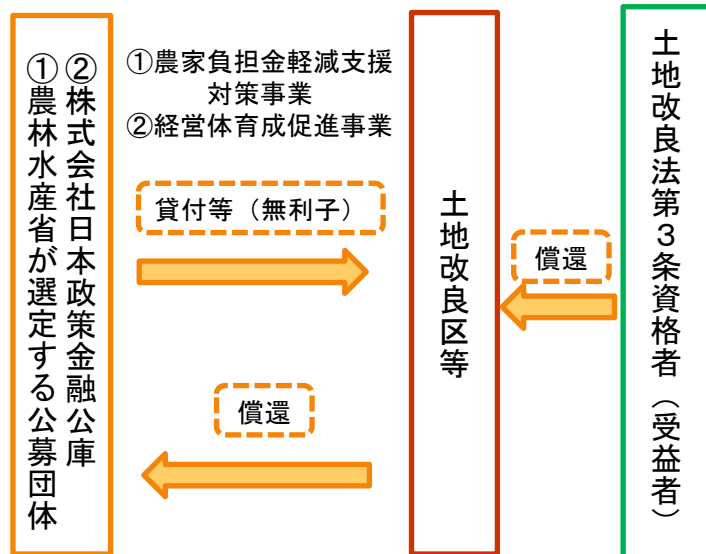
担い手農地利用集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携又は先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られる土地改良事業等の農家負担金の償還利子相当額の5／6を助成する等、基盤整備に係る農家負担金の軽減を図る支援を行います。

②経営体育成促進事業

基盤整備事業を契機とした農地の利用集積を図るため、土地改良区等の負担金に対して、5／6を限度に無利子貸付を行います。

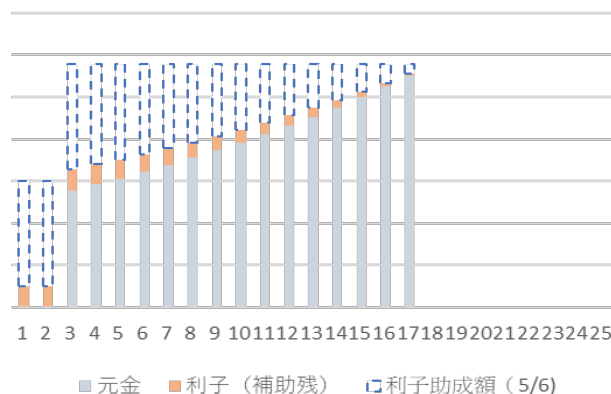
※実施する基盤整備事業等に応じて、農家負担金軽減支援対策事業は、農林水産省が選定した公募団体から、経営体育成促進事業は、株式会社日本政策金融公庫から、それぞれ貸付を受けることができます。

無利子貸付の流れ



利子補給金助成のイメージ 農家負担金軽減支援対策事業（地域生産基盤保全強化支援事業）

5／6利子助成の場合の償還



お問い合わせ先

①の事業：最寄りの農政局、市町村、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会

②の事業：最寄りの農政局、市町村、都道府県、株式会社日本政策金融公庫支店

・農林水産省担当課：農村振興局土地改良企画課組織強化企画班（TEL：03-3502-6006）

6 新たに農業を始めたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

就農希望者に向けた情報発信と就農相談等を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業、
農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業経営・就農サポート事業】

対象となる方

- 事業の実施主体は民間団体、都道府県等

支援内容

1. 都道府県、市町村等の就農支援情報・研修情報等の発信等を行うホームページ（農業をはじめの.JP）及び全国新規就農相談センターの運営を支援します。
2. 産地・農業法人等と就農希望者とのマッチングを促すため、大都市で就農フェア（新・農業人フェア）を開催する取組を支援します。
3. 都道府県が整備する農業経営・就農支援センターが行う、就農等の相談対応や就農候補市町村等との調整、就農相談会の開催等の取組を支援します。

お問い合わせ先

- 1・2 農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農促進G（TEL：03-3502-6469）
- 3 農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）

就農を希望する皆さまへのご案内

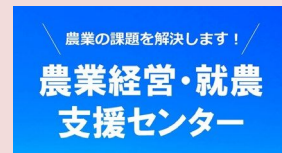
就農に向け「農業をはじめの.JP」で情報収集、新・農業人フェアや都道府県農業経営・就農支援センターで就農相談をしてみませんか？



就農に関するポータルサイト「農業をはじめの.JP」



新・農業人フェア



都道府県農業経営・就農支援センター



（関連）新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

➡ 7番 22ページへ

→ 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金】

対象となる方

就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生

支援内容

交付額：12.5万円／月（最大150万円／年）×最長2年間

- ※1 国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性がある海外研修を行う場合は交付期間を1年延長することができます。
- ※2 以下の場合は返還となります。
 - ・適切な研修を行っていない場合
 - ・研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
 - ・交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合 等

交付要件

- ① 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - ※3 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
 - ※4 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- ② 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
 - ※5 就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること
- ③ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ④ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- ⑤ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

お問い合わせ先

・都道府県、市町村の農政担当窓口

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金】

対象となる方

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者

支援内容

交付額：12.5万円／月（最大150万円／年）×最長3年間

※1 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分（最大225万円/年）を交付します。
複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

※2 以下の場合は返還となります。
・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
・適切な経営を行っていない場合
・交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合 等

交付要件

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- ③ 経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること
- ④ 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 原則、前年世帯所得が600万円以下であること

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

就農後の経営発展のために都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（通常枠）】

対象となる方

49歳以下の認定新規就農者（令和6年度以降に農業経営を開始した方）

支援内容

機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費を支援

支援額：補助対象国費上限：500万円
（経営開始資金の交付対象者は上限：250万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）
〈例：国1/2、県1/4、本人1/4〉

交付要件

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、
継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- ③ 目標地区に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から
農地を借り受けていること
- ④ 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。

【事業名：青年等就農資金】

対象となる方

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた方（認定新規就農者）

- ※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半を占める法人
- ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く

支援内容

1. 借入条件等

- （1）資金使途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）
- （2）貸付利率：無利子
- （3）借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- （4）償還期限：17年以内
- （5）据置期間：5年以内
- （6）担保等：実質無担保・無保証人

2. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

- ※ 1 農協等民間金融機関による転貸も可
- ※ 2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によっては、ご希望に添えない場合があります。

＜資金使途の例＞

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草木・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用器具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開発費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用器具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの市町村、都道府県、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
- ・ 農林水産省担当課：経営局 就農・女性課 就農促進G（TEL：03-3502-6469）

もう登録しましたか？メールマガジン「一農ネット」

「一農（いちのう）ネット」は、農業でがんばる、農業に興味のある皆さんへ農林水産省からの情報を直接お届けするメールマガジンです。就農希望者や新規就農者、農業法人で働く方、また、そんな方々を応援する皆さんなど、どなたでも登録いただけます。

メールマガジンに関するお問い合わせ先
農林水産省 経営局 就農・女性課（TEL:03-3502-6469）



7 新たな人材を確保したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

49歳以下の就農希望者を新たに雇用して、農業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）】

対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する農業法人等に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

【農業法人等の主な要件】

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること
- ・ 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
（雇用就農者が支援終了後に独立することを前提としている場合は有期雇用でも可）
- ・ 農業経験が原則 5 年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去 5 年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が 2 名以上の場合、農業への定着率が 2 分の 1 以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp：<https://www.be-farmer.jp/>）に掲載していること

【雇用就農者の主な要件】

- ・ 原則 50 歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから 4 ヶ月以上 12 ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が 5 年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の 3 親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大 60 万円（最長 4 年間）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
（新規雇用就農者の離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間 15 万円加算。
- ※ 1 経営体当たりの新規採択人数は年間 5 人まで、かつ、3 人目以降の助成額は年間最大 20 万円
- ※ 雇用就農資金には、雇用就農者育成・独立支援タイプのほか、就農希望者を一定期間雇用し、新たな農業法人の設立による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して資金を助成する「新法人設立支援タイプ」もあります。
助成額：年間最大 120 万円（最長 4 年間、ただし 3 年目以降は年間最大 60 万円）

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用 G（TEL：03-6744-2160）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代の経営者を育成するため、国内外の先進的な農業法人や食品企業等の異業種の法人に職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。

【事業名：雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）】

対象となる方

次世代の経営者を育成するため、職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。主な要件は以下のとおりです。

【派遣元となる農業法人等の主な要件】

- ・派遣する職員を正職員として雇用していること
- ・派遣を受け入れる法人との間に出向契約を結ぶこと
- ・研修終了後1年以内に役員又は研修成果を活かした部門責任者等、経営の中核を担う役職に登用することを確約していること
(個人経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること)

【派遣を受け入れる法人の主な要件】

- ・派遣元となる農業法人等と人材育成を目的とした出向契約を結び、職員を受け入れること
- ・受け入れた職員を労働保険（雇用保険、労災保険）に加入させること
- ・次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること

【派遣職員の主な要件】

- ・派遣元となる農業法人等の役員、正職員又は個人経営の後継者で既に就農し経営に参画していること
- ・原則55歳未満の者であること

支援内容

助成額：月最大10万円（①②合計）（最短3ヶ月～最長2年間）

助成対象経費

- ①派遣する職員に替わり新たに雇用する職員（代替職員）の人件費
- ②派遣する職員の研修に伴う転居費、住居費、交通費、研修負担金
(いずれも派遣元が負担するものに限り)

お問い合わせ先

- ・（一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

産地内における労働力確保を推進するための取組や、繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を支援します。

【事業名：雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（産地間連携推進タイプ）】

対象となる方

都道府県、市町村、農協、協議会 等

支援内容

農業現場における労働力不足を解消するため、以下の取組を支援します。

- (1) 産地内における労働力確保を推進するための取組
〔労働力募集アプリの活用のための周知やアプリ利用講習会の開催、
産地内の農業者の労働力不足情報の収集・マッチングを支援 等〕
- (2) 繁忙期の異なる他産地・他産業との連携による労働力確保の取組
〔複数産地共同での労働力募集の取組やそれに伴う交通費・宿泊費を支援 等〕

<補助率>

- (1) 定額補助（上限350万円/年）
- (2) 他産地・他産業との連携による労働力確保に取り組む場合、上記のほかに加え、
確保した労働者の交通費・宿泊費を事業開始年度に限り支援（定額補助：上限1,000万円）

<実施期間>

事業採択年度より最大2年間

特徴

支援対象となる取組の例

1. 取組の推進体制の構築
労働力確保に向けた取組内容を検討するための会議の開催
2. 労働力の需給状況の把握
労働力ニーズの詳細や地域の状況把握のための調査の実施
3. 労働力の確保・育成
求人広告の掲載、就職説明会への出展やイベントの開催、
応募した労働者に対する研修会の開催 等



お問い合わせ先

○事業実施主体は公募により選定
農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

新規就農者の誘致体制の整備や研修農場の整備を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業】

対象となる方

市町村、協議会、民間団体等

支援内容

1 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備 等

（誘致の実践）

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催 等

（就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

・短期農業研修の実施

・就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導 等を実施

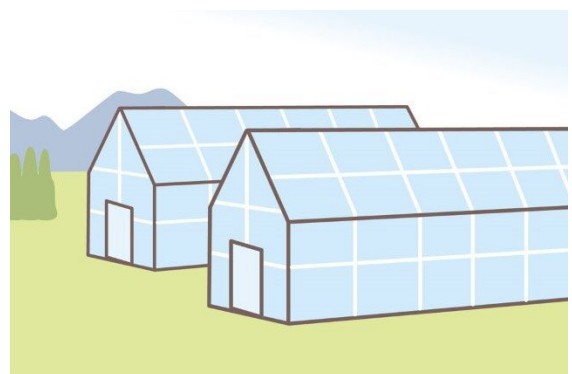
2 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

補助率

1：定額

2：2分の1以内



お問い合わせ先

都道府県、市町村の農政担当窓口

農林水産省 経営局 就農・女性課 就農促進G（TEL：03-3502-6469）

〃

農業教育G（TEL：03-6744-2162）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

農業経営や生産技術に関する研修を実施する農業教育機関等を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業】

対象となる方

農業に関する研修を実施する都道府県、市町村、民間団体等の農業教育機関
(研修の対象者：農業者、就農希望者、農業教育機関の学生等)



支援内容

(全国段階の取組)

- 現役農業者等に向けたオンライン研修の実施
<https://agri-innovation.jp/futureagri/>

(地域段階の取組)

- 農業大学校・農業高校等の農業教育機関における、社会人の就農希望者や現役の農業者を対象とした研修を含めた、農業教育の高度化、充実のための取組への支援

特徴

(ア) 全国事業

- 民間団体による以下の取組を支援します。
 - ・ 農業教育機関の指導者、学生等の能力向上に資する研修の実施
 - ・ 民間団体が運営する農業教育機関の教育高度化の取組
 - ・ 国際的な農業人材育成のための取組

(イ) 都道府県事業

- 各都道府県が作成する農業教育高度化プランに位置付けられた農業大学校・農業高校等の農業教育機関の農業教育の高度化・充実、先進的な教育・研修モデルの創出等のための以下の取組を支援します。
 - ・ スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラムの強化
 - ・ 研修用農業機械・設備の導入（リースを含む）、ICT環境の整備
 - ・ 現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組
 - ・ 就農前の研修や、現役農業者に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルの創出
※体系的なスマート農業、有機農業等、農業経営等の研修
- 各都道府県では農業経営や農業技術等に関する様々な研修を開催しています。
https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kyoiku/kennsyuu.html
※2025年度の研修開催情報については、各研修機関にお問合せください。

お問い合わせ先

・都道府県の農政担当窓口
・農林水産省 担当課：経営局 就農・女性課 農業教育G (TEL : 03-6744-2162)

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域協議会等が実施する就労条件や労働環境改善などの働き方改革を推進するための取組を支援します。

【事業名：雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（就労条件改善タイプ）】

対象となる方

以下の要件を満たす協議会等

- ①従業員（雇用契約期間が1か月以上の者で、正規職員・パートタイム職員等の別は問わない。）を雇用し、就労条件改善に取り組む農業経営体（農援サービス事業体を含む）を3者以上含む
- ②関係機関（事業の実施に加え、本事業終了後も産地等の就労条件改善を推進する能力及び意欲を有する者。地方公共団体や指導農業士会、JA、法人協会、青年農業者団体等）を1者以上含む
※雇用型経営体が少ない地域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合は、1経営体以上で申請可能。
※①に加え、今後、従業員の雇用を予定しており、就労条件改善に取り組む農業経営体を構成員に含めることも可能。
- ③事務の実務手続を定期的かつ効率的に行うための運営規定が定められている
- ④その他本事業を行う意思や計画、能力、労働力確保に関する知見を有する

支援内容

農業現場における労働力不足を解消するため、働きやすい就労環境づくりに向けた以下の取組を支援します。



今雇っている従業員の満足度を上げるためには、どうしたらいいのだろう？

1. 働きやすい環境づくり計画の策定・推進
 - ・働きやすい環境づくり計画の策定や取組状況の確認のための会議の開催
 - ・協議会構成員（農業経営体）における就労条件や従業員の満足度を把握するための調査の実施
2. 働きやすい労働環境づくりのための研修等の実施
 - ・就労条件改善、労務管理に係る研修会の開催・パンフレットの作成
3. 就労条件改善の取組
 - ・就業規則等の策定・見直しのための社会保険労務士等によるコンサルティング費用 等
 - ・労働時間の削減のための経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入 等
 - ・労働負荷削減のための見直しのための作業工程の見直し、作業マニュアルの作成 等
 - ・マネジメント体制の強化のための人事制度や人材管理システムの導入 等
4. 就労条件改善を労働力の確保につなげるための取組
 - ・求人広告の掲載、就職説明会への出展やイベントの開催、応募した労働者に対する研修会の開催 等

<助成額>

- 1 協議会あたり上限2,000万円（定額）
※就労条件改善に取り組む農業経営体数×100万円で算出



↑ 作業効率UP



↓ 労働負荷DOWN

お問い合わせ先

○事業実施主体は公募により選定
農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G
(TEL：03-6744-2160)



事業詳細は
QRコードから

8 経営体の魅力を発信したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

農業経営体の魅力ある取組を、農業の「働き方改革」実行宣言サイト内で紹介します。

【サイト名：農業の「働き方改革」実行宣言】



農業の「働き方改革」実行宣言特設サイトにて
農業経営体の魅力ある取組を紹介しています。

農業がより魅力的な職業となるようにするには。
将来を見据え、「選ばれる」経営体になるには。
多様なチャレンジが今、始まっています。
このサイトでは農業経営者の皆さんの、農業の「働き方改革」実行宣言を紹介します。
そして、「働き方改革」に取り組む経営体についても知ることができます。

◆応募資格

農業経営者の方（法人でも家族経営でも）

◆公表

農業の「働き方改革」実行宣言特設サイトにて順次掲載
農業高校、農業大学校生をはじめとし一般に広く周知

◆応募方法

特設サイト内の応募フォームより、次の内容を送信ください。

- ① 私の働き方改革実行宣言（目標と取組内容）
- ② ①のポイントを持った写真

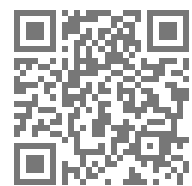


農業の「働き方改革」実行宣言特設サイト

<https://be-farmer.jp/hatarakikata/>

（全国新規就農相談センター内）

宣言の紹介のほか、ガイドブック、事例など、「働き方改革」を具体的に進める情報を掲載



お問い合わせ先

- ・全国新規就農相談センター（TEL：03-6910-1133）
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課企画G（TEL：03-3501-1962）

9 農福連携に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型））】

対象となる方

農林水産業を営む法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、地域協議会（構成員に市町村を含むこと）、農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体、民間企業

支援内容

1 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設（農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園）、賃借による移動式トイレの導入等を支援します。

○事業期間 上限2年間

○交付率 定額（上限150万円／年、整備事業の経営支援を実施する場合は上限300万円／年、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額に40万円加算可能）



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術の習得



ユニバーサル農園の開設



移動式トイレの導入

2 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる農林水産物生産・加工・販売施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

○事業期間 上限2年間（基本1年間）

○交付率 1／2（上限：簡易整備200万円、介護・機能維持400万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円、）



農業生産施設
（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所・トイレの整備



「農福連携の推進」について：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/sien_seido.html

お問い合わせ先

・最寄りの農政局等

・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課農福連携推進室（03-3502-0033）

10 経営継承した後の経営を発展させたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

後継者が行う、経営継承後の経営発展に関する取組を支援します。

【事業名：経営継承・発展等支援事業】

対象となる方

地域農業の担い手※である先代事業者（個人事業主または法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問いません）

※ 地域農業の担い手とは、市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者をいいます。

支援内容

国の補助率：1/2以内

補助上限額：100万円（国と市町村が1/2ずつ負担）

※ 市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限って実施（申請額が100万円を下回る場合、例えば申請額が80万円であれば、国が40万円、市町村が40万円を負担）

対象となる取組：経営発展計画に位置付けられた以下の取組（事業費を要する取組に限る）が対象となります。

①法人化	②新たな品種・部門等の導入	③認証取得	④データ活用経営	⑤就業規則の策定
⑥経営管理の高度化	⑦就業環境の改善	⑧外部研修の受講	⑨販路開拓	⑩新商品開発
⑪省力化・業務の効率化	⑫規格等の改善	⑬防災・減災の取組の導入		

補助対象経費：経営発展計画に位置付けられた取組に対して、以下の経費を支援します。

a: 専門家謝金	b: 専門家旅費	c: 研修費	d: 旅費	e: 機械装置等費	f: 広報費	g: 展示会等出展費
h: 開発・取得費	i: 雑役務費	j: 借料	k: 設備処分費	l: 委託費	m: 外注費	

対象者の要件

○下記の（ア）～（オ）に掲げる者であること。

- （ア）地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
- （イ）今後目標地図に位置付けられることが見込まれる者
- （ウ）認定農業者
- （エ）認定就農者
- （オ）その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

○個人の場合

- ・ 令和6年1月1日から経営発展計画の提出時まで、地域農業の担い手である先代事業者から経営に関する主宰権の移譲を受けていること※¹
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること
- ・ 青色申告者であること※²
- ・ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること 等

※¹ 所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合

※² 所得税法第143条の規定により承認を受けている者、同法第144条に規定する申請書を提出した者をいいます

○法人の場合※¹（経営継承と同時に法人化した場合も含まれます）

- ・ 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。
 - （ア）法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：当該法人が地域農業の担い手であり、令和6年1月1日から経営発展計画を提出する時までに後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けていること※²
 - （イ）先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が地域農業の担い手であり、令和6年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、自らまたは先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 青色申告者であること※³ 等

※¹ 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに掲げる組織）を含みます

※² 法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限りです

※³ 法人税法第121条第1項の規定により承認を受けている者及び同法第122条第1項に規定する申請書を提出した者をいいます

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6910-1124）または最寄りの市町村
- ・ 農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手企画班（TEL：03-6744-2143）

11 経営を継承する人材を確保・育成したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

経営継承を受けることを希望する就農希望者を一定期間雇用し、就農者による新たな法人設立に向けて農業技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を行う個人経営体に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）】

対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する農業法人等に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

（経営体の主な要件）

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること
- ・ 従業員として雇用契約を締結すること
- ・ 農業経験が原則 5 年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去 5 年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が 2 名以上の場合、農業への定着率が 2 分の 1 以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.JP：<https://www.be-farmer.jp/>）に掲載していること

（雇用就農者の主な要件）

- ・ 本事業での支援終了後 1 年以内に法人設立する意向がある原則 50 歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから 4 ヶ月以上 12 ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が 5 年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の 3 親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大 120 万円（最長 4 年間、ただし 3 年目以降は年間最大 60 万円）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
（新規雇用就農者の離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間 15 万円加算。

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用 G（TEL：03-6744-2160）

12 経営を継承して新規就農したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取り組みを後押しします。

【事業名：新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）
・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）】

対象となる方

独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

支援内容

- ① 経営資源の有効利用に向けた取組
機械・施設等の経営資源を継承・利用するために
必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
- ② 円滑な経営移譲に向けた取組
法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
(定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等)
- ③ 経営発展に向けた取組
機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費

支援額：補助対象国費上限：600万円（①と②の合計）

補助率：①・② 国1/3、都道府県または市町村1/3（任意）

③都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

交付要件

- ① 将来像が明確化された地域計画※¹又は目標集積率が現状集積率を上回っている
地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること
- ② 令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人※²であること
- ③ 青色申告を行うこと
- ④ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること
- ⑤ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可

※1 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域

※2 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、
令和4年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

13 地域の経営資源を継承して新規就農したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

後継者不在の畜産経営等の経営資源を継承して新規就農する場合に必要な畜舎等の施設整備や家畜の導入等を支援します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）】

対象となる方

畜産クラスター計画に位置付けられた、新たに畜産経営を開始する者（大規模経営を除く。）

※ 畜産クラスター：地域の畜産の収益性向上の取組の推進のために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制

畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性向上のための計画

大規模経営：家族を除く正規雇用者数が常時6人以上、家族及び常時農業従事者以外の者が議決権を有する
株式会社

支援内容

1. 施設整備事業（補助率：1/2以内）

新規就農者の初期投資の負担軽減を図るための新規就農優先枠を措置し、後継者不在の畜産経営の経営資源（畜舎、家畜等）を継承して新たに就農する場合に必要な施設の補改修や家畜の導入等を支援します。

※ 補改修に伴う内部設備等の撤去費用も補助対象です。

※ 既存施設の補改修以外に、畜舎等の新設もできます。

※ 市町村や公社、農協等が経営資源を取得して補改修等を行い、新規就農者に貸付けることもできます。

2. 経営資源の円滑な継承のための取組支援（補助率：定額、100万円以内）

後継者不在の畜産経営の経営資源を継承するための権利調整や登記手続きを支援します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班（TEL：03-3501-1083）

14

農業の生産基盤強化のため、後継者のいないハウス、樹園地、農業機械の継承に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策】

対象となる方

地域再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）

支援内容

1 整備事業（補助率：1/2以内）

新規就農者や担い手への継承に必要な低コスト耐候性ハウス等の再整備

2 基金事業（補助率：定額、1/2以内等）

- ①新規就農者や担い手への農業用ハウス譲渡のためのパイプハウスの再整備・改修
- ②継承者へ譲渡されたまたは譲渡する計画のある果樹園・茶園の再整備・改修
- ③後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした作業受託組織等での農業機械の再整備・改良
- ④再整備・改修した施設・果樹園等の継承ニーズの把握及びマッチング、受け皿組織における継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入
- ⑤生産技術を継承・普及するための栽培管理・労務管理等の技術実証、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）農業機械の安全取り扱い技術向上のための研修

実施要件

- ・基準を満たした成果目標を定めること
- ・生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修に取り組む場合は、5年以内に農業用ハウス等を継承者に譲渡する計画があること、又はすでに譲渡を受けているが、これから本格的な営農を開始する計画があること

特徴

以下のような取組に活用できます。

【生産装置を継承する体制づくり】

※以下の3つの取組を行う場合は必須の取組（事業活用の有無は問いません）。支援内容2④

【ハウスの再整備・改修】

- ・既存ハウスの骨組みとなるパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材の購入
- ・パイプハウスの再整備（建て直し）、改修に必要な資材の購入

支援内容2①

【樹体支持設備や被害防止設備等の再整備・改修等】

- ・樹体支持設備や被害防止設備等の再整備または改修に必要な資材の購入
- ・果樹：優良な品目・品種への改植（同一品種も可）
茶：改植、有機栽培への転換等

支援内容2②

【農業機械の再整備】

- ・作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の導入又はリース導入
- ・作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の改良

支援内容2③

【生産技術の継承】

- ・栽培管理等の技術実証や、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）、農業機械の安全取扱技術向上のための取組を支援



支援内容2⑤

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

15 経営継承する際に活用できる支援策を知りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A後のPMIにかかる専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

【事業名：事業承継・M&A補助金】

対象となる方

中小企業者等(中小企業基本法第2条に基づく中小企業者等)

※ 農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A後のPMI（M&Aの成立後に行われる統合プロセスのこと）にかかる専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

令和6年度補正予算

		補助率	補助上限額
①事業承継促進枠 承継前の設備投資等にかかる費用を補助			
事業承継促進枠	5年以内に親族内承継、従業員承継を予定している場合の設備投資等に係る費用を支援	1/2・2/3 ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を最大1,000万円まで引上げ
②専門家活用枠※ ¹ 経営資源引継ぎ時の専門家の活用に係る費用の補助			
買い手支援類型	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の事業者への支援	1/3・1/2・2/3 ※100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3	600万円～800万円・2,000万円 ※800万円を上限に、DD※ ² 費用の申請する場合200万円を加算 ※100億企業要件を満たす場合、2,000万円まで補助上限額を拡大
売り手支援類型	M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の事業者への支援	1/2・2/3※ ※①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合	600万円～800万円 ※800万円を上限に、DD※ ² 費用の申請する場合200万円を加算
③PMI推進枠 M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助			
PMI専門家活用類型	PMIを専門家に委託する際にかかる専門家費用に対する支援	1/2	150万円
事業統合投資類型	M&Aのシナジー効果を実現するための設備投資に対する支援	1/2・2/3 ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を最大1000万円まで引上げ
④廃業・再チャレンジ枠 事業引継ぎ時や事業承継後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助			
廃業・再チャレンジ枠	事業承継に伴い事業の一部を廃業する場合やM&Aにより事業譲渡できなかった事業者が、再チャレンジするために既存事業を廃業する場合等に支援 ※上記①、②、③事業統合投資類型との併用可	1/2・2/3 ※併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う	150万円

※¹ 仲介・フィナンシャルアドバイザーに支払う手数料については、M&A支援機関登録制度に登録された者に対するもののみが補助の対象。

※² DD（デューデリジェンス）：M&Aを実行する前に、主に買い手が、相手側の企業について詳細な調査・分析を行うプロセスのこと。

詳しくは公募サイトをご確認ください。

<https://jsh.go.jp/>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

先代経営者の相続人による遺留分に基づく権利行使を限定し、先代経営者から後継者に対する自社株式・事業用資産の集中的な承継（分散防止）を支援します。

【経営承継円滑化法による遺留分に関する民法の特例】

対象となる方

会社または個人事業の経営を承継する後継者（以下の「後継者」参照）

（「会社」または「個人事業」は、中小企業者等（中小企業基本法第2条に基づく中小企業者等）に該当する必要あり）

※ 農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

会社の経営の承継	会社	- 中小企業者であること。 - 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
	先代経営者	過去又は合意時点において会社の代表者であること。
	後継者	- 合意時点において会社の代表者であること。 - 先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。※推定相続人以外の方も対象となります。
個人事業の経営の承継	先代経営者	- 合意時点において3年以上継続して事業を行っている個人事業者（中小企業者）であること。 - 後継者に事業用資産の全てを贈与したこと。
	後継者	- 中小企業者であること。 - 合意時点において個人事業者であること。 - 先代経営者からの贈与等により「事業用資産」を取得したこと。

支援内容

後継者及び先代経営者の推定相続人全員で、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式・事業用資産の価額について、以下の①・②の合意することができます（両方を組み合わせることも可能です）。

①遺留分を算定するための財産の価額から除外する合意（除外合意）

②遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定する（固定合意）（※個人事業を除く）

合意により、先代経営者の相続時、相続人の遺留分に関する権利は、合意に定めたとおり限定されますが、そのためには、以上の「後継者及び推定相続人全員の合意」を得た上で、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受ける必要があります。

詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：「経営継承円滑化法による支援」

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.html



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

経営力向上計画、特別事業再編計画に基づいてM&Aを実施した場合に、準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）が活用できます。

【中小企業事業再編投資損失準備金】

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下の法人または資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人※¹であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画（事業承継等事前調査の記載があるものに限る）の認定を受けた者。

※¹ ただし、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

- ①大規模法人（資本金または出資金の額が1億円超の法人、大法人※²の100%子法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える法人

※² 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）または受託法人。

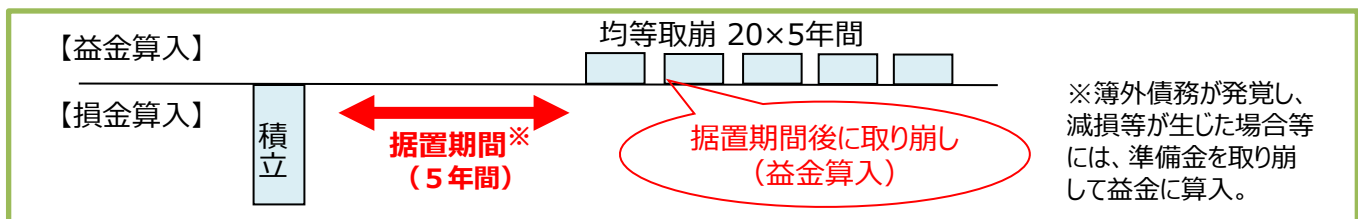
※ 農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

<準備金の積立>

事業承継等事前調査を記載した経営力向上計画に沿ってM&Aを実施した際に、投資額の70%以下の金額を準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。

産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画に従ってM&Aを実施した際に、投資額の最大100%の金額を準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。益金算入開始までの据置期間は10年。



詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：「中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/shigenshuyaku_zeisei.html

経済産業省HP：「事業再編の促進（産業競争力強化法）」

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/saihen_2.html



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

16 経営継承のためのアドバイスを受けたい

認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業体 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他

円滑な経営継承に向けて、経営継承に関する相談対応や専門家による助言、就農希望者と経営移譲希望者とのマッチングなどの取組を支援します。

◆ 農業経営・就農サポート推進事業

→ 都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、税理士や中小企業診断士などの専門家が、農業者に対して、農業経営に関するさまざまな課題や悩みを解決するためのアドバイスする取組を支援します。

➡ 22番 41ページへ

お問い合わせ先

- ・お住まいの都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）

（参考）経営継承に活用できるパンフレット



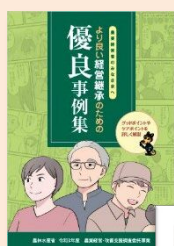
農業の経営継承に関する手引き

経営継承の準備段階から実行段階までにおいて検討すべき事項、留意点、対応方法、各種様式などを具体的に解説した資料。



農業経営未来ノート

経営継承の必要性、経営の現状等を把握し、継承をする際に検討すべき事項を農業者自身が書き込める資料。



より良い経営継承のための優良事例集

経営継承した農業者の取組内容について、参考となるポイントなどをマンガで紹介した資料。



早期継承をした事例動画、要約リーフレット

経営継承（親族間、従業員、第三者）した農業者が早期継承のメリットなどを伝える動画（5分程度）。



詳細は農林水産省のHPへ パンフレット等はダウンロード可能です。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/keieikeisyo.html>



お問い合わせ先

- ・お住まいの都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手企画班（TEL：03-6744-2143）

17 経営資産を後継者に引き継ぎたい（個人向け）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農地を後継者に承継した際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

【事業名：農地の贈与・相続に係る特例措置】

対象となる方

個人事業者

（主な要件）

- ・ 対象となる農地等※1を一括して贈与すること（贈与の場合）
- ・ 先代経営者は農地等の贈与日まで引き続き3年以上農業を営んでいること（贈与の場合）
- ・ 後継者は贈与者の推定相続人、18歳以上、担い手であること等について農業委員会の証明を受けること（贈与の場合）
- ・ 後継者は相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者（相続の場合） 等

支援内容

【贈与の場合】

農業者が、農業の用に供している農地の全部※1を後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与した場合、後継者に課税される贈与税の納税が猶予されます（贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除）。

【相続の場合】

相続又は遺贈により取得した農地等が引き続き農業に用いられる場合、相続税額のうち農業投資価格※2を超える部分にかかる相続税が、一定の要件のもとに猶予されます。（相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除）

※1 農地のほか、採草放牧地を贈与する場合は当該採草放牧地の3分の2以上、農地・採草放牧地とともに準農地を贈与する場合は当該準農地の3分の2以上。

※2 農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるときに通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格（20万円～90万円程度／10a）

詳しくはこちら↓

農水省HP「農地に関する税制特例について」：http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/zeisei.html

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

後継者が事業用資産を承継する際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

【事業名：個人版事業承継税制】

対象となる方

個人事業者 ※令和8年3月末までに個人事業承継計画を提出し、令和10年12月末までに贈与又は相続等を行うことが必要。

【先代経営者の要件】

- ・ 贈与又は相続年を含め、3年間青色申告（55万円控除）を提出していたこと
- ・ 贈与又は相続の前年の農業総収入金額が零を超えること
- ・ 贈与の場合、認定申請時までに農業について廃業の届出書を提出していること など

【後継者の要件】

- ・ 贈与又は相続により、特定事業用資産の全てを取得していること
- ・ 青色申告の承認を受けていること
- ・ 農業について開業の届出書を提出していること
- ・ 贈与の場合、18歳以上であり、贈与の直前において農業に従事していること
- ・ 相続の場合、相続開始直前に農業又は同種の事業に従事していること など

支援内容

後継者が経営承継円滑化法の認定を受け、先代から特定事業用資産を承継した際の贈与税・相続税の納税が猶予されます。

【対象となる事業用資産】

- ・ 農地等以外の土地・建物〔畜舎・ライスセンター等〕（土地は400㎡、建物は800㎡まで）
- ・ 車両・運搬具〔トラック等〕
- ・ 機械・器具備品〔トラクター、コンバイン、自動計量器等〕
- ・ 生物〔乳牛、樹体等の償却資産〕
- ・ 無形償却資産〔商標等〕

詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.html



お問い合わせ先

- ・ 農地の贈与・相続に係る特例措置：経営局農地政策課（TEL：03-6744-2150）
- ・ 事業承継税制：農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

18 株式を後継者に引き継ぎたい（法人向け）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

後継者が株式を承継する際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

【事業名：法人版事業承継税制】

対象となる方

非上場の中小企業（農業法人の場合、資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下であること）

※ 資産に占める不動産（事務所や工場などとして自ら使用しているものは除く）や有価証券等の割合が 70% 以上の会社等
またはこれからの運用収入が全収入に占める割合が 75% 以上の会社等は、原則として対象外となります。

支援内容

後継者が先代（中小企業経営者の方）から自社株式を承継した際に課される贈与税・相続税の納税が猶予されます。
平成 30 年度からの 10 年間は従来の制度より大幅に拡充された特例措置を活用できます。

項目	特例措置（平成 30 年度から 10 年間）	一般措置
対象株数	後継者が相続・贈与により取得する発行済完全議決権株式の全てが猶予・免除の対象となります。	後継者が相続・贈与により取得する発行済完全議決権株式のうち最大 2 / 3 が猶予・免除の対象となります。
承継パターン	複数の株主から最大 3 人の後継者まで、相続税・贈与税の猶予・免除の対象となります。 ※ 複数人で承継する場合、代表権及び議決権の 10% 以上を有し、かつ、議決権保有割合上位 3 位までの同族関係者に限ります。	複数の株主から 1 人の後継者に株式を引き継ぐ場合のみが猶予・免除の対象となります。
雇用確保要件	5 年間平均 8 割の雇用を維持できていなくても、相続税・贈与税の猶予は維持されます（ただし、一定の手続きが必要）。	相続税・贈与税の猶予を受けてから 5 年間平均 8 割の雇用を維持することが義務づけられています。

（特例措置に関する主な手続き）

- ・ 令和 8 年 3 月末までに予め特例承継計画を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、都道府県庁に提出すること
- ・ 株式の贈与・相続を行った後、都道府県庁から、経営承継円滑化法に基づく認定を受けること
- ・ 税務申告において、所要の手続きを行うこと

詳しくはこちら↓

中小企業庁 HP：「事業承継税制（贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度）」

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.html



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

19 地方自治体と連携して、経営継承に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地方自治体が地域企業が抱える事業承継、都市部の企業人材のノウハウの活用、若者・女性・シニア等の人材確保といった課題に対応するため、地域企業と地域内外の人材との間の効果的なマッチングを支援する場合の経費を支援します。

【事業名：事業承継等人材マッチング支援事業】

対象となる方

地方公共団体（市町村）

支援内容

地方公共団体（市町村）が、事業承継等人材マッチング支援事業に係る事業計画を策定し、女性・若者・シニア・外国人・副業人材等の多様な人材と、事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材、地域企業の事業を支えるスタッフや介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業との効果的なマッチングを支援する事業に取り組む場合、以下の経費（地方単独事業に限る。）を対象として特別交付税措置を講じることとします。

1 対象経費

- (1) 人材・事業所等に対する調査に要する経費
人材・事業所等に対する調査に要する経費
(例) 調査外注費、通信運搬費、会議費 等
- (2) 交流会等の開催に要する経費
人材の発掘やスキルアップ、事業所等と人材のマッチングを目的とした交流会・商談会・研修会等開催に要する経費
(例) 会場借上費、会場設営・装飾費、講師謝礼、広報宣伝費（チラシ等）、消耗品費 等
- (3) マッチングシステム、ウェブサイト構築に要する経費
人材活用システム導入・活用に要する経費
(例) データベース化（人材バンク等）に係る費用、ホームページ設立経費 等
- (4) コーディネータ等の配置に要する経費
コーディネータ・アドバイザー等の配置に要する経費
(例) 人件費（地方公共団体の職員の人件費除く。）、交通費、旅費 等
- (5) マッチングトライアルに対する支援に要する経費
(例) トライアル実施に伴う人件費（日当、交通費等）、保育料補助費（3ヶ月以内） 等
※トライアル…試用期間。インターンシップのように人材が事業所で試用的に従事し、当該事業所の仕事、環境等を経験すること。
- (6) 地域人材の育成に要する経費
人材の発掘やスキルアップ等を目的とした研修会、セミナー等の開催、OJTの実施、資格取得費補助等
(例) 会場借上費、会場設営・装飾費、講師謝礼、広報宣伝費（チラシ等）、消耗品費、資格取得費 等

2 その他留意事項

- ・上記1に掲げる事務の一部を委託して実施することも差し支えありません。
- ・実施団体の職員の雇用に要する経費については、本事業に取り組むため、特に臨時で雇用した者に支払う報酬等に限りません。

(措置内容)

対象経費×措置率0.5×財政力補正※（対象経費が15,000千円を超えるときは、15,000千円とする。）

※ 補正係数α：財政力指数（過去3年間の平均値）が、0.8以上の団体は0.5

0.5以上0.8未満の団体は $11/6-5X/3$ （X：財政力指数）

0.5未満の団体は1.0



事業承継等人材マッチング支援事業の詳細については以下をご覧ください。

総務省HP：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tiikikiqyouzinzai.html

お問い合わせ先

- ・総務省：地域力創造グループ地域政策課（TEL：03-5253-5523）
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手企画班（TEL：03-6744-2143）

20 認定農業者になりたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農業者が、市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（農業経営改善計画）を作成し、市町村等の認定を受けることで、各種の支援を受けられます。

【認定農業者制度】

認定までの流れ

農業者自らが
「農業経営改善計画」を作成

※農畜産物の生産以外にも、加工・販売や6次産業化、作業受託等の収入も計画に含めることができます。

専門家から農業経営の
アドバイスを受けることが
できます！
詳しくは22番41ページへ！

市町村等※へ申請

・家族経営協定を締結した、夫婦や親子などが共同で認定申請を行うことができます。

※農業経営を営む区域（農用地又は農業生産施設が所在する区域）が市町村又は都道府県の区域を超える場合

- ①複数市町村にまたがり、単一都道府県の区域内：都道府県
- ②複数都道府県にまたがり、単一地方農政局の管内：地方農政局
- ③複数都道府県にまたがり、複数の地方農政局の管内：農林水産大臣※

※住所の所在地を管轄する地方農政局

市町村等が認定

・市町村が設定した目標（基本構想）に照らして、適切なものであるか等を審査します。

・自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模の大小を問わず認定を受けることができます。

・認定の判断基準は、営農類型に関わらず、基本構想で定める「目標所得水準」で統一して判断します。

認定農業者

支援内容

認定農業者に認定されると以下のメリット措置を受けられます

- | | |
|--|---------------|
| ◆経営所得安定対策
・畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
・米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） | ➡ 39番 60ページへ |
| ◆融資
・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
・農業近代化資金 | ➡ 27番 46ページへ |
| ◆農業経営基盤強化準備金制度 | ➡ 38番 59ページへ |
| ◆農業者年金の保険料支援 | ➡ 78番 130ページへ |

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局

(https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html)

認定農業制度については上記
URL又はこちらのQRコードから



・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）

21 集落営農の活性化を図りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等を支援します。

【事業名：集落営農連携促進等事業】

対象となる方

集落営農、都道府県、市町村 等

支援内容

1 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援



集落営農の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の連携・合併に向け、収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、組織体制の強化及び効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。

○ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

○具体的な取組の実行への支援

- ① 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】
- ② 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- ③ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】
- ④ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

2 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL：03-6744-0576）

22 農業経営のためのアドバイスを受けたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、税理士や中小企業診断士などの専門家が、農業者に対して、農業経営に関するさまざまな課題や悩みを解決するためにアドバイスする取組を支援します。

【事業名：農業経営・就農サポート推進事業】

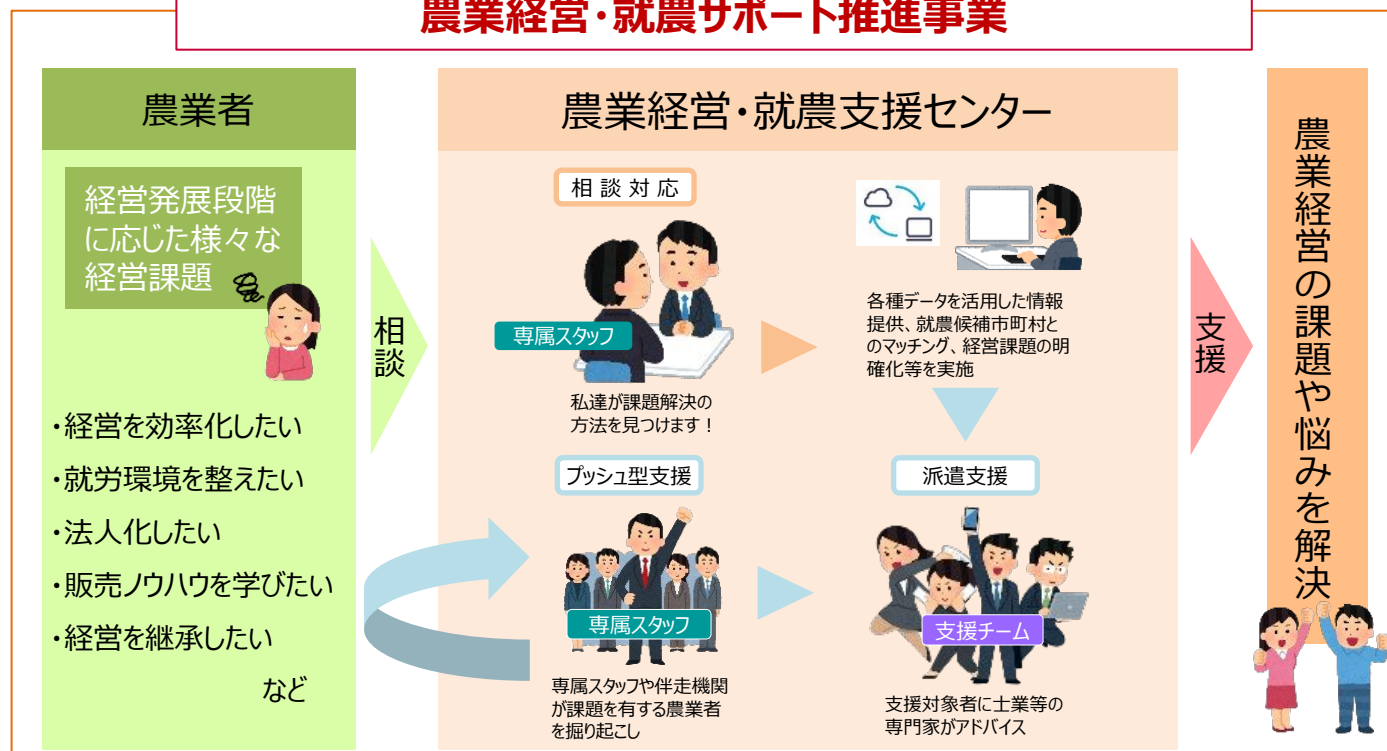
対象となる方

農業者、集落営農組織、農作業の受託等のサービスを提供する者等

支援内容

農業者が抱える農業経営のさまざまな課題や悩みを解決するため、都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、経営改善や法人化、円滑な継承等に関する相談対応や税理士・中小企業診断士などの専門家等による支援チームを編成して、個々の経営に対して伴走型でアドバイス等を行う取組を支援します。（都道府県への補助率：定額）

農業経営・就農サポート推進事業



お問い合わせ先

・お住まいの都道府県（<https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjoyo.html>）

都道府県農業経営・就農支援センターは
上記URL又はこちらのQRコードから



・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）

23 経営管理能力を高めたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業者や農業法人の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上に向けて、「経営戦略や財務・労務管理等が学べる研修プログラム」、「農業経営の診断、簡単な財務分析・原価計算ができるシステム」の研究・開発を行っています

【事業名：経営発展・就農促進委託事業】

対象となる方

農業者、農業法人の経営層、農業者を支援する者等

支援内容

農業者や農業法人の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上に向けて、「経営戦略や財務・労務管理等が学べる研修プログラム」と「簡単な財務分析・原価計算ができるシステム」を一般公開しています。

▼研修プログラム

農業経営に必要な基礎的な知識や能力等が学べる「初級コース（1科目）」と農地制度や農業施策、農業経営における労務管理等の各分野を学べる「中級コース（8科目）」、「支援コース（科目）」の3コース（オンライン）があります。

農業経営人材育成研修プログラムの詳細

https://www.maff.go.jp/j/keiei/ikusei_kyogikai.html#program



農業経営人材育成研修プログラムの利用登録

<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/login>



<農業者・農業法人向け>

▼農業経営財務分析システム

財務諸表の数値を入力すると、主な財務指標が計算され、財務状況を可視化できます。

農業経営財務分析システムの詳細

<https://agri-analysis.maff.go.jp/>



▼農畜産物生産原価概算システム

財務諸表の数値を入力すると、農産物ごとの生産原価を概算できます。

農畜産物生産原価概算システムの詳細

<https://agri-costprice.maff.go.jp/>



<農業者を支援する者向け>

▼農業経営診断システム

財務諸表や農業者へのヒアリング等に基づき農業経営を多角的に診断できます。

農業経営診断システムの詳細

<https://agri-diagnosis.maff.go.jp/>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）

24スマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

就農前の研修や現役農業者に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルの創出を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業】

対象となる方

都道府県

支援内容

就農前の方や現役農業者がスマート農業や有機農業などの新たな技術やこれらの技術を導入する際の基盤となる経営力を強化するための手法等を学び直すことができる教育・研修モデルを創出する取組を支援します。

(補助率：定額)

(取組例)

- ・ 推進会議の開催
- ・ 農業用機械・設備の導入（リース・レンタル含む）、農業用ハウスのリノベーション
- ・ 農機メーカー、先進農家等の外部講師によるスマート講義・演習
- ・ 研修ほ場の設置
- ・ 研修コンテンツの作成・配信
- ・ 各産地における出前講座の実施 等

【研修の実施イメージ】

先進的な教育・研修モデルの創出等

体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、研修に要する経費を支援

(取組例) 耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修



お問い合わせ先

- ・都道府県の農政担当窓口
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課 農業教育G（TEL：03-6744-2162）

25 中山間地域の所得向上を図りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

【事業名：中山間地域所得確保推進事業】

対象となる方

地方公共団体、農業者団体等

なお、中山間地域所得確保計画を作成し、次のいずれかの目標設定が必要。

（１）販売額の10%以上の増加 （２）流通・コストの10%以上の削減

支援内容

中山間地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援

○中山間地域所得確保推進事業（定額助成：最大500万円/地区）

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を支援します。
- ② 消費者動向調査
農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
販売額の増加（10%以上）、流通・コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）



マーケット調査、消費者動向調査



生産・加工・流通・販売現況分析



生産・販売戦略の検討

関連事業による優先枠の設定

事業実施計画に以下の関連事業を位置付けた地域は、優先的に採択・配分されます。

◆水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

◆畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業) >> 52番 80ページへ

◆鳥獣被害防止総合対策交付金 >> 67番 118ページへ

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室中山間対策班（TEL：03-3501-8359）

26 青色申告制度のメリットについて知りたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

青色申告者には税制の特典があります。

【青色申告制度】

対象となる方

○個人

○法人

※青色申告を新たに始める方は、原則、個人はその年の3月15日までに、法人は事業年度開始の日の前日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

支援内容

青色申告者の主な特典は、次のようなものがあります。

特 典		青色申告		白色申告
主 な 所 得 計 算 上 の 特 典	事業専従者給与 (個人のみ)	原則として全額必要経 費算入	⇔	1人につき最高86万円を 必要経費算入
	申告控除 (個人のみ)	最高65万円(※)を所得 金額から控除 (※) e-Taxによる申告又 は電子帳簿保存の場合	⇔	控除はない
	各種引当金 の繰り入れ	貸倒引当金などの繰入 れが可能	⇔	引当金の繰入れは不可
	減価償却の 特例等	特定設備等の特別償却、 税額控除措置	⇔	通常減価償却のみ
	棚卸し資産の 選択(個人のみ)	低価法の選択が可能	⇔	低価法の選択は不可
純損失の繰越控除		3年間の繰越控除が可 能(法人は10年間)	⇔	特定の場合のみ(災害 による事業用資産の損失) 繰越控除が可能
純損失の繰戻し		前年に繰戻して、前年分 の所得税額を還付	⇔	還付不可

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制・年金グループ（TEL：03-6744-0576）
（特典の詳しい内容については、最寄りの税務署にお問い合わせください。）

27 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます。

【事業名：スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金】

対象となる方

支援内容

融資機関	資金	貸付対象者	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫等	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	認定農業者（注1）	25年以内 （据置10年以内）	個人 3億円 （複数部門経営等は6億円） 法人 10億円 （民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）
	経営体育成強化資金	主業農業者（注2） 集落営農組織等	25年以内 （据置3年以内）	個人 1.5億円 法人、集落営農 5億円
	農業改良資金（注3）	個別法に基づく農業改良資金 融通法の特例適用者（注4）	12年以内 （据置最長5年以内）	個人 5,000万円 法人、団体 1.5億円
	農林漁業施設資金（6次産業化）	六次産業化・地産地消法の総合化 事業計画の認定を受けた農林漁業 者団体（注5）	20年以内 （据置3年以内）	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
農協等	農業近代化資金	認定農業者（注1）	15年以内 （据置7年以内）	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者（注2） 集落営農組織等	15年以内 （据置3年以内）	個人 1,800万円 法人、団体 2億円

- （注1）認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。
- （注2）主業農業者とは、農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上）であること等の条件を満たすものです。
- （注3）農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画（農畜産物の加工事業の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画）に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。
- （注4）個別法（略称）は次のとおりです。
農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法、みどりの食料システム法
- （注5）農林漁業者団体とは、次に掲げる者です。
農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の他、5割法人・団体、農林漁業振興法人
- （注6）貸付金利は取扱金融機関にお問い合わせください。

◆スーパーL資金、農業近代化資金のクイック融資 ➡ 47ページへ
→ 少額の資金について、迅速な融資判断を実施

◆スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置 ➡ 47ページへ
→ 貸付当初5年間の金利負担軽減措置等

お問い合わせ先

- ・(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫
- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

資金の確保

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

【事業名：スーパー L 資金、農業近代化資金】

対象となる方

- ・認定農業者（スーパー L 資金）
- ・認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織（農業近代化資金）

支援内容

＜貸付限度額＞ 500万円

※ 融資機関のスコアリングシステム（企業経営診断手法）により経営実績が一定水準以上と判断されることその他一定の要件を満たす必要があります。

特徴

500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速 1 週間（クイック融資）で判断されます。

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパー L 資金及び農業近代化資金について、貸付当初 5 年間の金利負担等を軽減します。

【事業名：担い手経営発展支援金融対策事業、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業】

対象となる方

以下のいずれかの要件を満たす認定農業者

- 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
- 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

※ 担い手経営発展支援金融対策事業は、上記の要件に加え、新たに攻めの経営展開に取り組むこと等が必要となります。

支援内容

貸付当初 5 年間の金利負担を軽減します。また、農業近代化資金については、貸付当初 5 年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパー L 資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減するとともに、農業信用基金協会の債務保証に係る引受当初 5 年間の保証料を助成します。

※ 利子助成の対象となる借入金上限は、スーパー L 資金で 20 億円、農業近代化資金で 2 億円です。（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業にあっては、スーパー L 資金で個人は 3 億円、法人は 10 億円）

お問い合わせ先

- ・**(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫**
- ・**最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合**
- ・**最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど**
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

28 資金繰りのための短期運転資金を借りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

制度資金としては、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）が利用できます。

【事業名：スーパーS資金】

対象となる方 認定農業者

支援内容 経営改善を図るのに必要な短期運転資金を融通します。

＜貸付金利＞ 変動金利制（最新の金利については、取扱金融機関（農協等）にお問い合わせ下さい。）
 ＜貸付限度額＞ 個人：500万円、法人：2,000万円（※畜産・施設園芸については、それぞれ4倍）

お問い合わせ先

・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用組合
 ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
 ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

29 農業法人の経営強化の取組に対して資金の出資を受けたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農業法人が自己資本を充実させたい時には、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合が出資します。

【事業名：農林漁業法人等投資育成事業】

対象となる方 農業法人

支援内容 農業法人の自己資本の充実支援

特徴

農業経営のために使うのであれば、出資金の使途には制約がありません。
 また、出資を受けることにより、農業法人の純資産額が増え、自己資本が増強されることとなり、対外信用力の向上につながったり、金融機関等からの融資を受けやすくなったりするほか、加工流通業者との安定的な取引が行いやすくなるといったメリットがあります。
 さらに、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合から経営又は技術についてアドバイスを受けることもできます。

お問い合わせ先

・ホームページの「農林水産大臣承認投資育成会社等リスト」記載の投資主体又は農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店若しくは㈱日本政策金融公庫の各支店
 ・農林水産省担当課：経営局金融調整課政策金融グループ（TEL：03-6744-2167）

30 経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に
必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

【事業名：農地利用効率化等支援交付金】

○ 地域農業構造転換支援タイプ

対象となる方

将来像が明確化された地域計画（目標集積率 8 割以上等）の目標地図に位置付けられた者

支援内容

補助率：購入 3 / 1 0 以内、リース 定額
配分上限額：1 経営体当たり 1,500万円

◆ リースの対象は、農業用機械のみとなります。

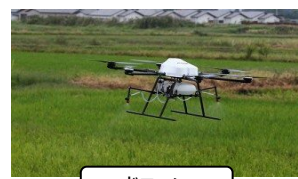
○ 融資主体支援タイプ

対象となる方

目標地図に位置付けられた者



大型トラクター



ドローン

支援内容

補助率：3 / 1 0 以内
配分上限額：1 経営体当たり 300万円（必要な要件を満たす場合は600万円）

◆ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援します。

○ 条件不利地域支援タイプ

対象となる方

農業者等の組織する団体等

◆ 農家 3 戸以上が構成員に含まれており、農家が全体の議決権の過半を占める等、事業活動を実質的に支配すると認められる団体

支援内容

補助率：1 / 2 以内 ただし、農業用機械は 1 / 3 以内（沖縄県で実施する場合等を除く。）
配分上限額：1 経営体当たり 4,000万円

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械・施設の導入を支援します。

◆ 農家 1 戸当たりの平均農地面積がおおむね 0.5ha（北海道は 2ha）未満、かつ、農地面積が 0.5ha（北海道は 2ha）未満の農家がおおむね 5 割以上を占める地域等が対象となります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手支援第 1 班・第 2 班（03-6744-2148）

31 産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備、栽培体系の転換等を総合的に支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策】

対象となる方

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）等

支援内容

1 整備事業（補助率：1/2以内）

乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

2 生産支援事業・効果増進事業（補助率：1/2以内等）

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入 等

実施要件

- ・成果目標（生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上等）の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（投資効率が1.0以上であること） 等

特徴

以下のような取組に活用できます。

【効率的な施設整備の推進】

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組



【省力的・効率的な栽培体系の導入】

- ・農業の体質強化を図るため、省力化機械の導入等により、果樹栽培における省力化・効率化を推進する取組



【施設野菜団地の育成】

- ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入等による施設野菜団地の育成により、収益性の高い施設野菜産地を形成する取組



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地域農業再生協議会
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

32 カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社 等

支援内容

産地収益力の強化、産地合理化の促進（補助率：1/2以内等）

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援

実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・受益者が環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと
- ・産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること（投資効率が1.0以上であること） 等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

育苗施設、乾燥調製施設、農畜産物処理加工施設、
集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、家畜飼養管理施設 等



乾燥調製施設
（ライスセンター）



農畜産物処理加工施設



集出荷貯蔵施設
（選果施設）



生産技術高度化施設
（低コスト耐候性ハウス）

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

【新基本計画実装・農業構造転換支援事業】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社 等

支援内容

共同利用施設の再編集約・合理化（補助率：1/2以内等）

老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援

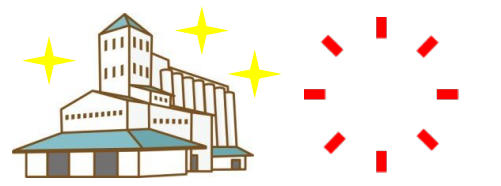
実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・再編集約・合理化計画を策定していること
- ・修繕・更新に係る積立計画を策定していること
- ・原則として、単年度あたりの総事業費が5千万円以上であること
- ・再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること 等

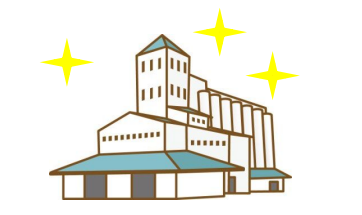
特徴

以下のような施設の整備が可能です。

○複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設の機能を組み替える



○複数の既存施設のうち全部又は一部を廃止し、機能をまとめる



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

33

輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地 基幹施設を整備したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

国産農産物等の輸出拡大に必要な集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

【事業名：農産物等輸出拡大施設整備事業のうち輸出対応型施設の整備】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、民間事業者 等

支援内容

産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備支援（補助率：1/2以内）

実施要件

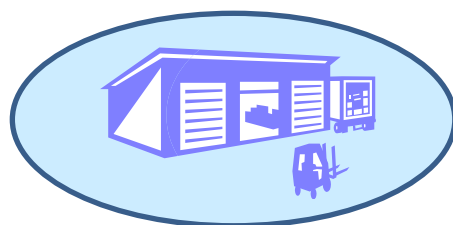
- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の会員であること
- ・輸出事業計画を作成していること
- ・原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること（投資効率が1.0以上であること） 等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設（CA貯蔵施設等）、生産技術高度化施設
乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設 等

集出荷貯蔵施設（CA貯蔵施設）



〔 輸出先国の需要時期に合わせた供給を
可能とする青果物の長期保存体制を構築 〕

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

34

海外や加工・業務用等の新市場への対応に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

新市場の獲得に向けた施設整備等の取組を総合的に支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち
新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化】

対象となる方

食料システム構築計画※に位置付けられた拠点事業者と連携者（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 等）

※需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して新たな食料システムを実践・実装するための、生産から流通に至る課題を一体的に解決するための計画。なお、既に承認を受けている協働事業計画を含む。

支援内容

1 推進事業（補助率：定額、1/2以内）

生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能の具備・強化に必要な取組

例）生育予測システムの導入、新たな栽培技術の導入、GAP等の導入、新品種等現地適応性試験の実施、農業機械等の導入及びリース導入、効果増進・検証事業 等

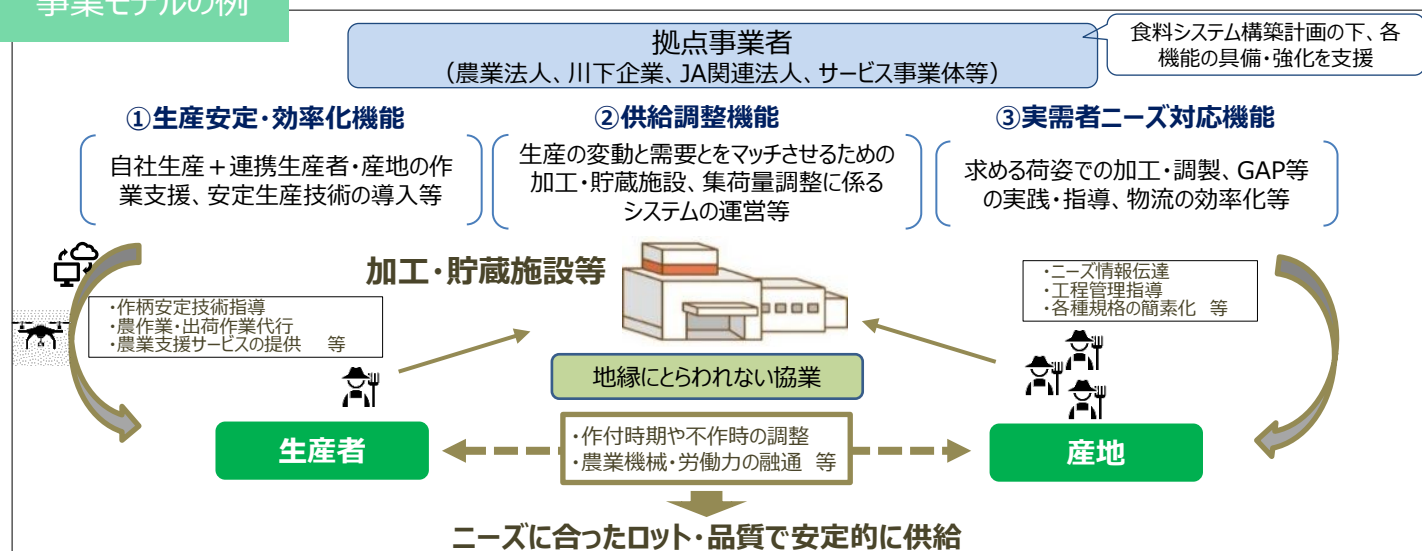
2 整備事業（補助率：1/2以内）

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

実施要件

- ・食料システム構築計画の内容が、海外市場や加工・業務用等の新たな市場のロット・品質に対応できる事業者の育成及び連携産地の体制強化が期待される構成となっていること
- ・食料システム構築計画において輸出向け出荷額又は加工業務向け出荷量の増加の到達目標を掲げていること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（投資効率が1.0以上であること） 等

事業モデルの例



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

35 安定的な生産・供給の実現に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえ、生産から流通に至るまでの諸課題を一体的に支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち食料システム構築支援タイプ】

対象となる方

食料システム構築計画※に位置付けられた拠点事業者及び連携者（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 等）

※需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働の中で、それぞれの能力を発揮して新たな食料システムを実践・実装するための、生産から流通に至る課題を一体的に解決するための計画。なお、既に承認を受けている協働事業計画を含む。

支援内容

1 推進事業（補助率：定額、1/2以内）

生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能の具備・強化に必要な取組

例）生産予測システムの導入、新たな栽培技術の導入、GAP等の導入、新品種等現地適応性試験の実施、農業機械等の導入及びリース導入、効果増進・検証事業 等

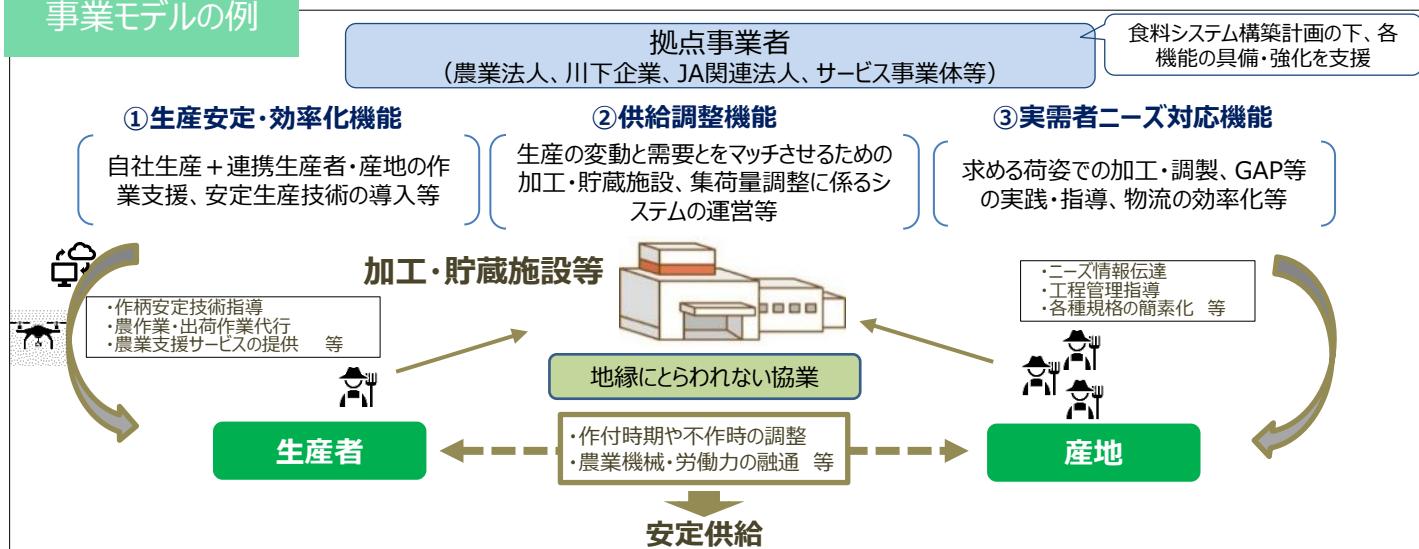
2 整備事業（補助率：1/2以内）

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

実施要件

- ・食料システム構築計画の内容が、生産事業者としての特徴を明確に有し、かつ、モデル事業として波及性・再現性が期待される構成となっていること
- ・食料システム構築計画において取扱数量、取扱金額又は生産面積の増加の到達目標を掲げていること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・費用対効果分析を実施していること（投資効率が1.0以上であること） 等

事業モデルの例



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

36 機械設備やシステムを導入する場合に活用できる補助金について知りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する、革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。
【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】

対象となる方

中小企業者、小規模事業者等
※農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

	製品・サービス高付加価値化枠			グローバル枠	
基本要件	以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ② 1人あたり給与と支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与と支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。 ※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。 ※ 基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。				
概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化			海外事業の実施による国内の生産性向上	
補助上限額 ※従業員数により異なります。	5人以下	750万円	(850万円)	3,000万円	(3,100～4,000万円)
	6人～20人	1,000万円	(1,250万円)		
	21人～50人	1,500万円	(2,500万円)		
	51人以上	2,500万円	(3,500万円)		
(特例措置)	大幅賃上げ特例 （補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②の要件のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与と支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準				
補助率	中小企業1/2、 小規模企業・小規模事業者及び再生事業者2/3			中小企業1/2、 小規模企業・小規模事業者2/3	
(特例措置)	最低賃金引上げ特例 （補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること。				
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費				

ものづくり補助金の詳細については以下をご覧ください。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp>



お問い合わせ先

・ものづくり補助金事務局サポートセンター

受付時間：10:00～17:00（土日祝日および12/29～1/3を除く）

電話番号：050-3821-7013

メール：公募要領に関するお問い合わせ：kakunin@monohojo.info

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

37 ITツールを導入する場合に活用できる補助金について知りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

業務効率化やDX等に向けたITツールの導入を支援します。

【IT導入補助金】

対象となる方

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人等または個人
※ 農事組合法人、農業協同組合も対象となります。

支援内容

【通常枠】：生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を原則1/2の補助率で支援します。

【インボイス枠】

インボイス対応類型：インボイス制度に対応した会計、受発注、決済ソフトの導入を行う際には、1/2～4/5の補助率で支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります。

電子取引類型：取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス制度に対応した受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

【複数社連携IT導入枠】：10者以上が連携して会計、受発注、決済ソフトの導入を行う際には、1/2～4/5の補助率での支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります。連携のための事務費、専門家費も対象となります。

【セキュリティ対策推進枠】：サイバーインシデントにより事業継続困難となる事態を回避するために、生産性向上を阻害するリスクを低減するための支援をします。

	通常枠	インボイス枠					複数社連携IT導入枠	セキュリティ 対策推進枠
		電子取引類型	インボイス対応類型					
補助額	5万円 ～ 450万円	インボイス制度に 対応した 受発注ソフト	インボイス制度に対応した 会計,受発注,決済ソフト		PC・タブ レット等	レジ等	(1)インボイス対応類型の対象経 費（左記同様） (2)消費動向等分析経費(※1) （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 150万円
		～350万円	～50万円 以下	50万円 超 ～350万 円	～10 万円	～20 万円		
補助率	2/3、1/2 (※2)	2/3、1/2 (※3)	4/5、3/4 (※4)	2/3 (※5)	1/2		(1)インボイス対応類型と同様 (2)・(3) 2/3以内	2/3、1/2 (※6)
対象経費	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費	クラウド利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェアの更新等保守サポート費含む）					サイバーセキュリ ティサービス利 用料(最大 2年分) (※7)

- （※1）消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象
（※2）3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者については2/3
（※3）中小企業等については補助率は2/3、大企業等については補助率は1/2
（※4）小規模事業者については補助率は4/5、中小企業については補助率は3/4
（※5）補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3
（※6）小規模事業者については補助率は2/3、中小企業については補助率は1/2
（※7）（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

IT導入補助金の詳細については以下をご覧ください。

<https://it-shien.smrj.go.jp/> 「IT導入補助金」（事務局HP）



お問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（TEL：0570-666-376）
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

38 機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

新たに機械や設備を取得（設備投資）する場合、税制特例で支援します。

【中小企業経営強化税制、先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置、中小企業投資促進税制】

対象となる方

青色申告をしている中小企業等（資本金または出資金の額が1億円以下の法人、または常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人等）
※ 中小企業投資促進税制以外については、農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

機械や設備等の取得に際し、以下の要件を満たす場合に税制の特例を受けることができます。（中古品の取得は対象外）

税制	要件・対象者	対象となる設備	特例内容
中小企業 経営強化 税制(※1)	青色申告をしている中小企業等 （農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人は対象外 【要件（A類型の場合）】 ① 認定申請に際してメーカー等を通じて工 業会等発行の証明書入手する。 ② 地方農政局等において「経営力向上 計画」の認定を受ける。	・160万円以上の機械装置 ・30万円以上の器具備品・工具 ・60万円以上の建物付属設備 ・70万円以上のソフトウェア ・1,000万円以上の建物及びその附属設備 （生産性向上に資する設備の導入に伴って 新增設される建物及びその附属設備に限 る） （注）選択する類型によって対象となる設備の要件は 異なります。	機械装置、ソフトウェア、器具備品・工具に ついて： 法人税又は所得税について、即時償却又 は取得価額の10%の税制控除（資本金 3,000万円超の法人は7%）を選択適 用 建物及びその附属設備について： 売上高100億円超の達成に向けたロード マップ作成等を要件を満たす場合、その年 度末の雇用者給与支給総額が前年度末 と比較して ・2.5%以上増加した場合、特別償却 15%又は税額控除1% ・5.0%以上増加した場合、特別償却 25%又は税額控除2%を適用 2027年3月末までに取得した設備が対象です。
先端設備 等導入計 画に係る 固定資産 税の特例 措置(※1)	中小企業等 （農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人は対象外 【要件】 ① 認定経営革新等支援機関（税理士、 商工会等）において、設備導入により、 労働生産性が年率3%以上向上する 見込みがあること、当該設備の導入に係 る投資計画の投資利益率が年平均 5%以上となる見込みがあることの確認 を受け、それぞれ確認書入手。 ② 市町村において「先端設備等導入計 画」の認定を受けた後、設備を取得。	年平均の投資利益率が5%以上となること が見込まれる投資計画に位置付けられた以 下の設備 ・160万円以上の機械装置 ・30万円以上の工具 ・30万円以上の器具備品 ・60万円以上の建物付属設備 （注1）固定資産税の特例措置を受けられるのは、 『導入促進基本計画』を策定した市町村に限定されま す。 （注2）また、対象となる設備は、市町村によって異 なりますので、詳細は市町村までお問い合わせ下さい。	固定資産税について、 ①先端設備等導入計画中に1.5%以上の 賃上げ表明※に関する記載あり →3年間、課税標準を1/2に軽減 ②先端設備等導入計画中に3%以上の 賃上げ表明※に関する記載あり →5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従 業員に表明するもの
中小企業 投資促進 税制(※1)	青色申告をしている中小企業等 （農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人も対象	・160万円以上の機械装置 ・3.5トン以上のトラック等 ・120万円以上の測定工具、検査工具 ・70万円以上のソフトウェア	法人税・所得税について30%の特別償却 または7%の税額控除(※2)。 2027年3月末までに取得した設備が対象です。

(※1) 農業経営基盤強化準備金制度は、中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制とは併用不可、先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置とは併用可

(※2) 税額控除は個人及び資本金3,000万円以下の法人が選択可能

中小企業経営強化税制の適用を受ける場合の手続き等については以下をご覧ください。

農水省HP：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keieiryoku_koujou.html

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例の詳細については以下をご覧ください。

中小企業庁HP：https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tokurei/kotei_shisan.html

中小企業投資促進税制の詳細については以下をご覧ください。

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.html>

お問い合わせ先

・税制の適用に当たり、固定資産税は市町村、法人税・所得税は管轄の税務署にご相談ください。
・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

【農業経営基盤強化準備金制度】

対象となる方

青色申告により確定申告を行う認定農業者（個人・農地所有適格法人）又は認定新規就農者（個人）で以下のいずれかに該当する農業者

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置付けられていること
- 地域計画が策定されていない場合は、従来の人・農地プランにおいて中心経営体として位置付けられていること

※集落営農においても法人化することによって制度を活用できます。

※令和7年度以降、認定農業者が農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合、地域計画において農業を担う者として位置付けられていることが必須となり、**位置付けられていない場合は準備金を積み立てることができなくなります。**

支援内容

認定農業者等が農業経営改善計画等に従って経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

【対象となる資産】

○農用地

農地、採草放牧地

【注意！】

農用地は、令和8年度から地域計画の区域内のものに限定されます。

○農業用の機械・施設等（取得価額が30万円以上の資産に限ります。）

- ・機械及び装置 ・器具及び備品
- ・建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）
- ・構築物 ・ソフトウェア

（例）田、畑、樹園地、採草放牧地、トラクター、ロータリ、あぜ塗機、ブルドーザー、パワーショベル、農業用ドローン、播種プラント、田植機、移植機、乗用管理機、かん水装置、コンバイン、乾燥機、選果機、選別機、運搬機、鳥獣害防止用威嚇機、ビニールハウス、低温貯蔵庫、集出荷施設、農機具収納施設、温室、用水路、農作業管理ソフト など

【注意！】

トラックやフォークリフトなどの「車両及び運搬具」に該当するものや中古品は対象になりません。



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局・農政事務所・県拠点
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課税制・年金グループ（TEL：03-6744-0576）

39 米、麦、大豆などを安定的に生産したい

認定
農業者 認定
新規 個人 法人 サービス
事業者 集落
営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

米、麦、大豆等の作物を生産される農家の皆さんの経営安定を支援します。

【事業名：経営所得安定対策】

対象となる方

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

支援内容

○畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

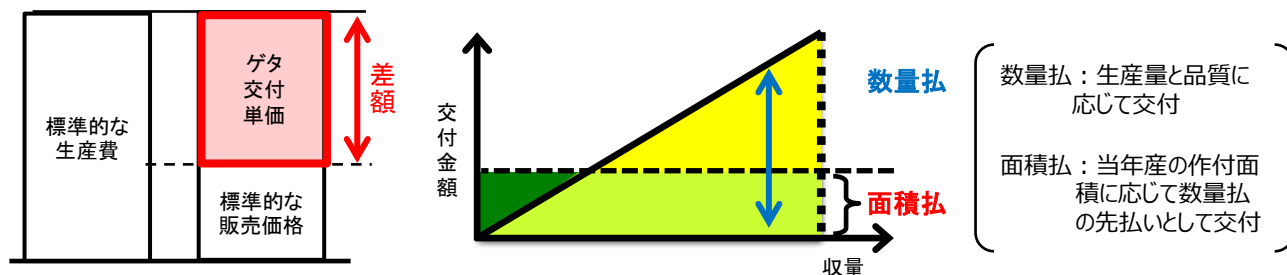
諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金（標準的な生産費と標準的な販売価格の差額）を直接交付します。

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

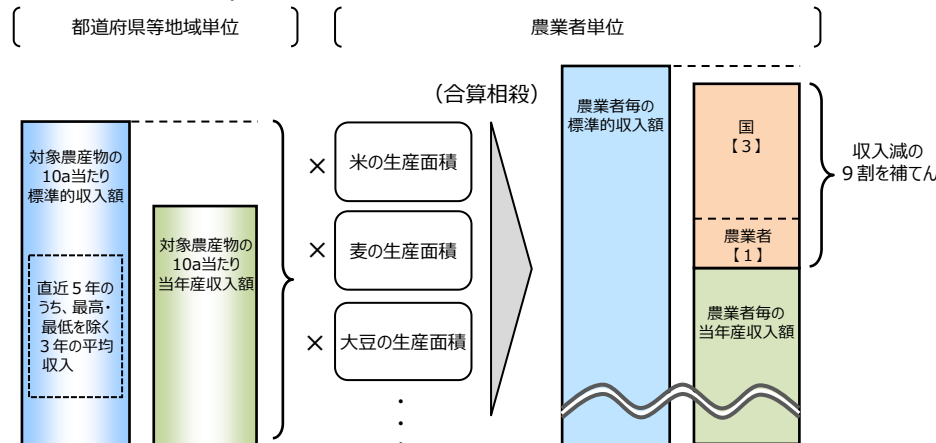
収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

特徴

<畑作物の直接支払交付金のイメージ>



<米・畑作物の収入減少影響緩和交付金のイメージ>



お問い合わせ先

・最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
・農林水産省担当課：農産局穀物課経営安定対策室（TEL：03-3502-5601）

安定した農畜産物の生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

水田を活用した戦略作物（麦、大豆、米粉用米等）等の生産に対して交付金を交付します。

【事業名：水田活用の直接支払交付金】

対象となる方

販売目的で、対象作物を**水田で生産（耕作）**する販売農家・集落営農

＜参考：食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）（抜粋）＞

第4のIの1 国内の食料供給

（1）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、…(略)…、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕

＜注＞ 連作障害を回避する取組→土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組。（経営所得安定対策実施要綱）

支援内容

（1）戦略作物助成

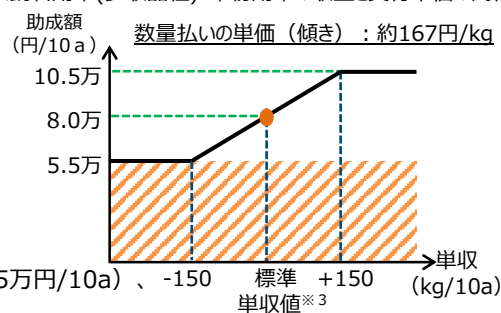
- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WC S用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WC S用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a※2

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a（5.5～8.5万円/10a）、令和8年度においては、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

＜飼料用米（多収品種）・米粉用米の収量と交付単価の関係＞



※3：地域農業再生協議会ごとに設定

（2）産地交付金

- 「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。
- 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して資金枠を追加配分します。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分）	1.0万円/10a

※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

（3）都道府県連携型助成

- **都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

（4）畑地化促進助成（令和6年度補正予算と併せて実施）

- **水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等を支援**します。

① **畑地化支援**※5：10.5万円/10a

※5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）

② **定着促進支援**※5（①とセット）：2万円（3万円※6）/10a×5年間

または10万円（15万円※6）/10a（一括）

※6：加工・業務用野菜等の場合

③ **産地づくり体制構築等支援**

④ **子実用とうもろこし支援**（1.0万円/10a）

お問い合わせ先

- ・最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
- ・農林水産省担当課：農産局企画課（TEL：03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等を支援します。【事業名：畑地化促進事業】

対象となる方

販売農家・集落営農（メニュー 3 は農業再生協議会等が対象）

支援内容

1 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

	1 畑地化支援 (令和7年度産単価)	2 定着促進支援 (令和7年度産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) 【 ※ 加工・業務用野菜等の場合 】
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要**。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

【事業名：畑作物産地形成促進事業】

対象となる方 販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入**や**畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和7年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和8年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



大豆300A技術
（不耕起播種栽培など）



土壌診断に基づく土づくり

畑作物の導入・定着に向けた取組



排水対策（暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

【事業名：コメ新市場開拓等促進事業】

対象となる方

販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和7年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② 交付単価：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ 採択基準：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、予算の範囲内で採択

＜留意事項＞

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】
✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



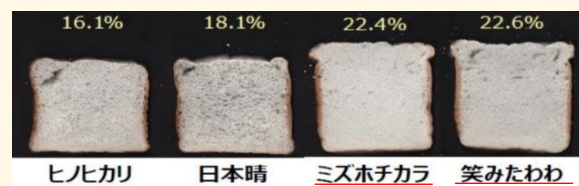
直播栽培



土壌診断に基づく施肥

米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

- （パン用の専用品種）
・ミズホチカラ
・笑みたわわ 等
- （めん用の専用品種）
・亜細亜（あじあ）のかおり
・ふくこのこ 等



お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備等※を支援します。【事業名：小麦・大豆の国産化の推進】
※関連事業で支援

対象となる方 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、都道府県・市町村等

支援内容

麦・大豆生産技術向上事業

麦・大豆産地が、生産性の向上に向け、「麦・大豆国産化プラン」を作成して行う以下の取組を支援。

- ・生産性向上の推進：地域の話合い、ほ場の簡易な改修・点検等の経費を支援
(作付面積に応じた上限額の範囲で実費を定額支援)
- ・新たな営農技術等の導入：生産性向上や需要に応じた生産に向けた技術の導入、品種転換等を支援
(定額：内容に応じて1万円/10a以内)
- ・生産拡大に向けた機械・施設の導入：生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援（1/2以内）

【関連事業】

強い農業づくり総合支援交付金

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

産地生産基盤パワーアップ事業

産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備や再編集約・合理化等を支援

特徴

事業内容のイメージ

生産対策



営農技術の導入（定額）



農業機械の導入（1/2以内）



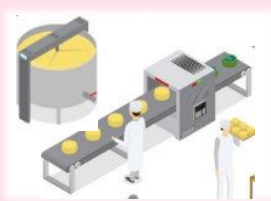
乾燥調製施設の整備（1/2以内）

流通対策



・ストックセンターの整備※（1/2以内）

消費対策



・加工設備・施設の導入※（1/2以内）

※関連事業で支援

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局穀物課（TEL：03-6744-2108）

40 水田で高収益作物や子実用とうもろこしを生産したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

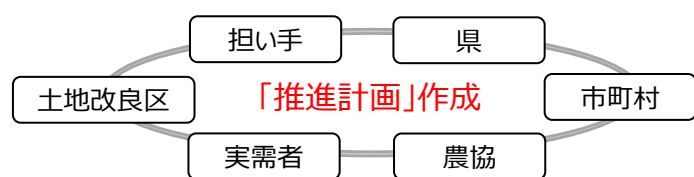
その他

高収益作物や子実用とうもろこしの導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づく取組を計画的かつ一体的に推進します。

【事業名：水田農業の高収益化の推進】

支援内容

(支援イメージ)



計画的・
一体的に支援

水田農業高収益化推進プロジェクトチーム（国）

技術・機械等の導入支援

高収益作物の導入・定着支援

生産基盤の整備

1. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を優先採択で支援します。

→ 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等

◆持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援

48番 75ページへ

◆飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業のうち国産濃厚飼料生産の推進

55番 91ページへ

→ 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入

◆強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ



32番 51ページへ

◆農地利用効率化等支援交付金

30番 49ページへ

→ 水田への果樹の新植、省力樹形・作業機械の導入や流通事業者等との連携などによる産地構造の転換に向けた実証等

◆果樹農業生産力増強総合対策



44,45,46番 70,72,73ページへ

2. 高収益作物の導入・定着支援

→ 「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物や子実用とうもろこしの導入・定着を図る取組等を支援します。

① 高収益作物による畑地化（10.5万円/10a）

② 高収益作物の導入・定着（2万円（3万円※）/10a×5年間又は、10万円（15万円※）/10a（一括））

③ 子実用とうもろこしの作付け（1万円/10a）

※ 加工・業務用野菜等の場合

◆水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成



39番 61ページへ

◆畑地化促進事業

39番 62ページへ

3. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた汎用化・畑地化等を支援します。

→ 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分

→ 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

◆農業農村整備事業



4番 11ページへ

◆農地耕作条件改善事業

等の基盤整備事業

お問い合わせ先

農林水産省担当課：畜産局飼料課

農産局園芸作物課

経営局経営政策課

農産局果樹・茶グループ

農産局企画課※

農村振興局設計課

(03-3502-5993) (1のうち子実用とうもろこしに関する事業)

(03-3501-4096) (1のうち園芸作物に関する事業)

(03-6744-2148) (1のうち担い手に関する事業)

(03-3502-5957) (1のうち果樹に関する事業)

(03-3597-0191) (2の事業)※プロジェクトの窓口を担当

(03-3502-8695) (3の事業)

4.1 野菜を安定的に生産したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

指定野菜の価格が低落した時に、補填が受けられます。

【事業名：野菜価格安定対策事業（指定野菜価格安定対策事業）】

対象となる方

- 指定産地内で指定野菜を生産し、
- ①共同出荷組織※1を通じて出荷を行う生産者
 - ②直接出荷を行う一定規模以上※2の生産者※1

※1 （独）農畜産業振興機構への登録が必要
※2 概ね2ha以上

支援内容

卸売市場に出荷する指定野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、その差額※3の一部を補填します。

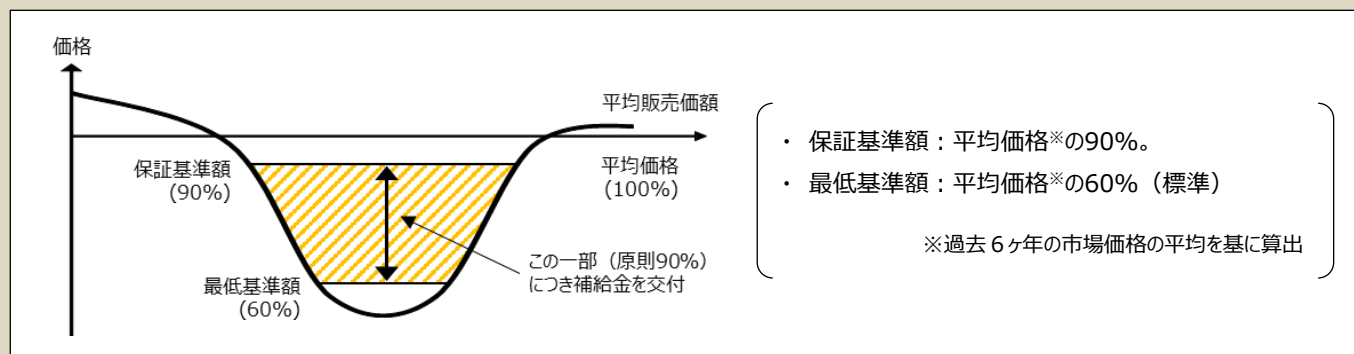
※3 平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額

<指定野菜（14品目）>

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

★ **ブロッコリーを令和8年度事業から指定野菜に追加**
(令和6～7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用)

○基本的な仕組み



○拠出割合

国：都道府県：生産者 = 3：1：1（予め（独）農畜産業振興機構に資金を積立て）

契約取引を行う際のリスクを軽減します。

【事業名：野菜価格安定対策事業（契約指定野菜安定供給事業）】

対象となる方

- 指定産地内で指定野菜を生産し、
- ①共同出荷組織※1を通じて出荷を行う生産者
 - ②直接出荷を行う一定規模以上※2の生産者※1

※1 （独）農畜産業振興機構への登録が必要
※2 概ね2ha以上

支援内容

実需者との契約取引に取り組む生産者が、不作による供給量不足が生じた際に、実需者との契約数量を確保するために不足分を市場等から調達した場合に要する経費の一部等を補填します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局
- ・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-9484）
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課価格班（TEL：03-3502-5961）

42 国内資源を活用した肥料を生産・活用したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携して国内資源を活用した肥料の利用拡大を図るに当たって、必要な施設整備や肥料の試作、効果検証に係る取組を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業】

対象となる方

- ・下水汚泥資源、家畜ふん尿、牛肉骨粉、食品残さ等の国内肥料資源の原料供給者
- ・国内資源を活用した肥料（国内資源由来肥料）の製造事業者
- ・国内資源由来肥料を利用する農業者団体 等

支援内容

- ・国内資源由来肥料の製造のための供給施設、肥料製造施設、肥料流通保管施設の整備
- ・国内資源由来肥料の試作や栽培実証、分析（肥料、土壌等）
- ・国内資源由来肥料及び原料の収集、運搬、加工（焼却含む。）、散布等に必要な機械及び堆肥や土壌の分析に必要な分析機器等の導入
- ・事業の効率的な取組に必要な調査や、取組拡大のための情報発信

お問い合わせ先

- ・都道府県協議会、地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局技術普及課国内資源ユニット（TEL：03-6744-2107）
農業環境対策課土壌環境保全班（TEL：03-3593-6495）



認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

畜産農家等の堆肥の高品化やペレット化による広域流通の推進に必要な施設等の整備又は補改修を支援します。また、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策の推進に必要な施設等の整備又は補改修を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業】

対象となる方

畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会

支援内容

- 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
畜産農家等が行う堆肥の高品質化やペレット化等に必要な機械導入や、堆肥ニーズの把握や広域流通の検討のための取組等を支援します。
- 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業
畜産農家等が堆肥の高品質化やペレット化等に必要な施設整備又は補改修する取組を支援します。
- 3 畜産環境関連施設等導入支援事業
畜産農家等が行う高度な畜産環境対策を実施するために必要な施設等の整備又は補改修、併せて実施する臭気の測定や排水の水質検査の取組を支援します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課環境保全班（TEL：03-6744-7189）

43 堆肥を実証的に活用する土づくりに取り組みたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥等を実証的に活用する取組を支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策（全国的な土づくりの展開）】

対象となる方

都道府県再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

支援内容

地力の向上を目的として堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援します。（基金事業）

○ 対象となる資材

- ・堆肥（ペレット堆肥、混合肥料含む）
- ・土壤改良資材
- ・緑肥
- ・バイオ炭

対象となる資材



堆肥※5



土壤改良資材※6



緑肥



※5 肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）に基づき届出されたもの。また、肥料法に基づき届出された堆肥入り指定混合肥料や、肥料法に基づき登録された混合堆肥複合肥料も可。
※6 地力増進法の政令に基づき適切な品質表示がされた土壤改良資材。また、肥料法に基づき届出された土壤改良資材入り指定混合肥料も可。

○ 補助対象

- ・堆肥等の購入、運搬、保管
- ・堆肥等の散布
（散布機械等のリース・レンタルを含む）
- ・土壤分析

補助対象となる取組

土壤分析※1



堆肥等の購入・運搬・保管・散布※2



実証に必要な調査・指導



※1 土づくりの効果の確認のため、実証は場毎に実証前後の土壤分析は必須。なお、実証後の土壤分析は原則農作物の栽培後としますが、土づくり効果が適切に比較できるのであれば、土壤分析のタイミングについては問いません。また、クロビラリドによる生育障害の可能性がある場合、散布前に堆肥の生物検定又は残留農薬分析を実施いただけます。
※2 実証ほ場における慣行の栽培条件と比較して、同種目同量の資材を施用する取組は対象外。

○ 補助率

- ・定額（上限3万円/10a※）
- ・1/2以内（散布機械等のリース導入）

※ペレット堆肥の場合は3.5万円/10a

<留意事項>

本事業活用の際には、以下の点に関して留意してください。

- ・原則、堆肥等の施用による土づくりを実施していないほ場や、地力の改善のため堆肥等の追加的な施用が有効と認められるほ場を2年を上限に支援対象としています。
- ・堆肥等の施用による土づくりの効果の確認のため、実証前後の土壤分析は必須の取組となります。
- ・堆肥散布機械等のリース導入に係る費用については、補助率は1/2以内となります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課土壤環境保全班（TEL：03-3593-6495）

44 果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備の導入をしたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

果樹産地構造改革計画（以下、産地計画という。）において担い手と定められた者、
農地中間管理機構 等

支援内容

1 果樹経営支援対策事業

I 整備事業

- （1）改植・新植支援（補助率：定額、1/2以内）
※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件
産地計画に位置付けられた優良品目・品種への改植・新植を支援します。
特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の高い省力樹形の導入を推進**します。
面積要件：改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

（省力樹形の例）



りんごの超高密植
（トールスピンドル）栽培

<10a当たり改植（新植）支援単価・補助率>

① 慣行樹形等	② 省力樹形
みかん等のかんきつ類 23（21）万円	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご） 73（71）万円
りんご等の主要果樹（※） 17（15）万円	高密植低樹高（新しい化）栽培（りんご） 53（52）万円
りんごのわい化栽培、	根域制限栽培（みかん等のかんきつ類） 111（108）万円
ぶどう（加工用）の垣根栽培 33（32）万円	根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等） 100（99）万円
上記のいずれにも該当しない改植・新植 定率（1/2以内）	ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等） 33（32）万円
	V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等） 73（71）万円
	朝日ロンバス方式（りんご） 33（32）万円
	上記のいずれにも該当しない改植・新植 定率（1/2以内）

（※）主要果樹：りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、
くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじく

（2）小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

生産性の高い園地づくりに向けた、以下の取組を支援します。

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備 等
面積要件：地続きで概ね10a以上（土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上）

（3）設備の導入支援（補助率：1/2以内）

防風ネット（多目的防災網も対象）、防霜ファン、モノレール等の設置を支援します。

面積要件：地続きで概ね10a以上

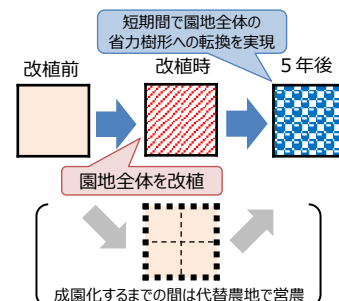
II 推進事業

（1）省力的樹園地への一斉改植支援

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において
営農を継続するための掛かり増し経費を支援します。

支援単価：56万円/10a（＝11.2万円/10a×成園までの5年分。初年度に一括交付）

※代替園地における営農面積が支援対象



（2）技術的サポート支援（補助率：定額）

地域計画の目標地図と連動した省力樹形等への転換を推進するため、先進地や研究
機関からの指導者派遣や産地内での省力樹形等の導入に向けた研修会の開催等に掛かる経費を支援します。

2 果樹未収益期間支援事業

1の（1）の取組とセットで、改植・新植後の農薬代・肥料代等の幼木の管理経費を支援します。

支援単価：22万円/10a（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）

<事業の流れ>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

省力樹形や優良品目・品種の導入のほか、高温障害の発生低減に向けた資機材の導入、小規模な園地整備等の取組を支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）】

対象となる方

果樹産地構造改革計画（以下、産地計画という。）において担い手と定められた者、農地中間管理機構 等

支援内容

新市場獲得対策

※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件

<園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）>

（１）果樹の改植・新植・未収益期間の幼木管理支援（補助率：定額、1/2以内）

優良品目・品種、省力樹形の導入を支援
（改植・新植と一体的に行う果樹棚等の設置も対象）
未収益期間の幼木管理経費を支援
（支援単価：22万円/10a（＝5.5万円/10a×4年分））
※面積要件：地続きで概ね2a以上

（２）一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組支援（補助率：定額）

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費を支援
（支援単価：56万円/10a（＝11.2万円/10a×成園までの5年分））
※代替園地における営農面積が支援対象

（３）小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備、多目的防災網、防霜ファン、モノレール等の設置等を支援
※面積要件：地続きで概ね10a以上
（土壌土層改良は概ね2a以上）

（４）改植・新植に伴う雨よけ設備の設置（補助率：1/2以内）

病害の低減に効果が認められる雨よけ設備の設置を支援
※面積要件：地続きで概ね10a以上
※補助金上限額：160万円/10a

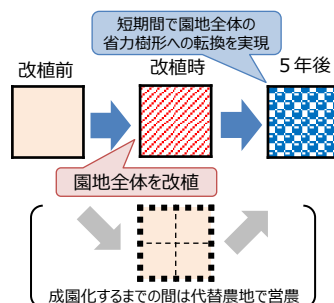
（５）高温対策資機材の導入（補助率：1/2以内）

支持設備等と一体的に導入する遮光ネットや、点滴かん水設備と一体的に導入するマルチシート、樹体や果実の冷却のための細霧冷房といった高温障害の発生低減に向けた資機材の導入を支援
※面積要件：地続きで概ね10a以上
※遮光ネット、マルチシートについて、既に導入済の設備がある場合は単品での導入も支援対象

（省力樹形の例）



りんごの超高密植
（トールスピンドル）栽培



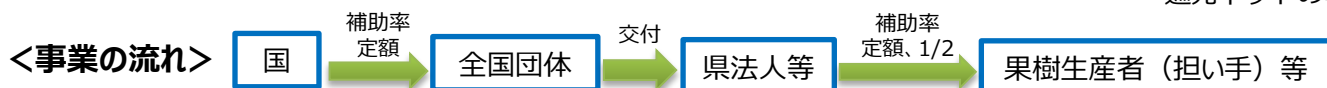
多目的防災網の設置



簡易雨よけ設備の設置



遮光ネットの導入



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

45 果樹の大幅な省力化等に向けた実証に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

販売供給の出口を見据えた作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造転換に向けた実証等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

都道府県、生産者、生産出荷団体、実需者、農業支援サービスを提供する事業者などにより構成されたコンソーシアム（生産者と実需者は必須。）

支援内容

産地構造転換パイロット実証事業

※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件

【事業メニュー】

事業実施主体は、次のうち成果目標の達成に必要なメニューを選択して取り組みます。

- ア 省力樹形や省力的な植栽方法の導入
- イ スマート農業技術を活用した生産・出荷・流通や労務管理の合理化
- ウ 加工・業務用等新たなマーケットの開発・拡大に向けた省力栽培技術や品種の導入
- エ サービス事業者等を活用した人材確保
- オ 流通事業者や地域内外の他事業と連携した労働力の相互融通
- カ 経営の多角化による通年雇用



【成果目標】

これまでの生産供給体制を刷新した生産供給体制モデルを構築し、事業実施前と比較して労働生産性（農業従事者一人当たりの年間の利益額）を向上させることが必要です。

※労働生産性＝粗利益（販売額（売上高）－経費（原価））／農業従事者数

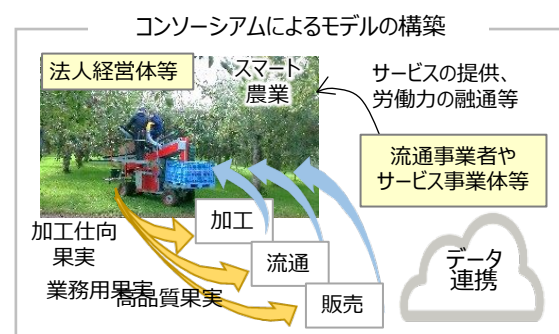
【補助対象及び補助率】

下記補助対象経費及び補助率のうち、上記で選択した事業メニューの実施に必要な取組を支援します。

- (1) 検討会の開催等（補助率：定額）
- (2) 調査・分析（補助率：定額）
- (3) テストマーケティング（補助率：定額）
- (4) 技術研修（補助率：定額）
- (5) 展示ほの設置（補助率：定額）
- (6) システム導入（補助率：1/2以内）
- (7) 小規模園地整備（補助率：1/2以内）
- (8) 省力樹形や省力的植栽等への転換（補助率：1/2以内）
- (9) 機械・設備のリース導入（補助率：1/2以内）

※（1）及び（5）の実施は必須

（8）の幼木管理に必要な経費については、定額（22万円/10a（＝5.5万円/10a×4年分）以内）



<事業の流れ>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

46 果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

果樹産地において新たな担い手の受入や研修等に必要な園地の整備等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

新たな担い手の新規参入を推進する、都道府県、市町村、JA、法人化した経営体、民間企業などの団体

支援内容

果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

1 整備事業

果樹型トレーニングファームの整備のための以下の取組を支援します。

(1) 小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水設備、多目的防災網、防霜ファン、モノレールの整備等

(2) 部分改植（補助率：定額（面積当たり1/2相当）、1/2以内）

優良品目・品種や省力樹形への改植等

(3) 改植後の未収益期間の幼木管理（補助率：定額（22万円/10a））

(4) 省力技術研修（補助率：定額（3万円/10a以内））

2 推進事業（補助率：定額）

果樹型トレーニングファームの運営に必要な技術指導・管理委託に要する経費を支援します。



<事業の流れ>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

47 施設園芸及び茶について燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換に取り組み、経営の安定を図りたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

燃料価格の高騰に備えて、計画的に省エネ等に取り組む施設園芸等産地に対して、セーフティネットの構築を支援します。

【事業名：施設園芸等燃料価格高騰対策】

対象となる方

支援の対象者は、計画的に省エネルギー化等に取り組む施設園芸農家（野菜、果樹、花き）または茶農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等です。

支援内容

○施設園芸セーフティネット構築事業（補助率1/2）

（1）対象燃料：A重油、灯油、LPガス、LNG

（2）対象期間：10月～翌6月

○茶セーフティネット構築事業（補助率1/2）

（1）対象燃料：A重油、LPガス、LNG

（2）対象期間：4月～10月

特徴

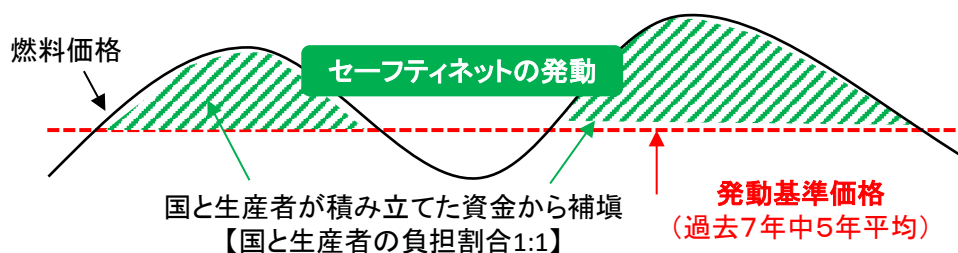
【施設園芸等燃料価格高騰対策の基本的な仕組み】

【省エネルギー対策計画のイメージ】



【セーフティネット対策のイメージ】

補填金＝補填単価（発動基準価格との差額）×当月購入数量の70%



燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

お問い合わせ先

施設園芸

・一般社団法人日本施設園芸協会（TEL：03-3667-1631）

・農林水産省担当課：農産局園芸作物課（TEL：03-3593-6496）

茶

・全国茶生産団体連合会（TEL：03-5259-5671）

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ（TEL：03-6744-2194）

48 新しく園芸産地をつくりたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向け、生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等、実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立するための取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援】

対象となる方

国産野菜周年安定供給強化事業：民間団体等 ➡ 申込みは (独)農畜産業振興機構へ

支援内容

国産野菜周年安定供給強化事業

本事業は加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれない品目や作型の作付拡大等を推進するため、新たに実需者との契約栽培に取り組む取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業です。

加工・業務用向けの契約栽培に必要な、新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援。

主な支援対象



生産流通体系の構築



作柄安定技術の導入

助成単価

定額
(3年間の取組
に対して
15万円/10a)

対象品目

(加工・業務用)
たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、
ブロッコリー、ごぼう、トマト(8～10月出荷)、
セルリー(6～12月出荷)、にんにく、しょうが、さといも、
えんどう(1～7月又は11～12月出荷)、
キャベツ(11月又は1～5月出荷)、レタス(11～3月出荷)、
かぼちゃ(11～6月出荷)、だいこん(4～7月又は10月出荷)
(生食用) かぼちゃ(11～6月出荷)、トマト(9～10月出荷)

お問い合わせ先

- ・(独)農畜産業振興機構(TEL:03-3583-9534)
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課 園芸流通加工第1班(TEL:03-3501-4096)

49 野菜等の施設栽培の生産性を高めたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

データを活用した施設園芸への転換促進のための生産性・収益向上につながる体制づくりを支援するとともに、生産の高度化のための施設・内部設備の導入を支援します。

〔事業名：（１）データ駆動型農業の実践・展開支援事業のうちデータ駆動型農業の実践体制づくり支援
（２）強い農業づくり総合支援交付金〕

対象となる方

- （１）生産者・都道府県を必須構成員とする協議会等
- （２）都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

支援内容

（１）データ駆動型農業の実践体制づくり支援（補助率：定額、1/2）

環境制御や作業管理等の技術習得に必要なデータ収集・分析機器の活用、既存ハウスのリノベーション等、データを活用して生産性・収益向上につなげる体制づくりを支援します。

具体的には、技術習得検討会の開催経費、技術導入に必要な機械等のリース導入、技術の普及に係る経費等を支援します。



モニタリング技術の活用



ハウスのリノベーション

（２）強い農業づくり総合支援交付金（補助率：1/2）

データを活用して生産性の向上や農産物の高付加価値化を図るICT、ロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術の導入に必要な施設等の整備（低コスト耐候性ハウス等の整備、高度環境制御やロボットの導入等）を一体的に支援します。



1 ha以上の大規模施設

特徴

スマート農業実践施設等の導入

スマート技術と大規模な園芸施設の導入により、生産性の向上や農産物の高付加価値化を図る

（２）の事業

データ駆動型農業の推進

パイプハウスなどの従来型の既存ハウスも活用しながら、産地でデータを活用した農業の推進を図る

（１）の事業

次世代施設園芸の推進イメージ



従来型施設園芸



次世代施設園芸

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

50 茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

茶の改植・新植、改植に伴う未収益期間、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、棚栽培への転換等の取組に対し支援します。

あわせて、国産茶の需要創出に向けた消費者・実需者ニーズの把握や商品開発、製造・加工技術の確立、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成等を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進】

対象となる方

農業者団体 等

支援内容①

持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、産地の戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、有機栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換、簡易な園地整備、省力化・低コスト化に資する生産・加工機械等のリース導入、需要創出に向けた取組等に対し支援します。

【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：12万円/10a
- 改植、移動改植：15.2万円/10a
- 改植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- 棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 台切りに伴う未収益支援：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a
- てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 茶園整理（伐根）：5万円/10a（酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a）
- 輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a
- 中山間地域等での有機転換に必要な改植と合わせた簡易な園地整備：1/2以内（市町村ごとに上限100万円）

【農業機械等のリース導入への支援】

- 生産性向上や省エネルギーコスト削減に資する生産・加工機械等のリース導入（補助率：1/2以内）

【茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成への支援】

- 茶生産の担い手・茶工場・実需者が一体となり、生産性向上、労働力確保、茶工場の省エネ化等の課題に対応する、新たな大規模茶産地モデルを形成する取組（補助率：1/2以内）



茶の改植等



省エネ型粗揉機



簡易な園地整備

支援内容②

新商品の開発に係る国内外における市場調査や加工機械等の導入、茶の健康機能性の調査、観光業者等との連携による体験ツアーの開発などの取組に対して助成（※）します。

（※）補助率：

- ・ソフト事業にあっては定額
- ・機械等リース事業にあっては1/2以内



新商品開発に向けた
試飲・検討会の実施



萎凋処理による香りを発
現させる加工技術



茶の健康機能性の
調査・PR

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ茶業班（TEL：03-6744-2194）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

茶の改植・新植、改植に伴う未収益期間の幼木管理、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、棚栽培への転換、災害対応設備の導入、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成支援等の取組に対し支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）】

対象となる方

農業者団体 等

支援内容

需要の変化に対応した茶の優良品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間の幼木管理、有機栽培への転換、棚栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換等に対し支援します。
また、防霜ファン等の災害対応設備の導入に対し支援します。

新市場獲得対策

＜園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）＞

【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：（補助率：1/2以内）
- 改植、移動改植：（補助率：1/2以内）
- 改植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a
（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- 棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費：（補助率：1/2以内）
- 台切りに伴う未収益支援：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：（補助率：1/2以内）
- てん茶生産向け直接被覆栽培への
転換に必要な資材費：（補助率：1/2以内）
- 輸出向け栽培体系への転換：（補助率：1/2以内）
- 中山間地域等での有機転換に必要となる改植と合わせた
簡易な園地整備（補助率：1/2以内）



茶の植栽等



農薬飛散防止ネットの導入



棚栽培への転換に必要な資材の導入



直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入

【災害対応設備の導入支援】

- 防霜ファン等の災害対応設備の導入：（補助率：1/2以内）
※防霜ファン等の設置費を含む
※事業実施主体の推進事務費は定額



防霜ファンの導入

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ茶業班（TEL：03-6744-2194）

51 花き生産や流通の効率化に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

物流2024年問題に対応した花き流通の効率化、高温化での品質確保に向けた病害虫被害の軽減や需要期に合わせた生産・出荷などの産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入を支援するとともに、花き需要の回復に向けて、新たな需要開拓、利用拡大に向けたPR活動等の前向きな取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進】

対象となる方

【花き業界関係者が組織する協議会】

- ・都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている地域推進協議会
- ・複数の都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている広域推進協議会
- ・全国を活動の範囲とし、農業関係団体、民間企業、民間団体、生産者、学識経験者等の専門家等により構成されている全国推進協議会

支援内容

【地域公募事業（補助率：定額）】

ア 花き流通の効率化等の取組

- ・検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成等
- ・流通の効率化に資する技術実証等

イ 産地の花き生産の課題解決に資する技術実証等

- ・生産課題の解決を目的とした技術実証、マニュアル作成等
- ・国際認証等取得や労務管理等の改善に向けた研修会の開催やマニュアル作成等

ウ ホームユース需要等に対応した品目等の転換の取組

- ・転換品目等の需要調査、転換に向けた栽培実証等

エ 新たな需要開拓、消費拡大に向けた地域段階の取組

- ・実需者等との連携強化、新たな販路開拓のための販売実証等
- ・新規購入層開拓に向けた園芸体験等

【全国公募事業（補助率：定額）】

ア 花き流通の効率化等の取組

- ・検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成等
- ・流通の効率化に資する技術実証等

イ 国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証

- ・技術実証や経営分析、実証成果の普及や定着

ウ ホームユース需要等の更なる拡大のための全国的な普及活動

- ・新たな装飾スタイル等の提案・普及実証等
- ・花きの効用等に注目した職場等への導入効果の検証等



■パレット・台車等輸送基盤の標準化、効率的な流通規格の導入



■高温対策や生産コスト低減、品質向上に資する技術の導入



■地域での検討会開催、転換予定品目の需要調査



■生産者と実需者とのマッチング、園芸体験等の実施

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：
農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（TEL：03-6738-6162）

52 畜産・酪農の収益力を高めたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を支援します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）】

対象となる方

1 及び 2 の事業：畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体（畜産農家、飼料生産組織）
3 の事業：畜産クラスター協議会

※ 畜産クラスター：地域の畜産の収益性向上の取組の推進のために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制
畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性向上のための計画

支援内容

1. 施設整備事業（補助率：1/2 以内）

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。

2. 機械導入事業（補助率：1/2 以内）

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力の強化等に必要な機械の導入を支援します。

3. 調査・実証・推進事業（補助率：定額）

収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。

また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

特徴

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、上記の 1 ～ 3 の事業を支援するとともに、特に、重点的に進めるべき課題に対応するため 5 つの優先枠を設けています。

《中山間地域優先枠》

- 中山間地域での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について、優先的に採択

《輸出拡大優先枠》

- 協議会の構成員に輸出拡大に取り組む事業者が含まれ、輸出拡大に係る具体的な計画を有している取組及び、輸出に取り組むコンソーシアムと連携した生産地帯の取組に必要な施設整備について、優先的に採択

《飼料増産優先枠》

- 飼料自給率の向上を図るため、飼料増産の取組に必要な機械導入や施設整備について、優先的に採択

《省エネ優先枠》

- 生産コスト抑制に資する省エネルギー化を推進するため、電力使用量の削減等に資する省エネ機器の導入について、優先的に採択

《肉用牛・酪農重点化枠》

- 地域的な規模拡大や分業体制の構築等、重点的に推進すべき取組に対して、実証調査、施設整備、機械導入等を一体的に支援
- 併せて、効果の早期発現、普及を図るため、重点化枠に限った支援（研修施設の整備等）を実施

《新規就農優先枠》

- 新たに畜産経営を開始する者の施設整備や、家畜導入等について、優先的に採択
- 併せて、新規就農に伴う初期投資の負担軽減を図るため、本優先枠に限った支援（内部設備等の撤去費用や登記手続きに係る経費等）を実施

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班、地域振興班（TEL：03-3501-1083）

安定した農畜産物の 生産

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

畜産クラスター計画に基づく、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛への更新に奨励金を交付します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業】

対象となる方

畜産クラスター協議会の構成員である農業者等

支援内容

畜産クラスター計画に基づく、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛への更新に奨励金を交付します。

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金の単価	10万円/頭	15万円/頭

お問い合わせ先

- ・事業実施主体：一般財団法人 全国肉用牛振興基金協会（TEL：03-5801-0772）
- ・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課技術第1班（TEL：03-6744-2587）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（貸付当初5年間は無利子）の一括借換資金を措置します。

【事業名：畜産経営体質強化支援資金融通事業】

対象となる方

畜産クラスター計画における中心的な経営体、
畜産ICT化応援計画に定める労働負担軽減経営体 又は
認定農業者のうち酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

支援内容

既往負債の一括借換を行う新たな長期・低利（貸付当初5年間は無利子）資金を措置します。

貸付条件

償還期限：酪農及び肉用牛25年以内（うち据置期間5年以内）
養豚15年以内（うち据置期間5年以内）

借入金利：1.50%以内（貸付当初5年間は無利子） ※金利はR7.2.20現在

お問い合わせ先

- ・最寄りの金融機関（農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合）
- ・（公社）中央畜産会、各地方農政局、各都道府県など
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課金融・税制班（TEL：03-3502-5981）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

乳用雌牛や肉用繁殖雌牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金を借り入れる際の保証料を免除します。

【事業名：乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業】

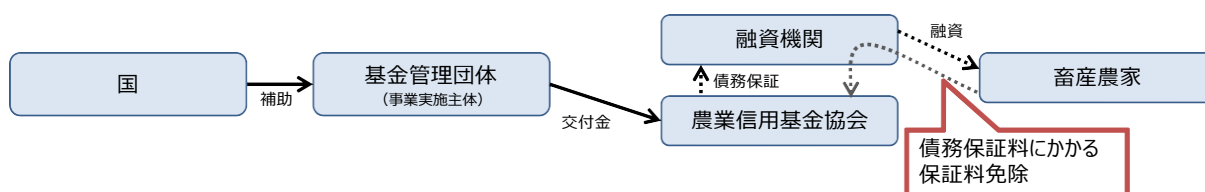
対象となる方

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の計画的な増頭を行う酪農又は肉用牛経営を営む者

支援内容

乳用雌牛や肉用繁殖雌牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入や育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除します。

事業の仕組



お問い合わせ先

- ・最寄りの金融機関（農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合）
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課金融・税制班（TEL：03-3502-5981）

53 畜産・酪農経営に安定して取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

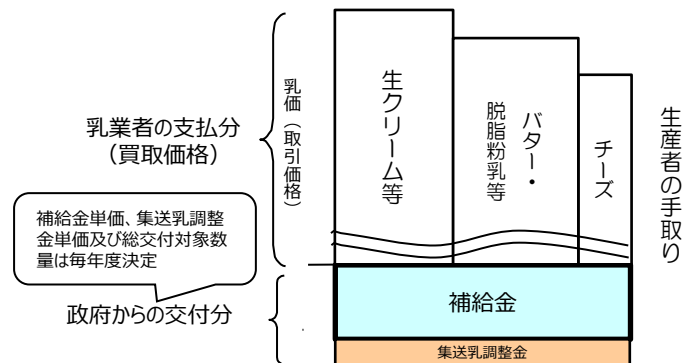
【事業名：加工原料乳生産者補給金】

対象となる方

- ・生乳を販売又は委託販売する酪農家
- ・乳製品を加工販売する酪農家

支援内容

加工原料乳生産者補給金等（補助率：定額）
令和7年度総交付対象数量325万トン、関連対策18万トン
合計343万トン
生産者補給金単価9.09円/kg、
集送乳調整金単価2.73円/kg、関連対策0.08円/kg
合計11.90円/kg



特徴

関連対策であるバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業と合わせて、加工原料乳について生産者補給金を交付。集送乳が確実にいえるよう、指定事業者を通じて出荷する場合には集送乳調整金を併せて交付。

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：畜産局牛乳乳製品課補給金企画班（TEL：03-3502-5988）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を実施します。

【事業名：加工原料乳生産者経営安定対策事業】

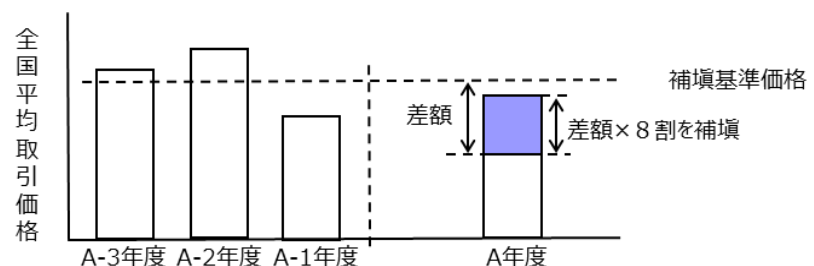
対象となる方

- ・生乳を販売又は委託販売する酪農家
- ・乳製品を加工販売する酪農家

支援内容

加工原料乳価格が下落した場合の経営への影響緩和（補助率：定額）

特徴



加工原料乳価格が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出（生産者：国＝1：3）して補填。

お問い合わせ先

- ・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）
- ・農林水産省担当課：畜産局牛乳乳製品課補給金企画班（TEL：03-3502-5988）

安定した農畜産物の 生産

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

生乳流通事業者等が行うバター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善や集送乳経費の合理化に対する取組を支援します。

【事業名：バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業】

対象となる方

生産者団体等

支援内容

1 バター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善への支援

- ①バター・脱脂粉乳需給の不均衡を改善するための取組を行う生乳流通事業者に対し、18万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付します。
- ②在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について、民間事業者が協調して行う、脱脂粉乳を飼料用として販売する取組を支援します。

2 集送乳経費の合理化への支援

物流問題へ対応するため、農協等と連携して、実態把握や改善策の策定等、集送乳経費の合理化に取り組む指定生乳生産者団体に対し、343万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金（0.08円/kg）を交付します。

特徴

加工原料乳生産者補給金制度の関連対策。生乳需給の不安定化の一因となっているバター・脱脂粉乳需給の不均衡拡大と、物流問題により見込まれる集送乳経費の上昇という課題に、早急に対処するための事業。

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）

・農林水産省担当課

1の①、2の事業 畜産局牛乳乳製品課補給金班（TEL：03-3502-5988）

1の②の事業 乳業班（TEL：03-6744-2128）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

酪農生産基盤維持強化のための取組を支援します。

【事業名：酪農経営支援総合対策事業】

対象となる方 都道府県団体、民間団体、生産者集団、生産者等



支援内容

生産者団体が行う酪農生産基盤を維持・強化する以下の取組を支援します。

1 酪農経営等生産基盤・飼養環境改善

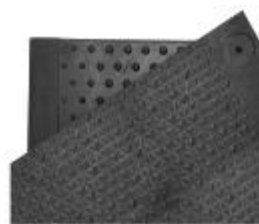
- ①後継牛確保のための環境整備として、機器導入（カーフハッチ、分娩カメラ、パスチャライザー等）、つなぎ牛舎の改良、育成牛の事故率低減（ワクチン1千円/頭）、供用期間の延長支援（肢蹄保護、乳房炎防止、1千円/頭）、暑熱ストレスの軽減、飼料作物の不作から不足する飼料への支援（代替飼料の共同購入5円/kg）等を支援します。
- ②労働負担軽減に資する機械装置等の導入と一体的な施設の整備を支援します。



カーフハッチ



つなぎ牛舎の改良



牛床マット



カウブラシ

2 地域の生産体制の強化

生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、①経営離脱農家の資産の有効活用や新規就農者の確保、②将来にわたって持続可能な経営体の創出、③後継牛育成のための広域預託を推進する取組等を支援します。

3 酪農ヘルパーの利用拡大

- ①酪農ヘルパーの職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、人材コンサルタントの活用、ヘルパー研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、
- ②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度
- ③広域利用調整、専任ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。

4 生乳流通体制の合理化の推進

生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、生乳生産者団体等が行う「生乳流通合理化計画」等の検討・作成、生乳流通関係機器のリース導入、貯乳施設の減容化・需給調整機能を持たせるために必要な補改修、乳代精算方法の効率化等の取組を支援します。

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）

・農林水産省担当課

1①、4の事業

畜産局牛乳乳製品課生乳班（TEL：03-3502-5988）

1①の暑熱等により不足する飼料への支援 飼料課飼料生産計画班（TEL：03-3502-5993）

2の①②、3の事業

企画課経営企画班（TEL：03-3502-0874）

1②、2の③の事業

畜産振興課家畜改良推進班（TEL：03-6744-2587）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

肉用牛（繁殖・肥育）の経営安定を支援します。

【事業名：肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）】

対象となる方

【繁殖】肉用子牛の生産者（損益が帰属する者）

【肥育】肥育牛の生産者（肉用牛の肥育を業として行う者）

※資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社を除く。

支援内容

【繁殖】

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛価格（全国平均）が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付します（**肉用子牛生産者補給金**）。

【肥育】

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付（交付金の1/4に相当する額は、生産者の積立による積立金から交付します）（**肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）**）。

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL:03-3583-8196）

・農林水産省担当課

【繁殖】畜産局食肉鶏卵課素畜価格流通班（TEL：03-3502-5990）

【肥育】企画課経営安定班（TEL：03-3502-0874）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の確保、子牛生産の効率化、担い手の育成等を支援することにより、生産基盤の強化を図ります。

【事業名：肉用牛経営安定対策補完事業】

対象となる方

肉用牛を飼養する生産者・肉用牛を飼養する生産者が構成する集団等

支援内容

- 1 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛及び優良な繁殖雌牛の導入支援
導入奨励金：多様性 6万円／頭、9万円／頭（希少性の高い牛）
- 2 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎（育成牛舎含む）や子牛の健康維持に資する器具機材等の整備に対する支援（補助率：1／2以内）
- 3 肉用牛ヘルパーの利用に対する支援（補助率：1／2以内）

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-4344）

・農林水産省担当課

1の事業：畜産振興課技術第1班（TEL：03-6744-2587）

2, 3の事業：畜産局企画課経営安定班（TEL：03-3502-0874）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

養豚農家の経営安定を支援します。

【事業名：肉豚経営安定交付金（豚マルキン）】

対象となる方

肉豚生産者（肉豚の肥育を業として行う者）（損益が帰属する者）
※資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、
かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社を除く。

支援内容

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付（交付金の1/4に相当する額は、生産者の積立による積立金から交付します）。

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）
・農林水産省担当課：畜産局企画課経営支援班（TEL：03-3502-0874）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

純粋種豚、家畜人工授精用精液、一代雑種雌豚又は特色ある肉豚生産のための種豚の導入等を支援します。

【事業名：養豚経営安定対策補完事業】

対象となる方

民間団体

支援内容

- 1 集団的肉豚能力向上支援（補助率：定額、1／2以内、1／3以内）
産子数や飼料効率の向上などによる生産コストの低減を図るために必要となる純粋種豚等の導入を支援します。
【補助上限】純粋種豚導入：10万円/頭、広域的な共同利用のための海外種豚：40万円/頭、
精液導入：1万円/本、一代雑種雌豚導入：2万円/頭、
特色ある肉豚生産のための種豚：3万円/頭
- 2 生産性向上支援（補助率：定額）
飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催、先進的な経営改善の取組の普及活動を支援します。

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）
・農林水産省担当課：畜産局 畜産振興課中小家畜振興推進班（TEL：03-3591-3656）

安定した農畜産物の 生産

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

鶏卵生産者の経営を支援します。

【事業名：鶏卵生産者経営安定対策事業】

対象となる方

採卵用成鶏めすを常時100羽以上飼養し鶏卵を販売する鶏卵生産者

※ 鶏卵生産者経営安定対策事業に参加するためには、事業実施主体（一般社団法人日本養鶏協会）と「価格差補填契約」を締結していただく必要があります。

支援内容

鶏卵の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填します。さらに鶏卵価格が低落し、安定基準価格を下回った場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対して、奨励金を交付します。

【令和7年度】
※補填基準価格 230円/kg
※安定基準価格 207円/kg

お問い合わせ先

農林水産省担当課：畜産局食肉鶏卵課鶏卵食鳥班（TEL：03-3502-5991）

54 国産チーズの競争力を強化したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化、チーズ工房等による生産性向上と品質向上・ブランド化等を支援します。

【事業名：国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業】

対象となる方

- 1の事業：チーズ工房等事業者（ただし、大企業（中小企業法における中小企業に該当しない者をいう。）及び大企業による出資割合が総議決権の1/2以上の者を除く。）
- 2の事業：生産者団体→生産者
- 3の事業：民間団体



支援内容

1 チーズ工房等の生産性向上支援（補助率：1/2以内）

チーズ工房、中小乳業等におけるチーズ製造施設・設備の整備に係る費用の一部を支援します。

2 国産チーズ生産奨励事業（補助率：生乳1kg当たり6円）

チーズ向け生乳の品質向上に資する取組を行った上で一定の乳質基準をクリアした酪農家に対し、奨励金を交付します。

3 国産チーズ品質向上・ブランド化支援、消費拡大支援（補助率：定額等）

国産チーズを製造するために必要な技術研修会の開催や海外研修への参加、ブランド化のための国内コンテストの開催、国際コンテストへの参加、地域の特色を活かしたチーズ生産拡大への取組等を支援するとともに、チーズを日本の食文化に取り入れるための活動や、チーズの価値のPR、展示によるチーズの普及活動の強化等を支援します。

特徴

- 1の事業については、農林水産省が直接事業実施主体を公募で決定します。
- 2、3の事業については、（独）農畜産業振興機構が事業実施主体を公募で決定します。

- 1の事業 チーズの製造コストを10%以上低減すること又は販売額を10%以上増加させることが求められます。
- 2の事業 以下の場合、奨励金に加算が受けられます。
 - ・特色あるチーズ生産のための取組で＋5円
 - ・輸出に関する取組で＋4円
 - ・販売拡大で＋20円
- 3の事業 コンテスト等へ参加する方は、事業実施主体経由による補助を受けられます。

お問い合わせ先

- ・1の事業：最寄りの地方農政局等
- ・2,3の事業：（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8169）
- ・農林水産省担当課：畜産局牛乳乳製品課乳業班（TEL：03-6744-2128）
補給金企画班（TEL：03-3502-5988）

55 国産飼料の生産・利用を拡大したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。

【事業名：国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業】

対象となる方

農業者集団、民間団体等

支援内容

1 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業

(補助率：定額、1/2以内)

① 飼料作物の生産・利用の地域モデル実証

飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用の地域モデルを実証するために必要な取組を支援します。

(対象となる飼料作物：青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草)

② 飼料生産組織の体制強化支援

- ・ 飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置（飼料用米を除く）を支援します。
- ・ 飼料生産組織が、畜産農家等と長期契約を結び、生産作業受託、生産販売等の規模拡大を行う取組（飼料用米を除く）を支援します（拡大分面積払い）。

【交付対象】 1年目：12,000円/10a以内、2年目：5,000円/10a以内

③ 飼料作物の生産性向上対策

- ・ 雑草の侵入状況等を評価する草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する難防除雑草駆除技術等の現地実証を支援します。
- ・ 中山間地域における「飼料増産活性化計画」の作成、放牧や飼料作物の共同生産などの飼料増産活動、これらの活動に必要な機械導入を支援します。

④ 国産飼料の流通推進対策

- ・ 3年以上の利用供給契約を締結した上で、耕種農家が品質表示を行い、畜産農家が給与情報等を提供する取組を支援します（基準年からの拡大分数量払い）。

【交付対象】（基準年を最大3年固定。単価は1年目100%、2年目80%、3年目50%）

	耕種農家	畜産農家
青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草	8,300円/t以内	7,800円/t以内
子実用とうもろこし	12,200円/t以内	12,000円/t以内

- ・ 国産飼料生産者が品質表示を行いつつ販売を拡大する取組を支援します（前年度からの拡大分数量払い）。

【交付対象】 青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草：8,300円/t以内

子実用とうもろこし：12,200円/t以内

- ・ 国産粗飼料取扱業者が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、国産粗飼料の流通定着化を行う取組を輸送距離に応じて支援します（拡大分数量払い）。

【交付対象】

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2,000円/t	5,000円/t	10,000円/t	15,000円/t	20,000円/t

※ 1,000km以上の2区分については、効率的な輸送に係る要件を満たす必要あり。

- ・ 利便性が高く、輸送や保管の効率が高い国産稲わら等の生産に資する実証・調査、梱包や運搬に必要な機械等の導入を支援します。
- ・ 新飼料資源に係る調査・分析、新飼料資源を利用した飼料の生産・利用拡大に必要な機械の導入を支援します。

⑤ 国産飼料流通拠点整備対策

国産飼料の販売拡大を図る者が国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、成形・加工施設等の整備を支援します。



お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等畜産担当課

・農林水産省担当課：畜産局飼料課（TEL：03-6744-7192）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。

事業名：飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業
草地畜産基盤整備事業＜公共＞
強い農業づくり総合支援交付金
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援

対象となる方

農業者集団、民間団体等

支援内容

2 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業（補助率：定額、1/2以内）

① 飼料生産組織の体制強化等支援

オペレーター確保のための募集活動や、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、人員・機械の有効活用状況調査を支援します。

【交付対象】 人材確保：募集 30万円以内/人、研修 60万円以内/人
免許取得：20万円以内/人（大型、大型特殊、けん引等）
1万円以内/人（農業機械整備技能士等）



② 国産濃厚飼料生産の推進

子実用とうもろこしや未利用資源等の国産濃厚飼料の生産技術実証・普及を行う際に必要な検討会の開催や専門家による現地指導、必要な資材費等を支援します。



3 草地畜産基盤整備事業＜公共＞（補助率：1/2等）

大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備を実施します。

4 強い農業づくり総合支援交付金（補助率：1/2以内）【再掲】

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)（補助率：1/2以内）【再掲】

畜産クラスター計画に位置付けられた飼料生産組織や畜産農家等に対し、飼料増産の取組に必要な機械の導入及び施設の整備を支援するための飼料増産優先枠を措置し、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択します。

6 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援（補助率：定額）【再掲】

地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援します。

【交付対象】 良質な飼料生産を最大化する取組：15,000円/ha ※
飼料の有機栽培の取組：青刈りとうもろこし等 45,000円/ha以内、牧草 15,000円/ha以内 ※

お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等畜産担当課

・農林水産省担当課：畜産局飼料課（TEL：03-6744-7192）（2～4の事業）
：畜産局企画課（TEL：03-3502-5979）（5～6の事業）

56 養蜂を振興したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

蜜源植物の確保や植栽状況の実態把握、蜜蜂の飼養衛生管理技術の普及、花粉交配用蜜蜂の安定確保及び在来種マルハナバチの利用拡大に向けた取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進】

対象となる方

協議会、J A、民間団体 等

支援内容

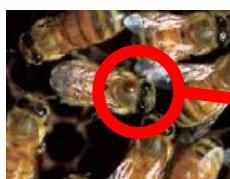
養蜂家の取組への支援

- 1 蜂群配置調整適正化支援（補助率：定額）
 - ① 蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況の実態把握、樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理などの取組、耕蜂連携による蜜源植物の定着化に向けた実証を支援します。
 - ② 適正な蜂群配置調整の参考となる優良事例の調査・分析や、蜜源植物の位置や植物の種別、蜂群の位置情報をはじめとする関連データを蓄積・活用するための検討会の開催や地図データの作成を支援します。また、飼育届に付帯する蜜源・採蜜成績等をデジタルデータ化した上で、蜂群数、気象等との相関を分析する取組を支援します。



- 2 花粉交配用昆虫の安定確保支援（補助率：定額）
 - ② 養蜂家による花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化するための蜂群の低温管理技術の導入や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。
- 3 飼養衛生管理技術向上支援（補助率：定額）

ダニの防除手法を中心とした衛生管理、蜜蜂への負荷の少ない輸送方法の検討、蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための技術の普及などの取組を支援します。



園芸農家の取組への支援

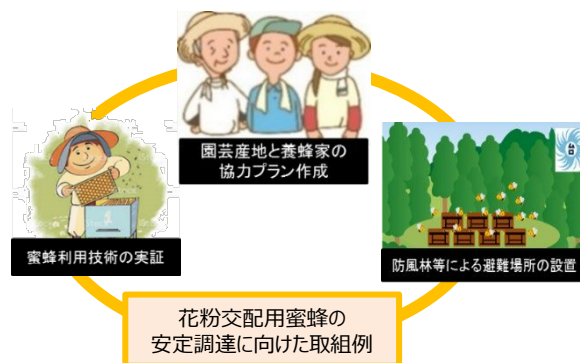
- 2 花粉交配用昆虫の安定確保支援（補助率：定額）
 - ① 園芸産地において、花粉交配用蜜蜂を養蜂家と連携して安定的に確保する協力プランの作成や蜜蜂の適切な管理技術、他の花粉交配用昆虫による代替技術の実証等を支援します（花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業）。また、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換実証を支援します（在来種マルハナバチの利用拡大支援事業）。



特定外来生物
セイヨウオオマルハナバチ



在来種
クロマルハナバチ



お問い合わせ先

・最寄りの都道府県、地方農政局等
 ・農林水産省担当課：（１、２の②、３の事業） 畜産局畜産振興課（TEL：03-3591-3656）
 （２の①の事業） 農産局園芸作物課（TEL：03-3593-6496）

57 持続的な畜産物生産に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援】

対象となる方

酪農・肉用牛経営者で構成される地域協議会・生産者団体

※酪農・肉用牛経営者は、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上の飼料作付面積を有することが必要

支援内容

- 1 高栄養の草種の導入や適切な草地更新等、地域で作付けする飼料の栄養収量を増加させる飼料生産計画（5か年）を作成、実施する取組を支援します。
- 2 有機飼料の生産を支援します。

【交付対象】

1の事業：15,000円/ha以内

2の事業：青刈りとうもろこし等 45,000円/ha以内

牧草 15,000円/ha以内

※1と2の事業の重複は不可

1の主な取組内容

- 1) 栄養収量の高い草種等への変更
- 2) 早晚品種の組合せ・マルチ栽培
- 3) マメ科等の混播・追播
- 4) 二毛作又は二期作の導入
- 5) 良質な二番草・三番草の生産
- 6) 適切な草地更新による地力の改善
- 7) 集約放牧による牧草生産性向上

注）取組や畜種に応じて、交付金の上限設定等あり

お問い合わせ先

・地方農政局、都道府県協議会等

・農林水産省担当課：畜産局企画課経営企画班（TEL：03-3502-0874）



認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

畜産農家における家畜排せつ物の適切な処理と利活用の推進、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援します。

【事業名：畜産高度化支援リース事業】

対象となる方

畜産農家、食肉処理・加工・販売事業者生産者団体、生乳販売業者等

支援内容

- 1 畜産整備リース事業
畜産農家等に対して、畜産経営の健全な発展を図るために必要な飼養管理施設等の貸付を行います。
- 2 食肉販売等合理化施設整備リース事業
食肉処理・加工・販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を図るために必要な施設等の貸付を行います。
- 3 生乳流通効率化支援リース事業
生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化を図るために必要な施設等の貸付を行います。

お問い合わせ先

・事業実施主体：一般財団法人 畜産環境整備機構（TEL：03-3459-6300）

・農林水産省担当課

1の事業：畜産局畜産振興課環境保全班（TEL：03-6744-7189）

2の事業：食肉鶏卵課食肉流通班（TEL：03-6744-2130）

3の事業：牛乳乳製品課生乳班（TEL：03-3502-5988）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

酪農・肉用牛経営の省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入の取組等を支援します。

〔畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうちICT化等機械装置等導入事業〕

対象となる方

民間団体、協議会

支援内容

発情発見
(人工授精)

分娩監視

飼養管理(搾乳、給餌等)



畜産農家の省力化を図るため、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械の導入等を支援します。また、スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援します。

お問い合わせ先

- ・事業実施主体：公益社団法人 中央畜産会（TEL：03-6206-0840）
- ・農林水産省担当課
畜産局畜産振興課家畜改良推進班（TEL：03-6744-2587）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

肉用牛・乳牛・豚・鶏の改良を推進するとともに、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に対する取組を支援します。

【事業名：畜産生産力・生産体制強化対策事業】

対象となる方 農業者団体、民間団体

支援内容

- 1 家畜能力等向上強化推進（補助率：定額、1／2以内）
遺伝的解析情報等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜・家禽の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化、肉用牛の出荷時期の早期化等を推進する取組を支援します。
- 2 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進（補助率：定額）
肉用牛の生産に伴う環境負荷の軽減、飼料給与量の削減等に効果が期待できる短期肥育・早期出荷の普及を図るため、黒毛和種・交雑種を対象に、意欲ある産地が、繁殖農家、肥育農家、食肉流通業者等からなるコンソーシアムを設立し、先行地調査や早期出荷の実証を行う取組を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：

1の事業：畜産局畜産振興課技術第1班	(TEL：03-6744-2587)
家畜改良推進班	(TEL：03-6744-2587)
中小家畜振興推進班	(TEL：03-3591-3656)
技術第2班	(TEL：03-3591-3656)
2の事業：	技術第1班 (TEL：03-6744-2587)

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

長命連産性に重きを置いた強健な乳用牛へ、牛群構成の転換や適切な飼養管理の普及促進を図る取組を支援します。

【事業名：乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業】

対象となる方 酪農経営体等

支援内容

- 1 長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、長命連産性の能力の高い乳用種牛の精液又は受精卵等を利用する取組に対し、奨励金を交付します。

対象	奨励金単価
長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液等	6,000円／回
特に長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液等	9,000円／回

※人工授精等を行う乳用牛1頭につき、対象精液等の利用は2回まで

- 2 長命連産性の向上に資する飼養管理技術の普及促進に向け、有識者による検討委員会の開催、パンフレットや動画等の作成・配布及び研修会の開催等の理解醸成を図る取組を支援します。

・事業実施主体：一般社団法人 中央酪農会議（TEL：03-6688-9841）
・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課（TEL：03-6744-2587）

お問い合わせ先

安定した農畜産物の 生産

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

畜産農家等の堆肥の高品化やペレット化による広域流通の推進に必要な施設等の整備又は補改修を支援します。また、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策の推進に必要な施設等の整備又は補改修を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業】

対象となる方

畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会

支援内容

- 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
畜産農家等が行う堆肥の高品質化やペレット化等に必要な機械導入や、堆肥ニーズの把握や広域流通の検討のための取組等を支援します。
- 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業
畜産農家等が堆肥の高品質化やペレット化等に必要な施設整備又は補改修する取組を支援します。
- 3 畜産環境関連施設等導入支援事業
畜産農家等が行う高度な畜産環境対策を実施するために必要な施設等の整備又は補改修、併せて実施する臭気の測定や排水の水質検査の取組を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課環境保全班（TEL：03-6744-7189）

58 GAPに取り組みたい、GAP認証を取得したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

GAPの取組及び認証取得の拡大を図っていくために必要な取組を支援します。

事業名：グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち
有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業（令和6年度補正）
持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（令和7年度当初）

対象となる方

農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、その他農業者の組織する団体、農畜産物の生産を行う事業者、これらの者を含む協議会

支援内容

1 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち

有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業等(令和6年度補正)

補助率：1/2以内（認証取得）、定額（商談）【農産物】

事業実施主体を通じて、輸出を目的にGLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP等の認証取得を目指す農業者等を対象に、認証取得や輸出に係る商談等の取組を支援します。

※取組目標として、

- ・令和8年度末までに新たにGAP認証農産物の輸出を行うこと
 - ・令和8年度中における農産物の輸出額又は輸出数量を令和5年度と比較して105%以上とすること
 - ・事業実施期間中にGFP輸出診断を受け、かつGAP認証農産物（認証取得予定農産物を含む）を展示商談会に1回以上出展すること。
- また、事業実施期間中に、輸出に向けた具体的な計画を作成すること。
のいずれかを設定することとしています。

2 持続的生産強化対策事業うちGAP拡大推進加速化事業(令和7年度当初)

(1) 国際水準GAP普及推進交付金（補助率：定額）【農産物】

都道府県向け交付金により、GAP指導員による農業者等へのGAP指導活動、持続可能性に配慮した農産物を生産する農業者団体向け認証取得等を支援します。

(2) 持続可能性配慮型畜産推進交付金（補助率：定額）【畜産物】

生産者等を対象としたAWの理解醸成のための研修会、飼養管理の普及・定着を図るための現地指導、畜産GAPの取組や認証取得を加速的に進展させるための指導員の育成及び重点地域や農業教育機関の畜産GAP認証取得など都道府県の取組に対し、交付金により機動的に支援します。

お問い合わせ先

1：株式会社マイファーム export-organic-gap@myfarm.co.jp

2の(1)及び(2)：最寄りの都道府県

農林水産省担当課：農産局農業環境対策課GAP推進グループ 03-6744-7188
畜産局畜産振興課畜産生産工程管理班 03-6744-2276

59 農林水産物等を活用し、付加価値を創出するために必要となる 加工・販売施設等を整備したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

①農林漁業者等が、農林水産物等の多様な地域資源を活用しつつ、6次産業化等の取組により所得の向上及び雇用の増大を図るために必要な加工・販売施設等の整備を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型）】

対象となる方

農林漁業者の組織する団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

支援内容

地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

（交付率：3/10等、交付金上限額：原則1億円）

六次産業化・地産地消法（※1）に基づく総合化事業計画の認定、農商工等連携促進法（※2）に基づく農商工等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定を受けた上記対象者が、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して支援します。



※1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

※2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

交付率：

中山間地農業ルネサンス事業に基づく取組、市町村の6次産業化等戦略に基づく取組、障害者等を雇用する取組については交付率が1/2以内となります。

交付金上限額：

業務用需要に対応したB to B（事業者向けビジネス）の取組のうち、取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準に対応するための施設等の整備については交付金上限額が2億円以内となります。

関連する事業

◆ 制度資金の活用

➡ 27番 46ページへ

→ 借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます

お問い合わせ先

・最寄りの農政局、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課地域資源活用推進班
(TEL:03-6744-2497)

高付加価値化・輸出 の取組

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

②農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型）】

対象となる方

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、PFI事業者、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等

支援内容

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

（交付率：1/2等、交付金上限額：4億円）

農山漁村活性化法（※1）に基づき、都道府県や市町村が計画主体（※2）となり、農山漁村における定住促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のための目標等を定めた活性化計画を策定。

活性化計画に定めた目標の達成に向け、農林水産物等の加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を交付金により支援します。

① 定住促進対策事業

地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するもの。

② 交流対策事業

交流人口の増加、滞在者数の増加などを目標として、農山漁村と都市との交流を図る目的で実施するもの。

※1 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

※2 活性化計画は地方公共団体が作成する必要がありますが、事業実施主体として民間団体等も実施可能です。地方公共団体以外が事業実施主体となる場合、地方公共団体の費用負担は必須ではありません。

お問い合わせ先

・最寄りの農政局

・農林水産省担当課：農村振興局地域整備課活性化支援班（TEL:03-3501-0814）

60 多様な地域資源を活用した新商品・サービスを開発したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち創出支援型）】

対象となる方

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人 等

支援内容

地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）
のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した
付加価値の創出に必要な経営戦略策定、
販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業
等の取組を支援します。

（支援対象の取組）

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

○事業期間：上限2年間

○交付率：1/2（上限500万円/事業期間）

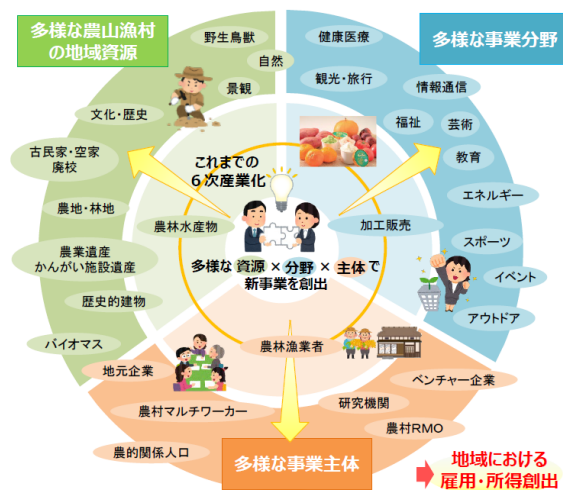
（※⑤の取組を行う場合にあっては、交付率は定額）

【留意事項】

事業の実施にあたって、①～⑤の取組を複数組み合わせる事も可能（ただし、交付額の上限は500万円）

地域資源活用価値創出イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農林水産物を利用した新商品開発



森林を利用したセラピー事業



成分分析による新商品開発

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課地域資源活用推進班
(TEL：03-6744-2497)

61 農林水産物・食品を輸出したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

①輸出拡大に向け、輸出にチャレンジする事業者の取組を支援します。

【事業名：グローバル産地づくり推進事業のうち コミュニティ形成等支援事業】

対象となる方

農林水産物・食品を輸出しようとする国内全ての農林漁業者、食品メーカー、民間事業者（商社、物流業者、民間団体等）

支援内容

GFPとは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトです。

2018年に農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の連携を図る「GFPコミュニティサイト」を立ち上げ、GFP会員に登録（無料）した者を対象に輸出サポートを行っています。

GFP登録者は、無料で次の支援を受けられます。

1. 生産者や食品メーカーの登録者のうち、希望者を対象に農林水産省、経済産業省、国税庁、自治体、ジェトロ等が輸出の可能性を診断
2. GFPコミュニティサイトを活用した、生産者等が「売りたい」商品、輸出商社等が「買いたい」商品の掲示板への投稿
3. メールマガジンによる規制情報や補助事業の公募等の輸出に関連する情報の提供
4. 登録メンバー同士の交流会イベントやセミナー・商談会への参加等

ご利用方法

Global Fishermen Project

**あなたを、
生産者の日本代表にしたい。**

うつろ四季の豊かな自然、脈々と受け継がれる伝統。そして、だれかを喜ばせたい一心で日々取り組む、生産者のみなさん。当たり前のように使っている日本の農林水産物や食品は、世界に誇れる特別な存在なのです。海外各国からのニーズが大きくなっている今、まずは数ある生産者とともに、輸出の成功事例をつくっていきましょう。意欲ある方は、このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しましょう。農林水産省が全力でサポートします。

登録・輸出診断するGFP

「輸出診断」から始めよう
なぜ今、輸出なのか
GFPとは

ニュース
GFPが行う3つの支援

GFP
農林水産物・食品
輸出プロジェクト



<https://www.gfp1.maff.go.jp/>

ご不明な点は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL: 03-6738-7897）

高付加価値化・輸出 の取組

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

② 海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。

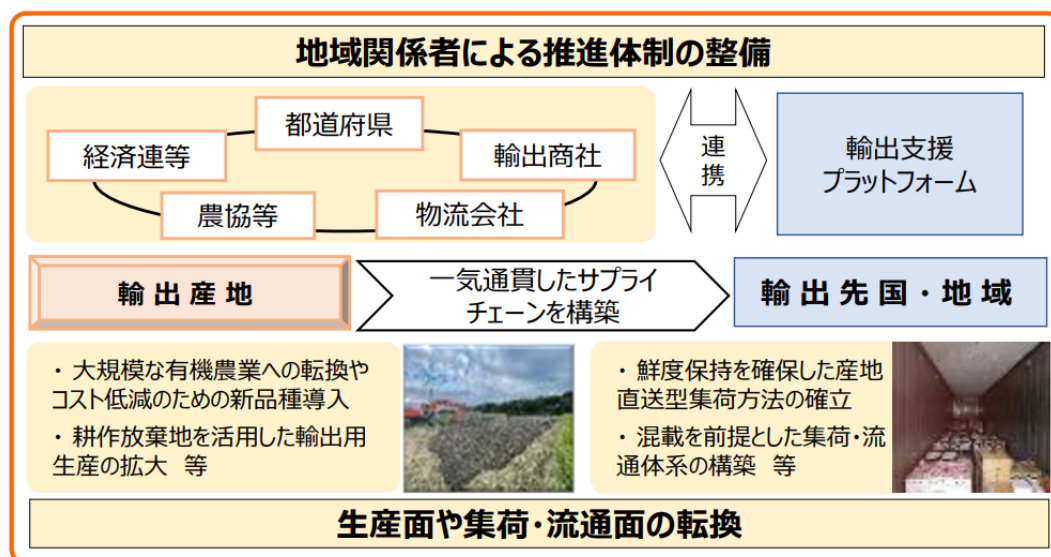
【事業名：グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業】

対象となる方

- ① 都道府県
- ② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

支援内容

地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。



詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL:03-6744-7172）
又は 最寄りの地方農政局経営・事業支援部輸出促進課等

③JETRO（ジェトロ）が提供するサポートを受けられます。

【事業名：戦略的輸出拡大サポート事業の戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、ジェトロによる事業者サポート】

支援内容

- ①主要な海外見本市にJETROが設置する「ジャパンパビリオン」に出展することができます。見本市の主催者との手続等はJETROがまとめて行うため、出展者の手間が省略できます。会場装飾費も抑えられ、出展費用の一部補助を受けることもできます（一部条件あり）。
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html
- ②JETROが開催する国内・海外での商談会（オンラインを含む）に無料で参加できます。ただし、交通費やサンプル輸送費用等は参加者の負担となります。
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html
- ③JETROが世界複数地域に設置する拠点や、見本市等での企画展示において、商品サンプルを展示することができます。展示された商品は、JETROが現地バイヤーに随時紹介し、オンライン商談につなげることもできます。
https://www.jetro.go.jp/services/sample_showroom.html
- ④海外市場の動向や輸出先国の規制等の情報をJETROポータルサイトで調べることができます。
<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>
- ⑤輸出先国の規制への対応や手続き等について、JETROの「農林水産物・食品輸出相談窓口」にて、電話又は対面で専門家に相談することができます。
http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/
- ⑥JETROが開催する各種セミナー（オンラインを含む）に参加し、ノウハウを得ることができます。
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html

お問い合わせ先

- ①および②のうち、海外での商談会、③について
・JETRO 農林水産食品部 事業推進課（電話：03-3582-5546）
- ②のうち、国内での商談会について
・JETRO 農林水産食品部 事業推進課（電話：03-3582-8356）
- ④について
・JETRO 農林水産食品部 市場開拓課（電話：03-3582-5649）
- ⑤について
・JETRO 農林水産物・食品輸出相談窓口（電話：03-3582-5646）
- ⑥について
・JETRO 農林水産食品部（電話：03-3582-4966）

高付加価値化・輸出 の取組

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

④日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO ジェイフードー）が海外現地で実施する、様々な品目のプロモーションに参加できます。

【事業名：戦略的輸出拡大サポート事業の戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、J F O O D Oによる戦略的プロモーション】

支援内容

- ・対象品目及び国・地域は、牛肉＜米国、欧州＞、水産物（ハマチ・ブリ、ホタテ、タイ）＜米国、香港、台湾＞、日本茶＜米国、欧州＞、日本酒＜米国、中国、香港、シンガポール、マレーシア、英国、フランス＞、本格焼酎＜米国＞を予定しております。
- ・JFOODOが実施するプロモーションに参加すると、各種媒体を活用した現地での広告やSNS・ウェブサイトでの情報発信を行うことができます。また、現地取り扱い事業者やインフルエンサーを対象としたイベント等での商品紹介等を行うことができます。一部品目では、販路拡大に使える販促ツールが提供されます。
- ・参加条件・申し込み期限は、こちらからご覧ください。参加登録は無料です。
<https://www.jetro.go.jp/jfoodo/project/>

お問い合わせ先

・日本食品海外プロモーションセンター（J F O O D O）
（電話：03-3582-8344、Mail:JFA@jetro.go.jp）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

⑤コメ、青果物、茶の輸出を進めていくに当たり、我が国及び主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値を取りまとめ、公表しています。

【事業名：輸出環境整備推進事業のうち輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業（残留農薬基準値等調査事業）】

支援内容

我が国におけるコメ、青果物、茶で使用可能な農薬成分の残留基準値が輸出先国・地域と日本とで異なることから、日本の残留農薬基準値を満たしていても輸出先国・地域の残留農薬基準値を満たせずに輸出できない場合があります。

輸出促進を図る参考として、輸出先国・地域の残留農薬基準値を取りまとめ、公表しています。

ご利用方法

農林水産省ウェブページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

その他、ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局規制対策グループ（TEL:03-3501-4079）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

⑥国際的に通用する認証等の新規取得、査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい支援、輸出先国が求める条件に応じた検査等を支援します。

【事業名：輸出環境整備推進事業のうち輸出先国規制対応支援事業】

支援内容

○ 国際的に通用する認証等の新規取得

【補助率：1 / 2 以内】

例：輸出拡大に繋がる、食品安全等に係る国際的に通用する認証（ISO22000、FSSC22000 等）、輸出先国の政府、小売業者等が求める認証（ハラル認証等）、輸出先国において他国産との差別化が図られる認証（コーシャ認証、環境配慮に係る認証等）等の新規取得に係る取組を行うために必要な経費を支援します。

○ 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい支援

【補助率：定額、1 / 2 以内】

例：輸出先国の検査官を招へいして行う、青果物の生産園地、選果こん包施設、食肉処理施設等の査察・確認、輸出先国の検査官と我が国の検査官との合同輸出検査に必要な経費を支援します。

○ 輸出先国が求める条件に応じた検査等の支援

【補助率：1 / 2 以内】

例：輸出先国の法令等において令和 7 年度から過去 3 年以内に導入・改正された又は今後 3 年以内に導入・改正される農畜林水産物、食品及び食品接触材等に対する規制について、必要な経費を支援します。

より詳細な情報は、農林水産省ウェブページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_support/koubo.html

その他、ご不明なことがあれば、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局規制対策グループ（TEL:03-3501-4079）

高付加価値化・輸出 の取組

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

⑦原発事故に伴う輸出証明書を発行する場合は、農林水産省のホームページをご確認の上、証明書申請窓口にお問い合わせください。

対象となる方

輸出証明書の提出が必要な国・地域に農林水産物・食品を輸出しようとする農林漁業者、民間事業者等

支援内容

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国・地域が実施している輸入規制に対応して、日本から食品等を輸出する際に必要な証明書の発行を行うとともに関係する情報を農林水産省ホームページで提供しています。

政府が発行する輸出証明書（放射性物質検査証明書、産地証明書等）を農林水産省の各農政局等で発行しており、インターネットによる申請となっています（利用にあたっては、GビズIDの取得が必要となります。）。

証明書の発行申請については、下記にお問い合わせ下さい。

ご利用方法

農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

その他、ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

※具体的な申請手続についてはこちらの窓口へお問い合わせください。

⇒諸外国・地域向け輸出証明書の申請窓口一覧

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/shoumei_system-7.pdf



輸入規制の
状況についてはこちら

農林水産省

English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 輸出・国際 > 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国・地域の輸入規制への対応 > 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書発行等について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書発行等について

日本から輸出される食品等（※）に対し、諸外国・地域により講じられている放射性物質に関する規制措置についての情報を掲載しています。

※酒類（国税庁HP）については、それぞれの所管省庁のホームページをご覧ください。

実際に輸出する際には、輸出国・地域の運用について輸入業者等を通じて現地の通関組織等によくご確認ください。なお、現在、何らかの規制が残っている国・地域は以下のとおりです。

輸入規制が残る国・地域への輸出に必要な手続き 諸外国・地域による輸入規制Q&A 輸出証明書のインターネット申請

輸出証明書の発行
についてはこちら

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL:03-6744-7185）

高付加価値化・輸出 の取組

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

⑨食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

【事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業】

対象となる方

輸出を行う計画をもつ食品製造業者、食品流通事業者、中間加工業者など。
（例：肉製品、水産加工品、農産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者）

※応募には、輸出事業計画及び事業実施計画書の作成が必要となります。
また、応募にはHACCPチームの編成等の一定の要件があります。

支援内容

輸出向けHACCP認定の取得等に必要な施設の新設及び改修、機器の整備支援
（交付率：1/2以内、上限額：1億円）

① 施設等整備事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応や検疫等の輸出先国の規制への対応に必要な施設・設備の整備（新設・増築（掛かり増し分）、改修）及び機器の整備を支援。

【対象施設・機器の例】

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝・床・壁等の改修、エアーシャワー・殺菌機等の衛生管理設備の導入、温度管理を要する装置・設備の導入、等

② 効果促進事業

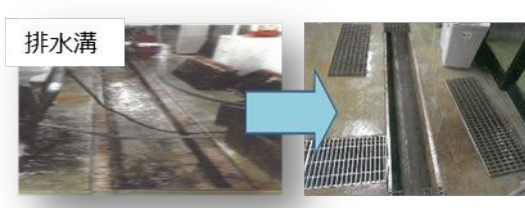
認証取得に向けたコンサルティング費や認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等、上記①の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な費用を支援。
（①の事業費の20%以内）

特徴

以下のような施設の整備が可能です。



空気を経由した汚染の防止設備
（パーティション）の導入



施設の衛生管理の強化に向
けた排水溝、床、壁等の改修



温度管理を要する装置・
設備の導入

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL:03-6744-2375）

62 環境にやさしい農業を行いたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農林水産省の補助事業等を活用する際の要件として、環境負荷低減の最低限の取組を行っていただきます。

【環境負荷低減のクロスコンプライアンス】

対象となる方

農林水産省の事業を活用する農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体 等

支援を受ける際に取り組んでいただく内容

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の各事業の要件として、事業を行う際に新たな環境負荷が生じないようにするための最低限の取組を実施していただくもので、日頃の営農の中で意識すれば取り組める内容となっています。各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）の例

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑧	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑨	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

【解説書等はこちら】「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等
・農林水産省担当課：大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL:03-6744-1865

63 みどり認定を受けたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農林漁業者が環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、都道府県の認定を受けることで、各種の支援を受けられます！

【施策名：みどりの食料システム法に基づく生産者認定制度】

認定までの流れ



○認定は、グループ申請がおすすめです！

- ・構成員ごとの取組面積などを**一覧表に整理**し、計画書に添付することで**構成員の申請書作成の負担を軽減**できます。
- ・組織単位で**認定状況を管理**しやすくなり、**更新漏れを防止**できます。

生産部会

化学肥料・化学農薬を削減した栽培歴



支援内容

- ◆設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！
青色申告を行う農業者の方が、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、税制の優遇措置を受けられます。 >>> みどり投資促進税制 69番 ○ページへ
- ◆様々な国庫補助金の採択で優遇されます！
みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金など、国庫補助事業の採択審査においてポイント加算があります。 >>> みどりの食料システム戦略推進交付金 64番、68番、70番 ○、○ページへ
- ◆融資の特例があります！
認定者は、取組内容に応じて、認定計画の実施に必要な資金の貸付けを受けることができます。[※]
 - ・農業改良資金 ・林業・木材産業改善資金 ・沿岸漁業改善資金
 - ・畜産経営環境調和推進資金 ・食品流通改善資金

※日本政策金融公庫等による審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局
- ・農林水産省担当課：大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（TEL：03-6744-7186）

64 未利用資源等を有効活用してバイオ燃料を製造したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域資源（バイオマス）を活用したバイオ燃料の製造について、製造施設の固定資産税の減免措置や融資の償還期間延長等を受けることができます。

【事業名：生産製造連携事業】

対象となる方

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体 等

支援内容

※以下の支援を受けるには、計画の認定を受けた後、それぞれ別途申請や審査が必要になります。

固定資産税の減免 (税制)	バイオ燃料の製造設備に掛かる固定資産税の課税標準額が、3年間、()内の率を掛けた額に軽減されます。 【対象となるバイオ燃料】 木質固形燃料(3/4)、エタノール(2/3)、バイオディーゼル(2/3)、ガス(メタン、木質等)(1/2) (計画認定後、R8年3月31日までに取得した設備が対象です。バイオディーゼル燃料については、適用対象が中小事業者等に、木質固形燃料については適用対象が中小事業者等及び農業協同組合等に限定されます。)
融資の償還期間延長 (融資)	公的融資*の償還期間が最長12年間に延長されます。(無利子、据置期間3年以内) * 農業改良資金(日本政策金融公庫)、林業・木材産業改良資金、沿岸漁業改良資金(都道府県)
債務保証 (その他)	バイオ燃料の製造施設整備*に必要な資金が、産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証の対象になります。 * 産業廃棄物を処理する施設に限ります。
株式の引受け (その他)	中小企業者が特定バイオ燃料製造のために設備投資する場合に、中小企業投資育成株式会社からの投資対象になります。

申請方法

生産製造連携事業計画

農林漁業者とバイオ燃料製造業者が共同で、目標、事業内容、資金計画等の計画を作成

主務大臣に申請

審査

認定

認定事例

(農業者)

フリーストール牛舎導入により、家畜ふん尿の水分過多で堆肥化が困難に。また、未熟なまま圃場へ散布し、臭気の問題が発生。



(農業者とバイオ燃料製造業者による安定的な取引関係を構築)

農業者が家畜ふん尿をバイオ燃料製造業者へ供給。燃料製造業者がメタン発酵処理を行い、発電用バイオガスやバイオ液肥を製造。



(バイオ燃料製造業者)

製造したメタンガスで発電し、施設内利用や余剰分を売電。バイオ液肥を牧草地や圃場へ散布。

【制度の詳細、これまでの認定事例はこちら】「バイオ燃料法関連情報」<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/bio/nenryoho/index.html>

お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等
・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6738-6479

65 環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援します。

【事業名：環境保全型農業直接支払交付金】

対象となる方

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

以下の要件を満たしていただきます。

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと

支援内容

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援します。

1. 支援対象となる取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

有機農業

国際水準の有機農業を実施していること ※ 有機JAS認証取得を求めるものではありません。

堆肥の施用

緑肥の施用

総合防除

炭の投入

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

2. 交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)	地域特認取組
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円	交付単価は、都道府県が設定します。
	炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※ ¹ に限り、2,000円を加算。		
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円	取組拡大加算 (有機農業の栽培指導等によって増加した新規取組面積あたり) 交付単価 4,000円/10a
堆肥の施用※ ²		3,600円	
緑肥の施用※ ²		5,000円	
総合防除※ ²	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000円	
	そば等雑穀、飼料作物	2,000円	
炭の投入		5,000円	

※¹ 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施していただきます。

※² 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。



本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

※ 支援の詳細については、農林水産省HP内の環境保全型農業のページでご案内しています。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html



お問い合わせ先

・取組を行う農地の所属する市町村、都道府県、地方農政局等

・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課環境直接支払班 (TEL：03-6744-0499)

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境の整備や有機農産物等の輸出拡大に向けた有機JAS認証取得等を支援します。

- 事業名： 1 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業推進総合対策事業のうち
有機農業新規参入促進事業（令和7年度当初）
2 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち
有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（令和6年度補正）

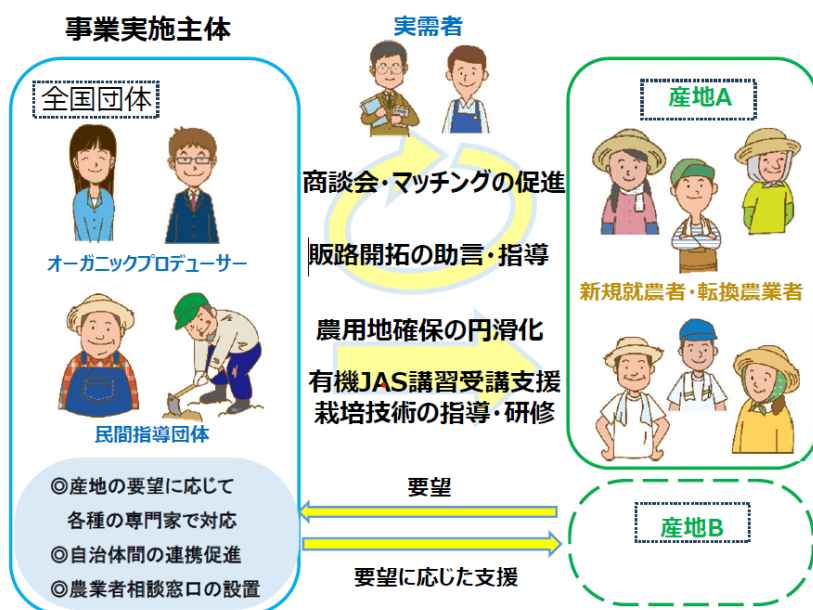
対象となる方

- 1の事業：民間団体等
2の事業：農業者等、食品製造事業者、流通・販売事業者、協議会（農業者等及び食品製造事業者又は流通・販売事業者等のいずれかを含む）

支援内容

1. 有機農業推進総合対策事業（令和7年度当初）のうち 有機農業新規参入促進事業（補助率：定額）

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境を一体的に整備するため、オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画・助言や新規就農者の農用地確保の支援、有機JASに関する講習受講・初回のほ場実地検査を受講・受検する取組や有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動等を支援します。



2. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（令和6年度補正）のうち 有機JAS認証取得等支援（補助率：定額、1/2以内※1）

有機農畜産物・加工食品の輸出拡大に向け、農業者や食品事業者等が行う有機JAS認証の取得や、輸出向け商談の実施、商品開発、有機加工食品の開発等のために必要な機械リース等の取組を支援します。

- ※1 商談の実施及び商品開発については定額支援、有機JAS認証の取得及び機械リースについては1/2以内で支援。
※2 成果目標として、次の①～③から1つ選択すること。
①令和8年度末までに、新たに有機農畜産物等の輸出を行う
②令和8年度中における農畜産物・加工食品の輸出量を令和5年度比105%以上とする
③事業実施期間中に、GFP輸出診断※3の受診、有機農畜産物等の商談会への出展及び輸出に向けた具体的な計画の策定
※3 農林水産物・食品輸出促進プロジェクト（GFP）→ <http://www.gfp1.maff.go.jp/>

お問い合わせ先

- ・農林水産省担当課：
（1について）農産局農業環境対策課有機農業調整班（TEL：03-6744-2114）
（2について）農産局農業環境対策課有機農業推進班（TEL：03-6744-2494）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点（オーガニックビレッジ）の創出を支援するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。また、新たに有機農業への転換等を行う農業者を支援します。

事業名：1 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
2 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 有機転換推進事業

対象となる方

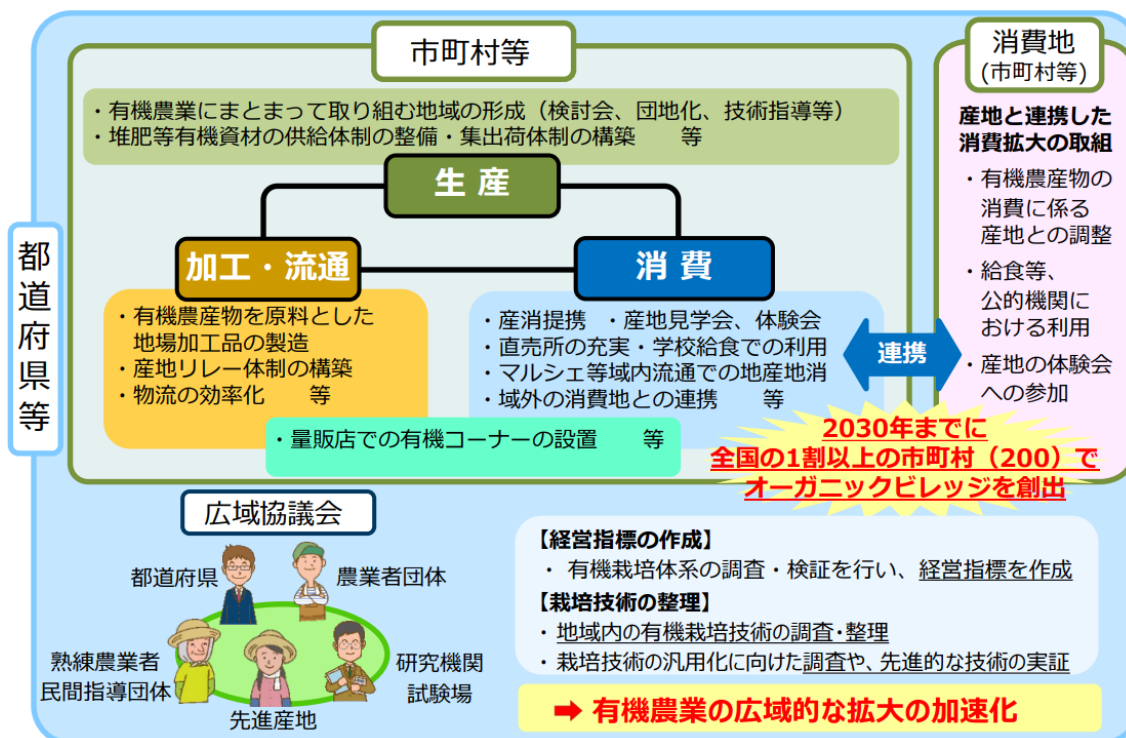
- 1の事業：①市町村、協議会（市町村を含む） ②協議会（都道府県を含む）等
2の事業：有機農業に取り組む新規就農者又は慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者であり、みどり認定を受けている又は受ける予定である者

支援内容

1. みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち

有機農業拠点創出・拡大加速化事業（補助率：①定額/機械リースは1/2以内 ②定額）

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します（①）。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します（②）。



2. みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち

有機転換推進事業（交付単価：10aあたり2万円以内）

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課有機農業調整班（TEL：03-6744-2114）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

環境負荷軽減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、環境負荷軽減と収益性向上を両立したモデルの確立やモデル産地を育成する取組を支援します。

事業名： 1 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、SDGs対応型施設園芸確立
2 産地生産基盤パワーアップ事業のうち施設園芸エネルギー転換枠（令和6年度補正）

対象となる方

- 1の事業：協議会、都道府県、市町村、農業協同組合
- 1) 協議会が事業実施主体となる場合、農業者（個人、法人）または農業者の組織する団体、都道府県が事業に参加すること。
 - 2) 市町村、農業協同組合が事業実施主体となる場合は、都道府県が事業に関与する体制とすること。
- 2の事業：地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）等

支援内容

1. みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、SDGs対応型施設園芸確立

（補助率：定額、/栽培・経営実証のうち一部は1/2以内）

① 地域における地中熱・地下水熱、廃熱、温泉熱等のエネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成

② 地域に適した重点支援モデルを確立するための栽培・経営実証

選択

省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証

地域の慣行の栽培体系と比較して、化石燃料の使用量削減に資する機械等を用いた実証（化石燃料の使用量削減に資する栽培体系の変更も可）

選択

新技術を活用した栽培・経営実証

- ① 農業分野や当該都道府県で導入されていない技術
- ② 地域の慣行の栽培体系と比較して、化石燃料の使用量を50%以上削減可能な技術の栽培実証

実証に
取り組む
場合は
必須

環境影響評価の実施

化石燃料の使用量削減（CO₂の削減効果）等を確認

③ 産地に重点支援モデルを普及するための経営指標やマニュアルの作成、セミナー等による情報発信 に対して支援します。

2. 産地生産基盤パワーアップ事業（令和6年度補正）のうち施設園芸エネルギー転換枠

（補助率：1/2以内）

施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の省エネ機器や循環扇等の内部設備のリース導入等を支援します。

詳細はこちら



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/midori.html>



園芸用ヒートポンプ



循環扇

エネルギー効率の高いヒートポンプと燃油暖房機のハイブリッド運転等により、省エネ型施設に転換

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

【事業名：グリーンな栽培体系加速化事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）】

対象となる方

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

1) 農業者が事業に参加すること。2) 協議会が事業実施主体となる場合は、都道府県又は農業協同組合が構成員となること。3) 市町村が事業実施主体となる場合は、都道府県又は農業協同組合が事業に参加すること。

支援内容

各産地のグリーンな栽培体系への転換に向けた取組を支援

① 産地に適した環境にやさしい栽培技術・省力化に資する先端技術等の検証

環境にやさしい栽培技術

化学農薬の使用量の低減に資する技術
土壌くん蒸剤の代替技術 など

化学肥料の使用量の低減に資する技術
局所施肥・可変施肥 など

有機農業の取組面積拡大に資する技術
有機農業のための土づくりや防除法 など

水田からのメタンの排出削減に資する技術
中干し期間の延長、秋耕 など

バイオ炭の農地施用
選定枝のバイオ炭や籾殻くん炭の施用 など

石油由来資材からの転換

ポリマルチからバイオマス由来成分を含む
生分解性マルチへの切替え など

プラスチック被覆肥料の被覆殻対策
プラスチック被覆肥料の代替技術 など

省資化

耐用年数の長い資材への切替え など

その他温室効果ガスの削減に資する技術

自動操舵システム・電動小型農機
（化石燃料の使用量の低減） など

省力化に資する技術

慣行の栽培体系と比べて
省力化される技術

環境にやさしい栽培技術
の省力化を図る技術

次の①②のいずれか一方を満たす必要があります。詳細は、右下二次元バーコードに掲載されている事業説明資料の15～17ページをご参照ください。

①検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること ②複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

② ①の検証に必要なスマート農業機械等の導入

③ ①の検証と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する消費者の理解醸成

④ グリーンな栽培体系の実践・普及に向けた栽培マニュアル・産地戦略（ロードマップ）の策定

⑤ 栽培マニュアル・産地戦略の情報発信（HPへの掲載等）

交付率

①③④⑤：定額（交付上限額：300万円又は360万円※（うち③は30万円）
②：1/2以内（交付上限額：1,000万円）

※有機農業又は複数の環境負荷低減の検証に取り組む場合は360万円 ※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は、交付上限額を100万円引き上げ

お問い合わせ先

・都道府県、最寄りの地方農政局等
・農林水産省担当課：農産局技術普及課みどりユニット（TEL：03-6744-2107）

詳細はこちら



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html>

66

地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援します。

（2015年度から法律に基づく安定的な制度として実施しています。）

【事業名：多面的機能支払交付金】

対象となる方

- ① 農地維持支払：農業者のみ、または農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織
- ② 資源向上支払：農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

支援内容

① 農地維持支払交付金

多面的機能の維持・発揮に不可欠な地域の共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕



② 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除



コンクリート水路の更新



〔○ 基本単価例(共同活動)：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限
基本単価例(長寿命化)：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村から5年間の事業計画の認定を受け、活動を実施します。

① 活動組織の設立・計画の作成

② 事業計画の認定

③ 活動の実施

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

中山間地域等において将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

【事業名：中山間地域等直接支払交付金】

支援内容

- 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等で、農地を維持・管理する取決め（協定）を締結し、5年
間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援します。
- 面積に応じて一定額を交付する仕組みで、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用でき
ます。

【交付単価】

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)	地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000	草 地	急傾斜 (15度以上)	10,500
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000		緩傾斜 (8度以上)	3,000
畑	急傾斜 (15度以上)	11,500		草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
	緩傾斜 (8度以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜 (15度以上)	1,000
				緩傾斜 (8度以上)	300

① 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（交付単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等
耕作放棄の防止等の活動及び水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①＋②の活動により交付単価の10割を交付）

- ・ ネットワーク化活動計画の作成
複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 （田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 （田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※1) （地目にかかわらず）
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 （地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※1 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

【協定間の連携による農作業】
（ネットワーク化加算の取組イメージ）



【自走式草刈機の導入】
（スマート農業加算の取組イメージ）



（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等

・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室直接支払企画班（03-3501-8359）

67 野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利活用を推進したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

捕獲や追払いなどの活動や、侵入防止柵、ジビエ処理加工施設の設置など、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策を支援します。

【事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金】

対象となる方

- 実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会（ジビエ利活用の取組については、市町村、処理加工施設、民間事業者などで構成されるコンソーシアムでも可）であることが必要です。
 - ※ 施設整備については、地域協議会の構成員である市町村や民間団体等も単独で実施主体になります。
 - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員である民間団体等による実施もできます。
 - ※ （３）の事業については、都道府県が事業実施主体となります。
- 事業の実施に当たっては、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している必要があります。

支援内容

（１）鳥獣被害防止総合支援事業（補助率：1/2以内、定額等）

①鳥獣被害防止やジビエ等利活用拡大のための施設整備を支援します。

- ・侵入防止柵等の被害防止施設（広域柵等への再編整備含む）※
- ・捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設
- ・捕獲技術高度化施設（射撃場）等

※侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分の定額補助が可能

②鳥獣被害対策実施隊、民間団体、捕獲サポート隊等による地域ぐるみの被害防止活動を支援します。

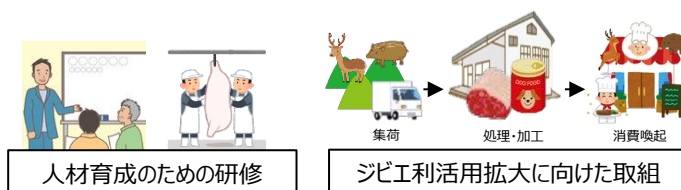
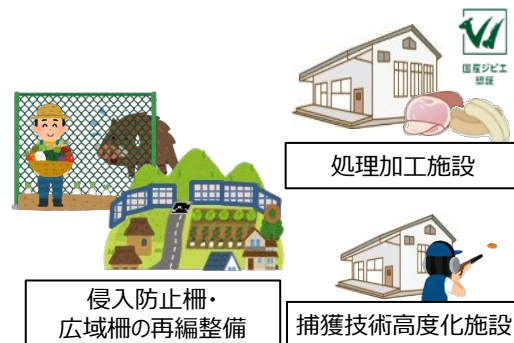
- ・体制の整備、有害捕獲、被害防除、生息環境管理、集落点検
- ・サル複合対策、クマ複合対策、鳥類複合対策
- ・広域柵の再編整備計画の策定
- ・GISやICT等新技術を活用した取組 等

③捕獲現場及びジビエ処理加工施設での人材育成を支援します。

- ・鳥獣被害対策実施隊のOJT研修
- ・新規に猟銃を取得する費用に対する支援
- ・処理加工施設におけるOJT研修

④ジビエ利活用拡大に向けた取組を支援します。

- ・ジビエプロモーション、ペットフードや皮革等を含む多用途利用



（２）緊急捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・捕獲頭数に応じて捕獲活動経費※を支援します。

※獣種や処理方法に応じて設定されている上限単価の範囲内で定額支援

（３）都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・都道府県が行う広域捕獲活動※、生息状況調査、人材育成等の取組を支援します。

※上限単価の範囲内で定額支援



（４）シカ、クマ特別対策事業（補助率：定額）

- ・被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援します。



お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 03-3591-4958

68 再生可能エネルギーに取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農山漁村の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する取組について、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、専門家による相談対応や、様々な課題解決に向けた取組事例の情報収集等により支援します。

【事業名：地域資源活用展開支援事業】

対象となる方

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体 等

支援内容

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する取組をサポートします！

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じて、設備導入や基本計画、設備整備計画の作成、協議会の設置に向けた専門家による相談対応、現地への派遣、セミナー等の開催の取組について支援する。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集し、再エネ設備導入の普及を支援する。



お問い合わせ先

- ・（一社）全国ご当地エネルギー協会（TEL：03-3355-2212）
- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6744-1508

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

営農型太陽光発電の取組事例や必要な手続、取組を支援するための制度等をご紹介します。

【営農型太陽光発電取組支援ガイドブック】

内 容

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組です。

「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」では、全国各地の事例や、取組フロー、国・自治体・金融機関の支援メニューをご紹介します。



「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」のほか、参考情報をご紹介します。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6744-1507

69 農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・設計・施設整備を支援します。

【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者、農業者団体 等

支援内容

1 地産地消型バイオマスプラント等の導入（補助率：1/2以内、定額）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

- ① 事業化の推進（事業性の評価、調査、設計）【補助率：1/2以内】
- ② バイオマス利活用施設整備【補助率：1/2以内】
- ③ 効果促進対策【補助率：定額】

2 バイオ液肥散布車等の導入（補助率：1/2以内）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

3 バイオ液肥の利用促進（補助率：定額）

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際には場に散布する（散布実証）。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する（肥効分析）。
- ③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料の作成や研修会の開催により、地域の農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する（普及啓発）



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（TEL：03-6738-6479）

70 化学肥料や化学農薬の使用低減に役立つ機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む農業者の皆様の設備投資を後押しします！

【施策名：みどり投資促進税制】

対象となる方

青色申告を行う農業者で都道府県知事からみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けて、化学肥料・化学農薬の使用低減(有機農業を含む)に取り組む方。

支援内容

認定された計画に従って化学肥料や化学農薬の使用低減に役立つ対象設備等を導入する場合に、特別償却（機械等32%、建物等16%）を行うことで、導入当初の所得税・法人税負担が軽減されます。

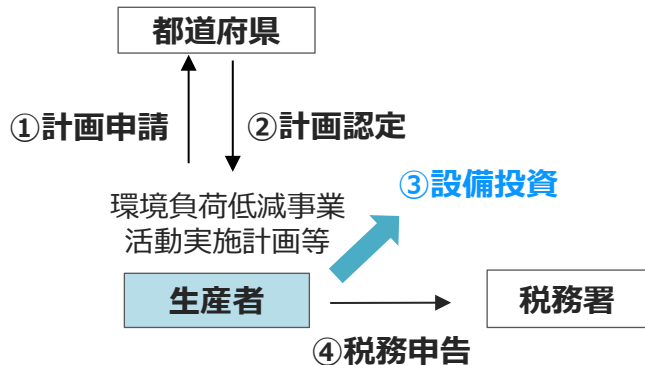
【対象となる設備等の要件】

メーカーが国の確認を受けた設備等であること

対象となる設備等は、農水省HPで公表しています。最新の機械リストはこちら！



手続きイメージ

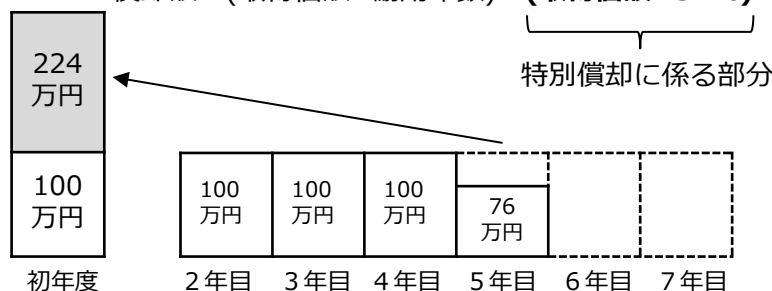


導入当初の税負担が軽減されます！

約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）※

※ 特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合があります。

償却額 = (取得価額 ÷ 耐用年数) + (取得価額 × 32%)



化学肥料の施肥量を減少させる
土壌センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

機械取得の注意点

計画認定の前に対象設備等を取得（引き渡し・納品）してしまうと、税制の適用を受けられません。
設備等取得のタイミングには気をつけてください。

計画の認定
環境負荷低減事業
活動実施計画等

設備等の取得

税務申告

令和8年3月31日までの間に、対象設備等
を取得し当該事業の用に供する必要があります。

お問い合わせ先

・都道府県庁又は地方農政局等
・農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL:03-6744-7186

71 環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売や有機農産物等を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設を取得したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や、環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産、農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援します。

【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備】

対象となる方

環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売や環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産、農林水産物の流通の合理化に取り組む農林漁業者、民間事業者、地方公共団体 等
(みどりの食料システム法に基づく**基盤確立事業実施計画の申請を行い、認定を受けた者**に限る。)



基盤確立事業実施計画の
認定についてはコチラ

支援内容

1. 環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売

- (1) 機械・施設の整備等 (ハード) 【交付率：1/2以内 (交付上限 2 億円)】
代替肥料やバイオ炭等の資材の生産及び広域的な流通を図るために用いる機械・施設の整備
(例：ペレタイザー、農業系廃棄物の炭化装置の導入 等)
- (2) 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト) 【交付率：定額※リース費は交付率1/2以内 (交付上限650万円)】
資材の広域的な普及・原材料の調達の安定化を図るために必要な調査・検討や品質の検査・分析、事業成果の情報発信等の実施に当たって必要となる取組 (例：利用可能な未利用資源の調査・検討、資材の栽培実証 等)

2. 環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売

有機農産物又は特別栽培農産物等の農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物 (以下「環境負荷低減農林水産物」という。) を用いた新商品の生産を支援。

- (1) 機械・施設の整備等 (ハード) 【交付率：1/2以内 (上限 2 億円)】
環境負荷低減農林水産物を用いた新商品を生産するために用いる機械・施設の整備 (例：加工工場 等)
- (2) 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト) 【交付率：定額※リース費は交付率1/2以内 (補助上限650万円)】
環境負荷低減農林水産物の調達先となる生産者の調査・検討や商品改良・需要開拓に必要な調査、分析 (例：原材料となる農林水産物の生産者調査、新商品PRのための展示会への出展 等)

3. 環境負荷を低減して生産された農林水産物の流通の合理化

環境負荷低減農林水産物の流通の合理化を支援。

- (1) 機械・施設の整備等 (ハード) 【交付率：1/2以内 (上限 2 億円)】
環境負荷低減農林水産物の流通を合理化するために用いる機械・施設の整備 (例：小規模貯蔵施設の導入 等)
- (2) 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト) 【交付率：定額※リース費は交付率1/2以内 (補助上限650万円)】
環境負荷低減農林水産物の調達の安定化・広域化に資する調査、物流構築に係る実証等、流通の合理化を図るに当たって必要となる取組の実施 (例：新たな物流構築に係る検討や生産者の分布調査 等)

<導入対象となる機械・設備・施設等のイメージ>



ペレタイザー



野菜等の加工工場



小規模貯蔵施設

<支援対象となる調査・分析等の取組のイメージ>



- ・利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査・検討、資材の栽培実証
- ・調達先となる生産者の調査・検討や商品改良、需要開拓に必要な調査、分析
- ・新たな物流構築に係る検討や生産者の分布調査

お問い合わせ先

・最寄りの都道府県庁
・農林水産省担当課：大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL:03-6744-7186

72 生産段階の環境負荷低減の取組に必要な機械・施設を取得したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援します。

【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備】

対象となる方

- ・みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等
- ・グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業によりデータの計測・提供を行う農林漁業者等（環境負荷低減事業活動の認定を受けた農林漁業者又は令和7年度末までに認定を受ける農林漁業者に限る）

支援内容

認定を受けた(特定)環境負荷低減事業活動計画に基づく、環境負荷低減の取組に必要な機械・施設を支援します！【交付率：1/2以内（交付上限 機械：200万円、施設：1,000万円）】

※複数名で共同利用する場合は、交付上限額が変わります！

（交付上限（最大） 機械：1,000万円、施設：2,000万円）

※生産段階における環境負荷低減事業活動に直接寄与する機械・施設が対象となります。

※調査対象者については、調査事業を受ける品目・取組に必要な機械・施設のみ対象となります。

<導入対象となる機械・施設のイメージ>



水田除草機



堆肥舎



みどり認定者

うち特定認定者又は
制度設計事業へのデータ提供者



地域における
モデル的な取組



（支援対象とならない機械・施設の例）



生産段階における環境負荷低減事業活動に直接寄与しない機械・施設（トラクター、軽トラ、フォークリフト等）、流通・加工施設

産地生産基盤パワーアップ事業のエネルギー転換枠で支援対象となっているヒートポンプや木質バイオマスボイラー等

※本支援を活用する際の注意点

本支援を活用して機械・施設の導入を行った場合、認定計画に記載された取組期間（概ね5年間）は、他の国庫補助事業を活用して本支援対象の機械・施設を導入することはできません。

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県庁
- ・農林水産省担当課：大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL:03-6744-7186

73 農業経営の様々なリスクに備えたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

【事業名：収入保険】

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった	市場価格が下がった	災害で作付不能になった	けがや病気で収穫ができない
倉庫が浸水して売り物にならない	取引先が倒産した	盗難や運搬中の事故にあった	輸出したが為替変動で大損した

(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

- ※保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）の実績があれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策については、同時に加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

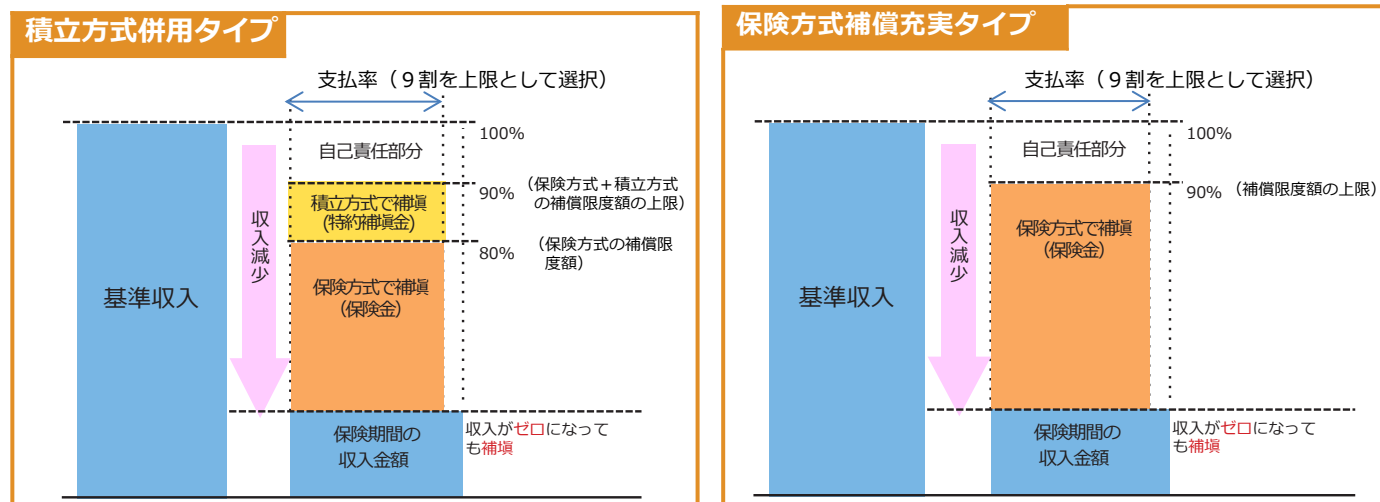
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。



- 基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。（※5年の青色申告実績がある者の場合）

(4) 保険料、積立金等

- 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合、1.498 %（国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変わります。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料(事務費)	2.2万円	付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

- 共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**自動継続特約**を利用する方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

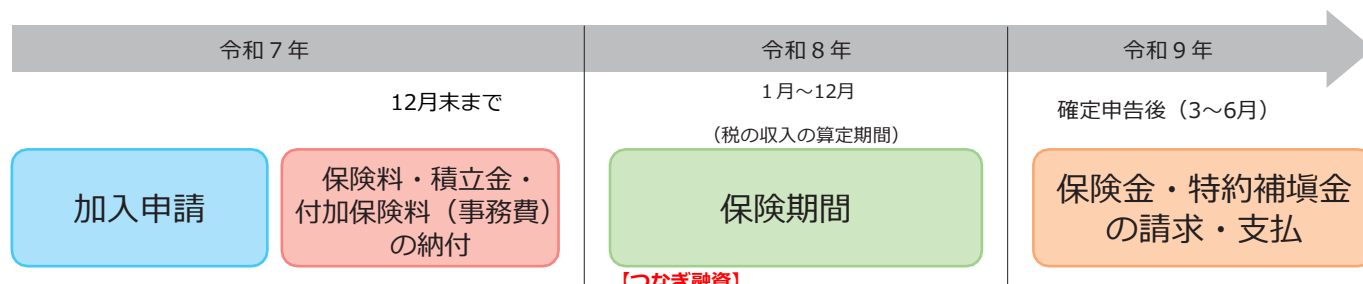
	インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続きのスケジュール

※保険期間が令和8年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

お問い合わせ先

- 全国農業共済組合連合会又は最寄りの農業共済組合
(農業共済組合の相談窓口：
<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>)
- 農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7148）



農業保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>

74 自然災害による農業用ハウスの損害に備えたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

自然災害により、農業用ハウスに損害が生じた場合に共済金が支払われます。

【事業名：園芸施設共済】

加入できる方

- 農業用ハウスを所有又は管理している農業者

補償対象

- ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等
(※暖房器具、栽培棚などの**附帯施設**や**撤去費用**も補償の対象に追加可能)

対象事故

- 台風や大雪などの自然災害（地震及び噴火を含む）、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

補償内容

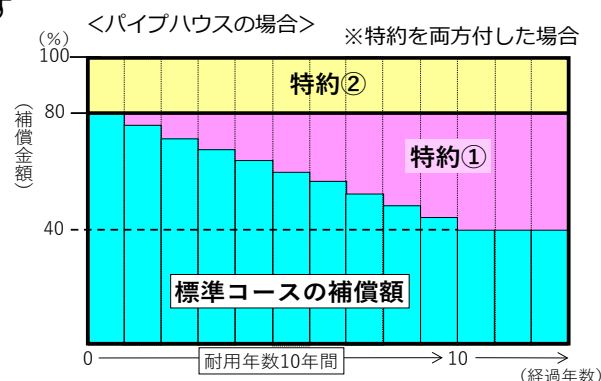
- 補償額は、築年数に応じて設定（新築時の資産価値の8～4割）します。【標準コース】
※古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償できます

- さらに**特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能です**

特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）
復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約
新築時の資産価値の最大2割を補償

- 損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に損害額に応じた共済金が支払われます。
※**特約を付加すれば、損害額が1万円を超える損害から共済金を支払うこともできます。**



掛金

- 掛金の半分は国が負担（標準コース：共済金額1.6億円までの掛金）
- 無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き（最大5割引）
- 小規模被害や耐用年数を大幅に超過した施設の補償範囲からの除外、生産部会等集団での一斉加入、太いパイプ（31.8mm以上）ハウスや、補強によりそれと同程度の強度を満たすパイプハウスなどに対する**掛金の割引措置もあります**

○詳しい補償内容はこちら↓

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html#engei>

ハウス本体は園芸施設共済、ハウス内の農作物は**収入保険**（73番 124ページ）の**セット加入がお勧め**です。

お問い合わせ先

- ・最寄りの農業共済組合等
(農業共済組合等の相談窓口：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>)
- ・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-2175）

75 農業用ハウスの防災、減災対策を行いたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの実践に必要な体制整備や取組を支援します。

【事業名：園芸産地における事業継続強化対策】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

支援内容

以下の取組に対して支援します。

1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等（補助率：定額）
 - ① 事業継続計画の検討、策定
 - ② 非常時の協力体制の構築
2. 園芸産地における事業継続計画の実践（補助率：定額）
 - （1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証
 - ① 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備
 - （2）既存ハウスの補強等の被害防止対策（補助率：1/2以内）
 - ① 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置
 - ② 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入

○産地単位や法人グループ単位で事業継続計画（BCP）を検討・策定、非常時の協力体制の構築



事業継続計画（BCP）



非常時の協力体制の構築

○自力施工等の技能習得、災害復旧の実証



ハウス自力施工研修など技能習得



自力施工体制の活用等による災害復旧の取組実証

○補強等の被害防止対策への取組



ハウスの補強



防風ネットの設置



非常用電源の共同利用

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

76 自然災害による収穫量等の減少に備えたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

自然災害により作物の収穫量が減少した場合、家畜が死亡したり、診療を受けた場合に共済金が支払われます。

【事業名：農作物共済、果樹共済、畑作物共済、家畜共済】

対象となる方

以下の作物を栽培又は家畜を飼養している農業者

農業共済の種類	対象となる作物等
農作物共済	水稻、陸稲、麦
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ※、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、茶（一番茶）、そば、蚕繭
家畜共済	牛、馬、豚

※ 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノー、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛県試第28号、甘平をいいます。

補償内容

- 風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害により収穫量が減少した場合、果樹の樹体が損傷した場合に共済金が支払われます。
- 家畜が死亡・廃用となった場合、疾病や傷害の診療を受けた場合に共済金が支払われます。

○詳しい補償内容はこちら↓

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html>

特徴

- 加入者の負担を軽減するため、**掛金の原則50%を国が負担します。**
- 全ての共済において、**無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引します。**
- 家畜共済では、**死亡廃用共済(家畜の資産価値を補填)**と**疾病傷害共済(家畜の診療費を補填)**があります。

本制度以外にも、農業保険には以下の制度があります。

◆収入保険 >> 73番 124ページへ

青色申告を実施している農業者（個人・法人）を対象に全ての農産物を対象に、自然災害による収入減少や価格低下をはじめ、経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

◆園芸施設共済 >> 74番 126ページへ

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等が自然災害等により損害を受けた場合に補償します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの農業共済組合等
（農業共済組合等の相談窓口：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>）
- ・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-2175）

77 自然災害等による被害が生じても事業を継続できるように備えたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

防災減災や被災後の事業継続の観点から「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」を活用し「農業版BCP」を策定してみましょう。

【事業名：自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP】

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

① チェックリストによる確認

○ チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- 地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？

○ チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

② 農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

リスクマネジメント編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト		耕種		
事業者名						
チェック実施日						
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NOの場合)理由	
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症等）とその影響について考えたことはありますか？	☐	☐	※NOに該当する	
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	☐	☐	※NOに該当する	
	3	新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことはありますか？	☐	☐	※NOに該当する	
予防	リスク全般に対する事前の備	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	☐	☐	※NOに該当する
		2	地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	☐	☐	※NOに該当する
		3	耕種用の災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの参照、研修の受講などを進め知識を身に付けていますか？	☐	☐	※NOに該当する
		4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	☐	☐	※NOに該当する
		5	乾燥施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また農人に箇所の修復や補修等の防災措置をしていますか？	☐	☐	※NOに該当する
		6	集排水路等の保守点検、また農人に箇所の修復や補修等の防災措置をしていますか？	☐	☐	※NOに該当する
		7	トラクター・ヤコンバイン等の農業機械や各種農具などへの被害を防止するための減速場所を確保していますか？	☐	☐	※NOに該当する

農業版事業継続計画書		担務者	
策定・改定日		策定者・承認者氏名	承認者氏名
1. 基本方針			
緊急事態発生時には、以下の基本方針に即対応する。			
1			
2			
3			
2. 重要業務と目標復旧時間			
以下の業務の復旧を優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。			
目標復旧時間			
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等)			
種類	被害	対応(代替手段等)	
電気			
ガス			
水道(農業用水等)			
情報通信			
交通			
店舗等			
その他			
4. 災害対策の実施状況			
対策	項目	進捗状況	
ヒト	立寄施設手帳		
	避難場所		
	欠員時の対応		
モノ	自備用車両の点検		
	自備用機械の点検		
	その他		

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP（事業継続計画）とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、**中核となる事業を継続**させたり、**可能な限り短時間で事業を復旧**させたりするための方法、手段などを**あらかじめ取り決めておく計画**のことです。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、**自然災害への備え**となるだけでなく、**平常時における自らの経営の見直し、改善**にも繋がります。

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7148）

・ダウンロードはこちら▶https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html（農林水産省HP）

78 老後資金の充実を図りたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される農業者年金は、納めた保険料の税制優遇措置や、認定農業者等への保険料助成などにより、現役時の負担を軽減しつつ、老後生活の安定を図ることができます。

【事業名：農業者年金事業】

対象となる方

60歳未満（国民年金任意加入者に限り65歳まで加入可）の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方が対象

（保険料の助成の対象は、青色申告を行う認定農業者や認定就農者及びこれらの者の配偶者、後継者など）

支援内容

農業者年金は、納めた保険料が全額社会保険料控除の対象となるなどの税制優遇措置がある公的な年金であり、農業に従事されている方が加入できます。

また、認定農業者や認定就農者等には保険料の助成措置があります。



特徴

保険料は月額2万～6万7千円（認定農業者等でない方は月額1万～6万7千円）の間で千円単位で自由に決められ、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。納められた保険料は、農業者年金基金が運用し、65歳～75歳までの間でご自身が選択したときから老齢年金として終身給付されます。

保険料助成を受ける場合、年齢等に応じて保険料月額2万円（保険料は2万円が固定。他の金額は選択できません）のうち4千円～1万円が助成されます（保険料助成に係る年金を受け取る場合は、経営継承などの条件があります）。

○ 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	要 件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	青色申告を行う認定農業者	10,000円	6,000円
2	青色申告を行う認定就農者	10,000円	6,000円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円	—

お問い合わせ先

・最寄りの農業委員会、農業協同組合

・農業者年金基金（TEL：03-5919-0371 <https://www.nounen.go.jp/>）

・農林水産省担当課：経営局経営政策課税制・年金グループ（TEL：03-6738-6163）



79 インボイス制度に対応するために活用可能な支援制度について知りたい

認定 農業者 認定 新規 個人 法人 サービス 事業者 集落 営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まりました。

消費税とは

- 商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- 事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税します。（差し引くことを「仕入税額控除」といいます。）

インボイス制度のポイント

- 令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- このインボイスは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者（課税事業者）のみが発行できます。（免税事業者はインボイスの発行ができません。）

納付する消費税額 = 売上に係る消費税額（売上税額） - 仕入れに係る消費税額（仕入税額）

インボイスに基づいて仕入税額控除

【従来の区分記載請求書】

●●(株) 御中	○○会社
請求書	
○年○月○日	請求金額 43,600円
○月○日	割戻し 550円
○月○日	牛肉 ※ 5,400円
	合計 43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
	※は軽減税率対象

【インボイス】

●●(株) 御中	○○会社
請求書	登録番号 T1234...
○年○月○日	請求金額 43,600円
○月○日	割戻し 550円
○月○日	牛肉 ※ 5,400円
	合計 43,600円
	10%対象 22,000円 内税 2,000円
	8%対象 21,600円 内税 1,600円
	※は軽減税率対象 消費税額等

赤字が従来の区分記載請求書との変更点

詳しく知りたい方は

- 国税庁インボイス制度特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>
- 財務省HP「インボイス制度、支援措置があるって本当！？」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html
- 農林水産省HP「消費税のインボイス制度について」
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/inboisu.html>

お問い合わせ先

- 国税庁インボイスコールセンター 専用ダイヤル 0120-205-553（無料）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く。）

※インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しています。

- 農林水産省の相談窓口

インボイス制度に関する専用ダイヤル 03-6744-7140

北海道農政事務所 企画調整室 011-330-8801

関東農政局 企画調整室 048-740-0465

東海農政局 企画調整室 052-223-4610

中国四国農政局 企画調整室 086-224-9400

沖縄総合事務局 経営課 098-866-1628

【受付時間】 9:30 ～ 17:00（土日祝除く。）

東北農政局 企画調整室 022-263-0564

北陸農政局 企画調整室 076-232-4206

近畿農政局 企画調整室 075-414-9037

九州農政局 企画調整室 096-300-6003

その他の支援

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

インボイス制度に対応した会計ソフトの導入など、デジタル化による生産性向上を支援します。

【IT導入補助金（インボイス対応類型）】

対象となる方

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人等または個人

※ 農事組合法人、農業協同組合も対象となります。

支援内容

【インボイス対応類型】

インボイス制度に対応した会計、受発注、決済ソフトの導入を行う際には、1/2～4/5の補助率で支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります。

インボイス対応類型

ツール	インボイス制度に対応した会計,受発注,決済ソフト		PC・タブレット等	レジ等
補助額	～50万円以下	50万円超 ～350万円	～10万円	～20万円
補助率	4/5、3/4 (※ ¹)	2/3(※ ²)	1/2	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェアの更新等保守サポート費含む）			

※¹ 小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

※² 補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。

IT導入補助金の詳細については以下をご覧ください。

<https://it-shien.smrj.go.jp/> 「IT導入補助金」（事務局HP）



お問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（TEL：0570-666-376）
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

80 退職金制度を整備するために活用可能な制度について知りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

経営者の皆様向けの退職金制度があります。

【事業名：小規模企業共済】

対象となる方

- ・ 常時使用する従業員の数が 20 人以下※の個人事業主、共同経営者または会社の役員
 - ・ 事業に従事する組合員の数が 20 人以下の企業組合の役員
 - ・ 常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合の役員、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- ※ 商業、サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）の場合は 5 人以下

支援内容

小規模企業の役員や個人事業主の方が、引退・廃業時に退職金・年金を受け取れるよう積み立てる制度です。毎月役員給与の中から掛金（1,000円～7万円の範囲で設定）を拠出し、拠出された掛金は中小機構において積立・運用がなされます。（掛金は全額所得控除の対象となります）

役員や個人事業主の方が廃業や引退等の理由で経営から退いた場合、一時金（退職所得扱い）か年金の形で共済金を受け取ることができます。（理由によって受取額が異なります）

詳しくはこちら↓

中小機構：<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>



認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

従業員の方向けの退職金制度があります。

【事業名：中小企業退職金共済制度】

対象となる方

- ・ 常時雇用する従業員数が300人以下又は資本金・出資金の額が3億円以下の法人の従業員
- ・ 従業員数が300人以下の個人企業の従業員

※ 家族従業員でも加入できます。

※ 個人事業主、法人の役員、小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。

支援内容

事業主が従業員毎に毎月掛金を拠出、積み立てられた掛金を従業員は退職時に退職金として受け取ることができる（60歳以上の退職の場合、分割払いも可能）制度です。

（拠出した掛金は経費として損金算入が可能です。勤労者退職金共済機構において積立・運用がなされます。）

単独では退職金制度をもつことが難しい中小企業でも、この制度を活用することで退職金を手当することが可能になります。

なお、新規加入時及び掛金月額を増額変更する場合、1年間国からの助成を受けることができます。（新規加入時は、加入後4か月目から掛金月額の1/2（従業員毎に上限5,000円）、増額時は増額分の1/3を助成（ただし増額前の掛金月額が18,000円以下の場合のみ））

詳しくはこちら↓

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

：<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



→ 個人経営で農業に従事される方（事業主及び雇用者）はこちらも活用いただけます。

◆ 農業者年金制度

➡ 78番 130ページへ

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

81 農泊をはじめたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型）】

対象となる方

- 1の事業：地域協議会等
- 2のうち①の事業：市町村、地域協議会の中核となる法人等
- 2のうち②の事業：地域協議会と農家民泊経営者等の連携体

支援内容

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。

①農泊地域創出タイプ：農泊に新たにに取り組む地域を支援

- 事業期間 上限2年間
- 交付率 定額（上限：500万円／年）

②農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援

- 事業期間 上限2年間
- 交付率 定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））

③人材活用事業

- 事業期間 上限2年間
- 交付率 定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円等）

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援します。※1

①古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流の整備（施設の新築も支援対象に含まれる）

- 事業期間 上限2年間
- 交付率 1/2（上限2,500万円※2）
（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

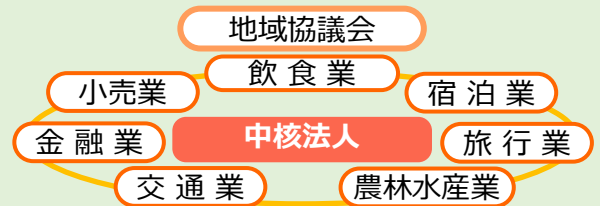
②農家民泊等における小規模な改修を支援

- （農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）
- 事業期間 1年間
- 交付率 1/2（上限：1経営者あたり1,000万円かつ1地域あたり5,000万円）

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、

①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地域資源を活用した
体験メニューの開発



地域の食材を
活用したメニュー作り



避難所等としての活用



古民家等を活用した施設の整備



廃校を改修した大規模滞在施設

「農泊の推進」について：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課農泊推進室（03-3502-0030）

82 研究成果や研究者の情報を手軽に入手したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

研究成果、研究者情報を手軽に入手できるWebシステムです。
ご要望にお応えできる研究成果や研究開発法人を簡単に検索することができます。

【 農業研究見える化システム「アグリサーチャー」(まるみえアグリ(農林水産「見える化」シリーズ)) 】

対象となる方

農業者、農業関係者、食品事業者 等

支援内容

- ◆ 国立研究開発法人と都道府県試験場の農林水産業における研究成果情報(約3万件)をご覧になれます。
- ◆ 研究者への問合せをサポートします。
- ◆ PC、スマートフォン、タブレットに対応し、いつでもどこでも手軽に検索できます。

検索しやすくなりました!

スペルミスや表記のゆれを
気にせずに検索できます。



リサちゃん

特徴

「新しい品種や生産技術にチャレンジしたい」
「今の仕事をもっと機械化、省力化できないか?」
「化学農薬に替わる安全な防除方法や天敵利用を知りたい」
といったご要望はありませんか?

➡「作物」「生産技術」等のカテゴリやフリーワードで、目的の研究を検索できます。**新しい研究成果**も随時更新しています!

イチゴの高設栽培における杉皮培地と施肥法	
タイトル	イチゴの高設栽培における杉皮培地と施肥法
担当機関	大分県農業技術センター
研究期間	1998~1998
研究担当者	稲村政弘 糸原雄二 松岡真樹 徳久健太郎
発行年度	1998
要約	イチゴの高設栽培の培地として、コスト、収量性から杉皮を選定した。培地は杉皮よりもみ殻が適量である。施肥量は、全量基肥として緩効性肥料をN成分で5g/株を施用すると多収となる。大分県農業技術センター・野菜部
概要・図表	現在のイチゴ栽培は、種をわがれた無菌な苗で育てる作業が長時間続くため生産者の労働負担は大きく、栽培面積拡大の阻害要因の一つとなっている。作業負担の軽減等による軽作業化、省力化をはかるために高設栽培方式による高設栽培技術の開発が行われているが、コストが高くなる生産現場への普及は進んでいない。そこで、より安価な高設栽培法を開発するための培地の選定及び施肥法について検討する。

〈検索結果イメージ〉

問い合わせ	
*は必須入力です。	
氏名 *	
会社・団体・機関名	
メールアドレス *	
メールアドレス 再入力 *	
お問い合わせの件名 *	

〈問い合わせフォーム〉



アグリサーチャー

農業研究見える化システム

<https://agresearcher.maff.go.jp/>



83 中山間地の特色を活かした経営を展開したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

【事業名：中山間地農業ルネッサンス事業】

支援内容

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優遇措置等を行います。

1. 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）（補助率：定額）

地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援（優遇措置等）

中山間地域等の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

（国の支援事業）

- ◆ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ >>> 32番 51ページへ
- ◆ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業 >>> 1番 2ページへ
- ◆ 農業農村整備関係事業 >>> 4番 11ページへ
- ◆ 集落営農連携促進等事業 >>> 21番 40ページへ
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 >>> 50番 77ページへ
- ◆ みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消 >>> 69番 120ページへ
- ◆ 農山漁村振興交付金 >>> 9番 26ページへ
59番 98ページへ

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承（優遇措置等）

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

（国の支援事業）

- ◆ 環境保全型農業直接支払交付金 >>> 65番 111ページへ
- ◆ 多面的機能支払交付金 >>> 66番 116ページへ
- ◆ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
（侵入防止柵、処理加工施設等） >>> 67番 118ページへ
- ◆ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

※ 各支援事業において制度拡充により優遇措置が設けられています。詳しくは、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室事業指導班（TEL：03-3501-8359）

84 農業経営に関する情報をタイムリーに知りたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

農林漁業者の皆様向けにSNSやメールを通じて農林水産省から直接情報をお届けします。

【Facebookページ「農水省・農業経営者net」、農業担い手メールマガジン】



**Facebookページ
農水省・農業経営者net**



ページにアクセスして



投稿をチェックしてみよう!

農業経営の現場で
役立つ情報を
タイムリーにお届け!



<https://www.facebook.com/nogyokeiei>



農業担い手メールマガジン



定期的なメール配信で農業経営に関する事業のご紹介、各種関連イベント情報のご案内、好取組事例のご紹介等、農業経営者の皆様に役立つ情報をお知らせしています。是非ご登録ください!

▼配信登録はこちらからお願いいたします。

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：
(facebook、メルマガ) 経営局経営政策課担い手総合対策室経営情報班
(TEL : 03-3502-6444)

85 全国の農地情報を見たい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

「eMAFF農地ナビ」は、インターネット上でどなたでも無料で農地に関する情報を見ることが出来るWEBサイトです。

地図上から、農地の所在・地番や地目、面積等を確認することができます。

【eMAFF農地ナビ】

対象となる方

どなたでも無料で利用可能。

（特に、新規就農、経営規模拡大を検討をされている方に有益な情報を提供するサービスです。）

eMAFF農地ナビ概要

「eMAFF農地ナビ」は、「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」のサービスの一つです。農地法に基づき農業委員会が整備している農地台帳の公表項目及び農地に関する地図等を公表しています。衛星画像などの上に農地の所在場所と農地の形状を重ねて表示し、各農地に関する公表情報（地目・面積など）を確認することができます。

（eMAFF農地ナビ：<https://map.maff.go.jp/>）

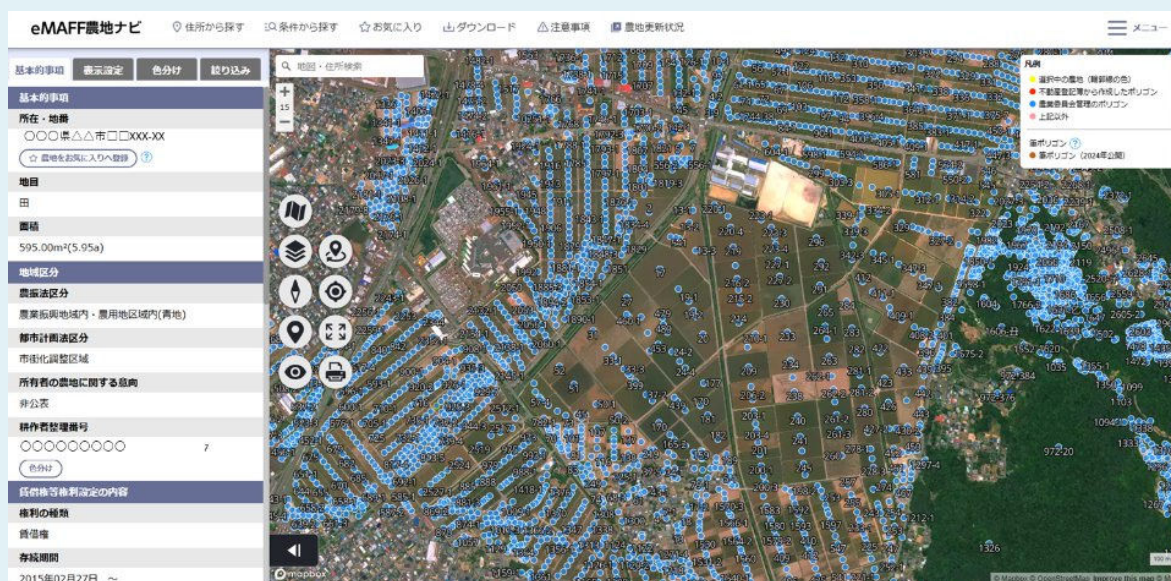
また、地図上で農地を探すだけでなく、条件で絞り込み検索をして、特定の条件に当てはまる農地を探すことが可能で、新規就農や経営規模拡大に向けた検討にもご利用いただけます。

他にも、地図に表示されている公表情報や農地ピン（位置情報）等のデータをダウンロードすることができ、他の民間サービスにデータを取り込んで営農管理に用いるなど、幅広く活用することができます。

【検索条件例】

所在・地番、地目、面積等

○ eMAFF農地ナビの画面



お問い合わせ先

- ・お問合せWebフォーム（<https://map.maff.go.jp/Inquiry>）
- ・農林水産省担当課：大臣官房デジタル戦略グループ（TEL：03-3502-8438）

86 農作業の受託や機械のシェアリング（共同利用）等の農業支援サービス事業を新たに立ち上げたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

【事業名：スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業】

対象となる方

農業支援サービス（※）事業者又は今後農業支援サービス事業を行う者であって、以下を満たす者

- (1) 農業支援サービスを新たに実施すること(新サービス開始、新たな地域への展開等)
- (2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積を拡大すること

※ 農業支援サービスとは、農業現場における作業代行等、農業者に対してサービスを提供することで対価を得る業種のことをいい、ドローン散布等の作業受託、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給、農業経営のデータ分析等、農業者を技術面、経営面で支援するサービスのこと

支援内容

- ① ニーズ調査や試行的なサービス提供等のソフト経費
(補助上限1,500万円、定額（1事業実施主体当たり））
- ② サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入経費
(補助上限1,500万円（※）、補助率1/2以内（1事業実施主体当たり））
※補助上限額は、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円、
複数都道府県へサービスを提供する場合は5,000万円。

詳しくはこちら↓
農水省HP：農業支援サービス関係情報



お問い合わせ先

農林水産省農産局技術普及課スマート・サービスユニット（TEL：03-6744-2107）

87 農政に関する相談や、事業や制度についての質問がしたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

農業者・消費者・行政関係者の皆様からの、農政に関するご相談、事業や制度へのご質問などを受け付けています。

【農林水産省 地方参事官ホットライン】

○農林水産省では、全国の地域拠点に、農政を伝え、現場の声を汲み上げ、ともに解決する地方参事官を配置しています。

○農業者・消費者・行政関係者の皆様からの、農政に関するご相談、事業や制度へのご質問などを受け付けています。

※対応時間 平日 9時00分～17時00分

(注：大規模災害発生時は、農林水産省Webサイトで公開する各種災害に関する情報ページに、相談窓口として該当地域拠点の電話番号と対応時間が掲載されます。また、相談内容を正確に把握するため、通話内容を録音させていただきます。)

➤ お問い合わせ先

(お住まいの都道府県の拠点へお電話もしくはURLからアクセスして、メールにてお問い合わせください。)

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/toiawase.html>



都道府県	県域拠点	電話番号	メールフォームでのお問合せURL
北海道	札幌地域拠点	011-330-8821	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/sapporo/hotline/new_hotline.html
	函館地域拠点	0138-26-7800	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/hakodate/hotline/new_hotline.html
	旭川地域拠点	0166-30-9300	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/asahikawa/hotline/new_hotline.html
	釧路地域拠点	0154-23-4401	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/kushiro/hotline/new_hotline.html
	帯広地域拠点	0155-24-2401	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/obihiro/hotline/new_hotline.html
	北見地域拠点	0157-23-4171	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/kitami/hotline/new_hotline.html
青森県	青森県拠点	017-775-2151	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_ao.html
岩手県	岩手県拠点	019-624-1125	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_iw.html
宮城県	宮城県拠点	022-266-8778	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_mi.html
秋田県	秋田県拠点	018-862-5611	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_ak.html
山形県	山形県拠点	023-622-7231	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_ya.html
福島県	福島県拠点	024-534-4142	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_fu.html
茨城県	茨城県拠点	029-221-2184	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/ibaraki/28hotline/ibaraki.html
栃木県	栃木県拠点	028-633-3114	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/tochigi/28hotline/tochigi.html
群馬県	群馬県拠点	027-221-1827	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/gunma/28hotline/gunma.html
埼玉県	埼玉県拠点	048-740-5835	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/saitama/28hotline/saitama.html
千葉県	千葉県拠点	043-224-5611	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/chiba/28hotline/chiba.html
東京都	東京都拠点	03-5144-5253	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/tokyo/28hotline/tokyo.html
神奈川県	神奈川県拠点	045-211-0584	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/kanagawa/28hotline/kanagawa.html
新潟県	新潟県拠点	025-228-5216	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/n_soudan_madoquti.html
富山県	富山県拠点	076-441-9305	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/t_soudan_madoquti.html

都道府県	県域拠点	電話番号	メールフォームでのお問合せURL
石川県	石川県拠点	076-241-3154	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/i_soudan_madoguti.html
福井県	福井県拠点	0776-30-1611	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/f_soudan_madoguti.html
山梨県	山梨県拠点	055-254-6055	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/yamanashi/28hotlineyamanashi.html
長野県	長野県拠点	026-233-2500	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/nagano/28hotlineagano.html
岐阜県	岐阜県拠点	058-271-4044	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kikaku/161206_02.html
静岡県	静岡県拠点	054-246-6211	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/shizuoka/28hotlinehizuoka.html
愛知県	愛知県拠点	052-763-4492	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kikaku/161206_01.html
三重県	三重県拠点	059-228-3151	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kikaku/161206_03.html
滋賀県	滋賀県拠点	077-522-4261	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/hotline_shiga2812.html
京都府	京都府拠点	075-414-9015	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/4a24.html
大阪府	大阪府拠点	06-6941-9658	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/161215.html
兵庫県	兵庫県拠点	078-331-5924	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/3133.html
奈良県	奈良県拠点	0742-32-1870	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/b62a.html
和歌山県	和歌山県拠点	073-436-3831	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/20161212.html
鳥取県	鳥取県拠点	0857-22-3131	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_1.html
島根県	島根県拠点	0852-24-7311	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_2.html
岡山県	岡山県拠点	086-899-8610	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_3.html
広島県	広島県拠点	082-228-9676	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_4.html
山口県	山口県拠点	083-922-5412	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_5.html
徳島県	徳島県拠点	088-622-6131	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_6.html
香川県	香川県拠点	087-883-6500	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161205.html
愛媛県	愛媛県拠点	089-932-1177	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_8.html
高知県	高知県拠点	088-875-7236	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_9.html
福岡県	福岡県拠点	092-281-8261	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-1.html
佐賀県	佐賀県拠点	0952-23-3131	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-2.html
長崎県	長崎県拠点	095-845-7121	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-3.html
熊本県	熊本県拠点	096-300-6020	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212.html
大分県	大分県拠点	097-532-6131	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-4.html
宮崎県	宮崎県拠点	0985-22-5919	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-5.html
鹿児島県	鹿児島県拠点	099-222-5840	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-6.html
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部農政課	098-866-1627	https://www.oqb.go.jp/nousui/mail_form/mail_nousui